

第8日目（6月12日）

○議 長(黒滝松男君) おはようございます。傍聴の皆様、早朝から大変ご苦労さまでございます。きのうは天気恵まれて、5,000人を超える方からグルメマラソンにおいでいただいたというふうな報告を受けております。天気のせいもありましたけれども、大きな事故もなく終わったというようなことで、大変ご苦労さまでございました。

○議 長 それでは、散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、副市長から公務のため10時30分より中座の届けが出ておりますので報告をいたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問といたしますが、その前にお願いがございます。議場内では携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定をしていただくようお願いを申し上げます。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。質問時間制限は1人30分以内といたしますが、1人当たりの質問総時間のめどを60分以内とするように努めていただきたくお願いいたします。なお、総時間50分を過ぎたところで、「残り10分を切りました」とご案内いたしますので、よろしく願いいたします。初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。

質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問をしていただきたく、ご協力のほどお願いをいたします。あわせて答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁をいただきますようお願いいたします。

なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は最初の質問項目についてのみまとめて行っていただきます。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市町の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしく願いをいたします。

○議 長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市 長 皆さん、おはようございます。一般質問前の貴重なお時間をお借りしまして大変申しわけなく思いますが、しばらくお願いいたします。多分、皆様も非常に気にかかっているところだと思いますが、今、南魚沼市が鋭意進めさせていただいております、ふるさと納税の返礼品について、きょう現在のところを皆さんにご報告申し上げたいと思います。

6月1日から始めまして正味11日間、きょうの12日8時15分現在の数字を持ってまいりましたので、よろしくお願い致します。今のところ件数が467件、金額にしまして、寄附額であります。1,056万2,000円となっております。品目はこの467件のうち405に当たる部分が米というふうになっておりまして、あとはその他というようになります。当初予想したとおりの進

み方かなと思います。

大変数多く出しているというところも出てまいりまして、そういう意味ではこれからが楽しみといたしますか、我々もまた鋭意努力をさせてもらいたいと思っております。これからまたいろいろな農産物等の時期も迎えてまいりますし、特に今この時点に限っては、さほど旬ではないという時期であります、さい先は非常にいい状態だというふうに考えておるところであります、これからもまた鋭意努力させてもらいたいと思います。

私の個人的な見方の所感でありますけれども、なかなかこれまで自分たちで、ご自分でいろいろな形でインターネットを通じたりということで努力をされてきていた経験をお持ちのところ、やはりかなりその品目として選ばれているのかなというところがあります。これらにつきましても、今後多くの参加している皆さんがご自分のところでどうやったらアピール度が高まるか、そういうことのひとつ勉強もこれからこういう形で進んでいくのではないかという思いがありますので、それぞれまた参加されている皆さんにも、ぜひ勉強していただくような部分について発信もしていきたいと思っております。以上です。

○議長 質問順位 1 番、議席番号 25 番・若井達男君。

○若井達男君 おはようございます。傍聴者の皆様には早朝より大変ご苦労さまでございます。

それでは、質問に入る前に 1 件だけ、皆さんの手元に、これはきょう休憩中、開会前に配られたと思いますが、私のこれからの質問に関係がありますので、ご案内をさせていただきます。

小野塚彩那選手の世界選手権優勝祝賀会というのが予定されております。そして、その中には 2016 年度から 2017 年度までの活動報告、活躍報告も含まれると思いますが、そしてあわせて今後の報告についての激励会も予定されておることですので、ひとつ都合のつく方は 7 月 8 日だそうでございますが、ぜひとも大勢の皆さん方のご参加をお願いいたします。

それでは早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。きょうは確か 7 人くらい予定されてあると思いますので、極めて早めに終了するように努力いたします。

売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

通告内容は、売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼ということで通告しておきました。このスポーツ健康都市につきましては、私がこの議員の中で、何回か前段として八海山登山マラソンをはじめとしたときの、今ほど議長からもお話がございましたグルメマラソン、それから浦佐山岳マラソン、そしてちょっと後発になりますが、石打トレイル in コシヒカリマラソンということがスタートしたときに、このマラソンをひとつ南魚沼市の 4 大マラソンと位置づけて大きく成長させていこうというようなことを一般質問でしてきております。

まさに議長の冒頭のご挨拶の中にございました、きのうの盛会をまづもってお喜び申し上げます。あわせて先週につきましては、これは市長が若いときから大変に力を入れてこられた、いそしんでこられたオーストリア、チロル州セルデン町との 35 周年の記念年になっておりまして、記念式典、そしてその後、山岳リゾートに対するパネルディスカッション等が行われた。これはまた今までも、5 年前にも行われましたし、その前も行っておりますが、近年にない活

発な山岳リゾートに対するそれぞれのパネリストのほうからのお話でございました。これらもこれからの南魚沼市の先々に対して1つの大きな土台、肥やしになるのではないかというふうに私も受け止めてきました。そんな中でまたひとつ、今回の通告は、私そのもののスポーツ健康都市については、おさらいという格好になるかと思いますがお願いいたします。

2020年東京オリンピック合宿地に向けて当市の取組はいかに、ということですが、これは一昨年12月の一般質問時に私が昨年開催されました冬季オリンピックス新潟大会のそのあとを受けて、どのようにこのオリンピックをつなげていくかということの中に質問してあります。そのときもやはりいち早く当市に適した地に、この2020年の東京オリンピック、そして2019年にはワールドカップ、ラグビーワールドカップ日本大会が2019年には予定されております。そして、来年はこれまた皆さんご存じのように平昌の冬季大会、平昌五輪冬季大会が予定されております。そうしたところにやはりこれは新潟県の自治体——失礼ですけれども隣の市はちょっとまだ声が聞こえるかどうかですが、ほとんどの自治体が事前合宿ということで手を挙げております。やはり、これらがきちんとした事前合宿が行われたとき、底辺の底上げ、交流文化、地域おこしにつながる一番のもとだというふうに思っております。そんなことで、その後の当市のオリンピックに向けた、さまざまなスポーツ大会に向けた、当市の取組、合宿についての市長の考えを伺うところでございます。

そして、2020年に終わることではないのです。これも新聞等で報道されておりますが、その4年後、8年後のオリンピック会場も満場一致をもってIOCのほうで決定しております。まず、2020年の4年後についてはフランスのパリ、そしてそのまた4年後についてはロサンゼルス、ここで決定をするという、同時決定は今まで全く例を見ない方向でこれが示されております。これらについては、実際のところ私も詳しく調べてみてはおりませんが、オリンピックに対する子供たち、若年者の興味が大変薄くなってきているということで、いち早くこういったところを、候補地の争いでなくして、手挙げ争いでなくして決定を見て、それに向けて進んでいこうというのが根本ではないかというふうに考えております。

そういうことでひとつ、この2020年東京オリンピックに限ったことでなく、南魚沼市の将来に向けたスポーツ振興、これらを伺うところでございますし、あわせて南魚沼市が平成17年ですね、10月1日にはスポーツ健康都市宣言を行っております。そして、その後すぐに追いかけて12月7日だったでしょうか、8日だったでしょうか、日本体育大学と体育スポーツ振興に関する協定が締結されております。やはりこれらもひとつの大きな土台となる、この誘致についての土台となるわけですので、この辺についてもまた市長のほうから熱い気持ちをひとつ、壇上をもって答弁いただければというふうに思っております。

そして、それぞれのさまざまなこのスポーツを通した中の健康都市、そして若い人たちの成長、そのたどり着くところは健康寿命なのです。スポーツあってこそその健康寿命なのです。そして健康寿命については、これは平成17年12月、その前に質問していたと思いますけれども、南魚沼市は平均寿命は男女とも県平均を上回っている、全国平均に並んでおる。しかし、健康寿命が何歳ですかというと、すごく低いのです。皆さんご存じのように、南魚沼市の平均寿命

は、男子でも 80 歳になっております。女子でも 86 歳、約 87 歳になっておりますが、健康寿命は果たしてどうでしょう。女子で、これは近年のまだ——きょう、多分、答弁の中から出てくるかと思えますけれども、平成 26 年から平成 27 年にかけて健康寿命は、男子については 65 歳なのです。私はおかげさまでそれを何年かこうして健康で過ぎさせていただいておりますが、女性についても 66 歳というそういった健康寿命で、大きく寿命と健康寿命の間が乖離しているのです、離れているのです。やはりこれは、何をもって私たちは健康で毎日を送られる、これが一番の幸せであるというふうに思っておりますので、今の市の健康寿命への取り組みはどのようになっておるか。これまた市長のお考えを伺うところでございます。

そして、ライフワークステージに応じたスポーツ活動への参画はいかに、ということで記してありますが、これは特別私がこの場で言うことではなく、先ほど申し上げましたおととしの 10 月 1 日、スポーツ都市宣言がなされた、そのスポーツ都市宣言の中の基本的な方向性という中にうたわれているのです。やはり単なる競技スポーツだけでもいいではないかではなく、やはりライフワークの中にスポーツを取り入れていこうと。

そして、その先に何回も申し上げておりますが、健康で毎日の楽しい生活が送られる。できることならば平均寿命の中の健康寿命が少なくとも 5 年、6 年長くおられれば、ひいては医療費の抑制。今、国保も高い高いという声が出ています。それでこの健康寿命については、国保加入者については、なかなか正確なデータが出ないのです。健康であっても健康でなくてもなかなかつかみにくい。そういったところがあるわけですが、このライフステージに応じたひとつスポーツも考えていかななくてはならない。これらも日常生活のことです。当然のことなのです。以上で壇上からの質問を終了しますが、また答弁をいただいた中で必要あることについては、質問席から質問させていただきます。

○議 長 若井達男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 皆さん、改めましておはようございます。それでは、若井議員のご質問に答えてまいります。1 番目から 3 番目まで続けて答えさせてもらい、第 1 回目の答弁とさせていただきます。

売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

まず、合宿の誘致のことをお聞きになっておられまして、最初に県のほうの見解から先にちよっと説明をさせていただきます。この合宿の誘致につきましては、新潟県が平成 26 年 1 月 31 日に東京オリンピック・パラリンピック——オリパラと呼んでいますけれども——新潟県活性化推進会議こういうものを立ち上げまして、中央、国のほうの情報を県が収集をし、市に提供する、こういうシステムとなっています。最初の担当者会議というのが開かれまして、これが平成 26 年 2 月、この段階では当市は多くの競技種目で合宿誘致を検討していたということであったそうです。

しかし、平成 27 年 1 月に競技種目ごとのガイドラインこういうものが示されまして、残念な話なのですけれども、当市の施設ではほとんどの種目において事前キャンプ候補地ガイド——

こういうものができるのだそうですが、このガイドへの掲載が不可能であるということがそのときに判明したということです。合宿誘致には本大会における競技条件、本大会ですね、オリンピック、パラリンピックの本大会における競技条件と同じ条件の施設を決めているのはIFというところで、IFというのが国際競技連盟のことですがここの基準が必要で、例えばサッカーですと天然芝グラウンドを2面以上保有していること。テニスではハードコート、うちにある大原のテニスコートは、評価は高いのですが砂入りの人工芝ということです。そして、バレーボールでは決められた床面の材ですね。床面材、これがタラフレックスというそうで、弾力性に富んだ塩ビ系の床だということですけれども、これらを使い、かつ空調設備を整えた体育館であること。こういうことが条件としてあって非常に厳しいものがありまして、なかなか今そういうところに取り組みないということが今現在、これまでのことであります。

現在の話であります。当市の保有施設で条件を満たすと思われるものは、視覚障がい者の5人制のサッカー、それと自転車ロードレース、これは当初からの合宿候補種目でありまして、オリンピックでその後に追加種目となった、野球、スケートボード、これらはその基準の中の明確なガイドラインが示されていないために、候補種目として、我々市としては考えています。

例えば誘致を求める先につきましては、先ほど議員からもおっしゃっていただきました、オーストリアを含む姉妹都市でありますノルウェー、そしてニュージーランド、これらに積極的に誘致活動を行っていききたいというふうに考えているところであります。

2018年の来年冬、平昌冬季オリンピックにつきましては、モンスターハーフパイプや欠ノ上クロスカントリーコースを会場として、例えばスノーボード、フリースタイルスキー、クロスカントリースキーの各競技について、先ほど申し上げました姉妹都市関係のある3か国からも誘致できればと考えています。

私も就任後早速ですが、まだ全てに行っているわけではありませんけれども、このノルウェー、それからニュージーランド、オーストリアこれはそれぞれ大使館を上京の折に時間を見計らい訪ねさせていただきまして、その際持参しているものは全て英文の——ドイツ語はちょっとできませんでしたが、英文関係のこの南魚沼の、多分、もしかして来ていただけるだろうと思われる運動施設の全てを列挙したパンフレット、そして、やはり見てもらうのが1番だと思ひまして、画像に全部それを落としました。これらを持って営業をかけているという気持ちでやっております。

オーストリアのほうに対しましては、ドイツ語に、これだけはドイツ語に翻訳をしましたものを先回、こちらから出かけていただいた訪欧団の皆さんに持参をしていただくなどして、大使館も含めて両方向でやっていただき、それぞれ大使からはオーストリアのナショナルチームへの大使館からの、つなぎをしていただいているという状況であります。

それから、中国と韓国それぞれ新潟県に総領事館があるわけですが、これらに対しましても同様の、これは領事館を通じてやっているという形であります。考えられるのは、国際大学というすばらしい世界につながる我々は窓があるわけでありまして、これらにつきましては、これから上京の折には例え1か所、2か所であっても時間の折を見つけながら、141の国と地域と

我々は連携が保てるという状況がありますので、それぞれ鋭意やっていきたいというふうに思っているところであります。

事前合宿を行うかどうかという問題です。これはその国や、国よりもどちらかというところ、やはりその国のいろいろなスポーツの団体それぞれが主だそうです。それらの考え方にのっとっていきまして、特にパラリンピックに関しては、どの国も財政的に厳しく、事前合宿をほとんど行わないというふうにも、そういう情勢だということもちょっと聞いているところです。なかなか空港から近くなければだめだとかいろいろな条件があるそうですけれども、それでも我々はやっていきたいというふうに思っております。これらがたとえ実現しない場合にあっては、私としては南魚沼市のプロモーション活動に直結するものでありますので、諦めることなく継続していきたいと思っております。

2つ目の健康寿命へのという取り組みのことですが、この健康寿命は大変大きなテーマだと思います。これを延ばす、延伸させるためには病気の早期発見、早期治療による重症化予防とともに健康維持の3大要素だといわれています、運動・栄養・休養、これを害する生活習慣の改善が必要であるといわれています。働き盛りの世代から運動を習慣にさせていただいて、みずから健康の維持増進に結びつけていただくことが極めて重要だというふうに考えているところであります。

3つのうちの運動につきましてですが、ウォーキング、筋力づくり教室、介護予防事業など、自宅や身近な場所で手軽にできる運動など、これらを市報や健診での健診会場、また健康教室などで紹介をしています。また健康推進委員の皆さんと連携をさせていただきながら、地域での健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を目指してまいりたいという思いであります。

2つ目の栄養面であります。これも市では食生活改善推進員の皆さん、たくさんの方がついておられますが、この皆さんとの活動の中で連携をして生活習慣病である高血圧予防のため、塩分の摂取を減らす取組を継続していきたいと思っております。ことしの南魚沼市の大きなテーマが「血管が危ない！」というスローガンで今やっております、これらを引き続きやっていきたいということです。

特定健診の受診率につきましては、平成27年度の数字であります。51.6%、これは前年比横ばいということになります。年1回の健康診断を受けることの大切さをさらに啓発させていただいて、健診後の保健指導、また健康推進員の皆さんと協働する、一緒にやっていく、そういう中で地区活動を通じまして、生活習慣の改善と重症化予防に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。特に今、市民病院で専門の方が病院長にあらわれているわけですが、重症化すると透析治療が必要となります慢性の腎臓病や糖尿病の重症化予防のため、健診結果において緊急度の高い場合には専門医のいる医療機関受診を促す取組を進めているという状況であります。

喫煙、私がいまい言えないところではありますが、喫煙による慢性閉塞性肺疾患などの予防のため、健診会場での簡易検査を試行的ではありますが現在市は始めたというところがあります。

健康寿命の話がありましたので、若干触れます。これは県のほうのデータで申しわけないのですが、先ほど議員がおっしゃった平均寿命は、男性 80 歳、そして女性で約 87 歳。健康寿命で言いますと、ちょっと先ほどの数字は市のほうのことを議員がおっしゃいましたけれども、我々がかんではいるのは県のほうですが、男性で 71 歳、そして女性で 74 歳、この差なのです。この健康寿命から寿命までの間ですね。男性の場合で 8.8、約 9 年、そして女性の場合で 11.98、約 12 年ということが言われておまして、これをいかに縮めていくかというのが、先ほど議員もおっしゃいました医療費の抑制も含めて、大変大きなテーマになってくると思っております。

3 番目のライフステージに応じたスポーツ活動ということですが、ことしの 3 月に策定をしました第二次スポーツ推進計画の策定のために、昨年 6 月に南魚沼市民 2,000 人を対象としたアンケートを行っています。この結果ですけれども、50 歳代の男性、そして 30 歳代の女性のスポーツの実施率が低く、男性はスポーツの引退層であること、また女性は子育て世代であることが大きな原因なのかなというふうに推測をしているところであります。ここの 2 つが特徴的であります。このようなスポーツ実施率の低い世代に対しては、気軽にスポーツをする意識づけやきっかけづくりが重要であると考えているところであります。

市の南魚スポーツパラダイスでは、未就学児、小さいお子さんから受講可能な水泳教室、そして小学生以上には各種のジュニアスポーツクラブ、これはたくさんございます。そのほかに一般成人以上向けの、一般成人になっている方の各種の教室が開校されています。また、昨年度からですけれども、女性向けの託児つきのリフレッシュ教室、こういったものもメニューに追加されるなど、スポーツ実施率の低い年代、先ほど言いました年代に向けての取り組みを進めているというところであります。

さらにですが、第二次スポーツ推進計画で掲げました市内 2 番目の総合型地域スポーツクラブの創設、これにつきましてもその内容についてこれまでの南魚スポーツパラダイスとはまた一線を画すものを、今、検討をしているところであります。これらによりまして幅広い年齢層からスポーツに参加していただける仕組みを創出していきたい、そのように考えているところであります。

最後といたしますが、議員がおっしゃいました日体大さんとのスポーツを通じたこの協定であります。これにつきましても就任以来、まずは松浪理事長さんから今度、具志堅理事長にかわられました。具志堅さんは体操の昔のすばらしい選手でありましたが、お会いさせていただきまして、日体大との関係、これからどうするかというところであります。きょう、先ほど触れられておりませんが、例えばトランポリンの施設が、大変今、活況を呈するほど利用者が多くなりましたが、ここでの事故等も問題になってきました。正確な使い方、そして指導、これが大切になってくると思えます。

例えばそういう指導に当たっていただく。部活動のさまざまな指導者も今なかなか現場では大変な思いをされていますが、では、クールダウンとはどういうものか、アップとはこういうふうにするべきだとか、さまざまな運動の指導法はあると思えますが、それらを学術的な見地

から日体大さんは非常に高いもの、日本で一番のそういう見地があるわけです。そういったものを定期的な南魚沼市への招聘を含めて講義を行っていただくとか、指導者を集めてそういう教室を開いていただくとか、さまざまなことが考えられていくと思います。特に先ほど健康寿命の話が出ましたが、中年からまた高齢に向かう皆さん、高齢者の皆さんに対する健康指導、例えばスポーツを取り入れたこれまでにない筋力づくりだけではない、またそれらも含めたそういうことを提案していただくということを実施していくということも、非常にこれから大きなテーマになるのではないかとこのように考えているところであります。とりあえず最初の冒頭の答弁とさせていただきます。

○議 長 25 番・若井達男君。

○若井達男君 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

それでは、1 問ずつ質問させていただきます。この合宿地、事前合宿を含めた中ですが、今ほどの市長の答弁を伺いました。一言で言ってこの前の私が平成 27 年 12 月、そのときに伺った答弁とあまり違いはない。ただ、大きく違うものは、今ほど市長がこの外国大使館まで足を向けて、そしてそちらのほうに、まさに一生懸命な取組をされているという点は本当に評価される場所だと思っております。

この前の答弁は、やはり大原運動公園多目的グラウンドでの視覚障がい者、5 人制のサッカー、これも答弁いただいております。そして、ほかニュージーランド、ノルウェー、オーストリアの 3 か国への誘致の働きかけというのもいただいておりますが、今ほど申し上げましたようにこれらについての市長の前向きな姿勢が伺われるところでございます。あわせて、ベースボールマガジン球場、ベーマガ球場、そういったところでの健康関連の誘致事業。それとそのスケートボードパーク、そういったところはまだ規格が確かに決まっていないと思うのですが、そういったところの誘致というふうになっております。

この中でちょっと具体的になって恐縮ですが、今ほども何回か市長のほうから出ております、また私もこれも何回か一般質問の中に取り入れてきました、国際級の 160 メートル、ハーフパイプ。この前、入札で議会議決になって、またもう工事着手しているということですが、これが 9 月をもって、今議会中に指定管理者も決定は 16 日の日にやると思いますが、このモンスターパイプについての運営方向、またこれに対する誘致をどのようにお考えになっているか、まずその 1 点をお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

まず、先に種目のほうからちょっと入りたいと思います。先ほど制限があるという話がありましたが、私はこの間、非常に自分の中で大変感銘を受けたことがありました。というのは、昨年から来ていただいていたそうなのですけれども、中之島の小学校で 6 月 2 日から 2、3、4 だったと思います。ウィールチェアーラグビー。これはパラリンピックの、前回の両五輪、両パラの両五輪のメダリストの皆さんもおいでいただいていたのですが、このチームの合宿が、実は中之島小学校の体育館で行われました。

私もそれに実は行かせていただいて、実際にチェアに乗ってみました。そして小学生も初日には、中之島小学校の5、6年生が体育館に集まってきまして、大変車椅子の数も多くそろえていただいて、全部試乗して、そしてさらにそのラグビーを体験しました。私もやらせてもらって、先般テレビ放映もしていただいたし新聞にも出たということでありました。大変、選手の皆さんの前向きな明るさ、真摯さ、ひたむきさ、そして優しさ、こういったものが小学生の心にどれだけ響いたかなど。本当に素晴らしいものだったと思います。

これを見たときに、私どもの地域で先々年でしょうか、そのスペシャルオリンピックス、知的障がい者の皆さんの大変大きなイベントを行い、例えばこの地域には支援学校があり、非常にそういう意味では障がいをお持ちの皆さんへの理解、そしてそのスポーツへの理解というのが、これから萌芽といいますか、これから芽が出るところが私は大きいところがあると思っています。これらの決してオリンピック、パラリンピックの世界に向けたものだけではない、国内のそういう皆様の部分も、誘致やさまざまなほうへ向かっていくべきではないかと思いましたが、これらは市民のいろいろな気持ちの何ていうのでしょうか、向上といいますか、理解の向上とかそういうことにつながっていくのではないかなというふうに考えました。これらも非常に重視します。

今、実は東京の一生懸命にやっている23区の1つですけれども、渋谷区さんにこの間、伺ったときに、代々木体育館等を持っているわけでありまして、これらの中で渋谷区はオリンピック以上にこのパラリンピックに力を入れているということをやっていました。ぜひ、南魚沼市さん、一緒にやってみませんか、いろいろな形での交流ですね。こちらから子供を連れて本当の大会を見に行くとか、そういったこともまだ口約束の段階ですけれども、渋谷区長さんとは話し合いをさせていただいています。これらを含めてやっていきたいと思うところです。

2つ目のハーフパイプの件です。オリンピックで実際本当に来ていただいて、事前合宿。そして、ここからもうすぐに韓国が近いわけでありまして、空港の問題とか便の問題があるかもしれないですが、この中でモンスターハーフパイプ、そして併設をされている技の調整等に使えるトランポリン施設というのは、非常に大きなこれはアジアの中で今一番の環境が整っているというふうに思っていますが、これらがどのように功を奏するか。あると思います。

ぜひ、誘致に向けて頑張っていきたいと思っていますが、プラスしてこれは後続のジュニアの、子供たちの将来への施設であるという位置づけもありますので、この中ではいろいろところで今ちょっと話を始めていますが、できれば新潟県の大きなクラブチームの指定された施設にここがなるとか、そして全日本の関係の皆さんとどういうふうにつながれるとか、全国から多分、この練習環境を求めて子供たちもやって来るようなときを迎えると思います。そのときに我々が、では子供さんをお預かりする場合に、学校をどうするかとか、さまざまに発展性がある。また我々がそれを目指していかなければならない状況というのがようやく下地のところがそろってくるというところだと思いますので、頑張っていきたいなと、今そういう段階だと思っています。当然世界的な大会の誘致も含めて頑張っていくということでもあります。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

まさにそういったお考えが必要だと思っています。それで1点、私がこのハーフパイプ、フリースタイルのモンスターパイプについての心配が1つだけあるのです。小野塚彩那選手がここの世界選手権で優勝されましたね。そのとき、国内で同じ大会があったのですね。しかしながら、選手層が薄いかどうかわからなくて、外国に小野塚さんはじめとして行っておって、中止になっているのです、日本の国内大会が。それらを考えたとき、やはりこれは今市長が言われるように底上げをしないと。ジュニアからの底上げをしないと。1級の選手がやはり国際的な大会に出て活躍する。これもさることながら、国内の大会が中止になっては、今ほど市長答弁にあったように、国内の芽に向けてというところが本当に意味をなしてくると思いますので、ひとつぜひともその姿勢で行っていただきたいというふうに思います。

そして、あとこの冒頭、市長のほうから答弁がありましたこの施設については、それこそIOCの規格、そういったものに合致しないとなかなか事前合宿であるとはいえ難しいという、これも前回のときの答弁では伺っております。そうした中をこれは一昨年、南魚沼市が日体大と基本協定を結んだその時期に、青森県の3,000人に満たない今別町というのがあるのですね。ここが今度の2020年に初めてオリンピックに参加するモンゴル共和国の合宿を決めているのですね。2,900人ほどの人口の今別町、津軽湾に面した町です。そういったところが決めた。

しかし、これも何で決まったかという、今ほどの日体大の学長が具志堅幸司さんになったと、それはおっしゃるとおりです。モスクワオリンピックにボイコットで行けなくて、その後のソウルですか、そこでメダル5個だかを獲得。モスクワは1980年、これがときの時勢で日本は参加しなかったのですね。それで本人はそこに出る予定だったのですけれども、残念なことながら、個人の自費を持ってでも出ようかとした。しかし、これは諦めた。そしてその結果がその4年後のソウルだったと思いますけれども、そちらで花を咲かせているわけです。

そういうことで、誰がどこでどういう接点があるか。そういうものを持ってこそ今別町の町長さんは、フェンシングの日本の国内の団体の選手だったそうなのです。そのラインを生かしていち早くモンゴル。モンゴルはこの南魚沼市、私たちにとっても、市としても、また個人としても、また国際交流協会としても、かなり深いラインはあるのです。しかし、そのときの誰が、どこにどうしているか。そういう方向がつかめているかいないかによって違ってきますね。

今この具志堅さんの学長が出ましたけれども、今、日本の国外に出たアスリートのレスリングが、すぐ隣の塩ノ又で道場がありますね、伊調さんにしようが。そして、そういったところの人たちが、メダリストが、アスリートが、学長、吉田沙保里さん、これは自分の出てきた大学の副学長ですよ。やはりそういったところがひとつの人脈、そして自分の歩んできた道を生かしてそこにつなげておる。

幸いなことに、先ほど申し上げましたように具志堅さんが日体大の学長になった。そして、今度は私たちにも本当に意味深かった鈴木大地さんが——坂戸のプールで合宿したそのメダリストが、初代スポーツ庁長官になっている。そういったところがひとつこれからのまたより一

層の、市長のトップとしての、トップセールスにかかっているのではないかと、そんな気がします。ですが、ひとつお願いするところでございます。

それでは、次の健康寿命についての話を若干させていただきます。そして、この健康寿命の要素も、今ほど市長のほうから3大要素があるのだと。その中に生活習慣病という本当に大敵もあるのだということも答弁をいただきました。まさに書き物にもそのとおりあるのです。しかし、書き物の中には、つい最近出た書き物には、健康寿命は遺伝子も、遺伝にも大きく左右されていますよということが報道されています。これも若い人でなく90歳以上、そういった人たち2,000人を調べてみたら、遺伝がその食生活、日常生活にかかわらず大きく関係しているのではないかというようなこともあるわけですので、ひとつ当市としては当市としての健康寿命をきちんと把握していく。そして、その中に今言った日常的な生活はまさにそのとおりですので、それにプラス横出しをやっていくという、そういったことではないかと思いますが、その点について市長お考えありましたら1点伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

健康寿命については、私も体形的にはあまり人に申し上げるような、指摘もありまして、気をつけようと思っているのですが、今、毎日朝歩き始めまして、なかなか絞れませんけれども。実は、ちょっと余談になって申しわけないですけれども、きのうもグルメマラソンの開会式であまりに健康あふれる皆さんの前に恥ずかしくもなりまして、来年のグルメマラソンでは、私みずから出場させていただきますと言ったら非常に受けまして、そんな話もしました。が、本当にみずから、まずは隼より始めるということで、私も気をつけていきたいというふうに思っています。

この中で、よくこの席でも議場でも話をさせてもらったのですが、健康寿命というと自分の親を見ていて特に思いましたし、そして、例えば選挙戦中もたくさんの地域を回っている方にお会いする中で、女性の膝が痛いという方がこれほどいっぱいいるのかということとは、もう実感として思ったわけです。これらが恐らく、なかなか痛がるばかりに外に出にくくなる。そして、それらがまた高じるとどうしても転んでしまうとか、そして、そこではけがをすると寝たきりの要因になっていくとかいろいろあると思います。

これらについて今、健康づくりのサポーターの皆さんとも話をさせていただいたり、そして、新たな視点として先ほど言った日体大の皆さんとか、それから病院の関係の皆さんとか、先生方にもこの話は機会があれば必ずさせていただいて、まだまとまりませんが、特に女性に多いこの膝痛をゼロにするということが、ただの膝痛ではなくて健康寿命に直結している問題だなという気づきがありまして、多くの皆さんからそういったところに、なるほどという声もありますので、これらを何か成果として組み立てていきたいという思いがしています。

私としてはあまりまだ具体的なところまで、それ以上は言えませんが、極めて健康寿命の問題というのは大きな問題だと思っています。そして、先ほどさまさまな……(何事か叫ぶ者あり)では、私のほうは、今のところは以上でございます。

○議 長 25 番・若井達男君。

○若井達男君 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

それでは、次の3番目のライフステージに応じたスポーツ活動ということですが、これも市長のほうから答弁をいただいておりますので、基本的には全くおっしゃるとおりだというふうに私も感じております。ただ、その中で、ライフステージとは言いながら、やはりスポーツ関係は外からの誘客、これも市長はいつも、あらゆる方法、手段をもって誘客ということは言っておられるわけですが。ちょっとこれは質問通告になくて、細かいことがちょっと出ないかもしれないかもしれません。もし、あれでしたら課長のほうにでも答弁をさせてください。

ライフステージということで、まずは冬季スポーツの中のスキーです。スキーについての私たちの市民に対するそれぞれのリフト券の割引券、サービス等がこれは今も扱われていると思いますが、これらの内容がわかりましたらひとつ、簡単に結構ですがお知らせください。

そしてまた、とりあえずここで、また次の質問はこの後またさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

大体わかっているつもりなのですけれども、具体的には担当の部課長に答えさせますが、なかなか割引が、市民の皆さんからの要望、議会からもいろいろな要望が出ていたと思います。これらを全部クリアといいますか、実現というのは難しかったかと思います。ときどきには不正使用の問題があったりとか、いろいろなことで障害があったというふうに聞いているわけですが、ただ、なかなかずっと言ってきたりも難しかった。しかし、今回ふるさと納税の返礼品を、市が市内のさまざまな業界の皆さんとつながって一緒になってやっていこうという機運の中で、恐らくリフトの関係の皆さん、索道事業者の皆さんもスキー場さん、さまざまな形でこれから商品、返礼品の設定をしていただいたりする中で、我々と一緒にやっていくことになると思います。

これらの中でやはり理解がより進んで、必ず前に向いて市民の皆さんの要望に近づくことができるのではないかとこのように考えているところではありますが、これまで以上にこの実現に向けて頑張っていきたいという思いはしているのです。伝えてもあるのですけれども、そういうことをご理解をいただきたいと思いますが、具体的な数字はでは部課長から答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

〔「簡単でいいですよ、大雑把で」と発言する者あり〕

○産業振興部長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

申しわけございません。直接資料を持ってこなくて詳しいお話ができませんけれども、事業につきまして、事務につきましては産業振興部で、予算につきましては教育委員会の予算ということになっています。おおむね補助が200万円だったと思いますが、スキー場の協議会の枠組みの中で協力をいただきまして、児童・生徒それからプラス関係する教員の方々について割引をさせていただいて、子供が1万円、それから教職員の方が1万5,000円だったかと記憶してございますが、確認をさせていただければと思います。以上です。

○議 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

ちょっと通告外ですので、ご配慮をお願いいたします。

25番・若井達男君。

○若井達男君 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

通告外と言っても本来であればさっと出なくてはならない。それがやはり皆さん方ですよ。

それでは、いま1点です。同じライフステージの中ですが、私たち会派でことし1月17、18、19だったと思いますが、熊本のほうに行政視察に行っていました。これもいちいち言うとは本当に3日くらいかかりますけれども、最後に水俣市に行ったときに、私たちが1日の研修を終えて夜のクラブのメンバーで意見交換をしているところに電話が入ったのですね。その電話はそこに、お仕事をされている方のところに入って、お母さん、私は今、新潟にいるのと、写真まで送ってきて、そうしたら私たちが新潟だということはわかるものですから、写真を見てこれはどこですかと。見たら、この建物だと妙高かな、上越かななどという話をしていたのですけれども、南魚沼市ですよ、ということ。そしてその建物をちょっとこういう建物ということ、今度は地元で電話で送り返して、こういうのがありますか、と言うと、あります、あります。それは花岡だ。丸山ということで、これは高等学校の高校生のスキー研修だった、スキー授業だったですね。

そういうたちで私たちは、すばらしい皆さんが南魚沼市に来ている、しかし、それも把握できていない。そんなものですから、市長のほうにその報告が出ていると思いますけれども、それに限らず冬季間の市外の小中学生、その辺について中の調査の上、やはり、あしたへつなげる御礼、ご挨拶は必要ではないかと思いますが、今言われるライフステージですよ。そういった中にこれは一番の外からのひっぱりだと思いますが、いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

議員のご指摘のその全部を把握しているかという、正直言って私が全部を把握してはいません。ただ、それは今、言われてた気がつきです。私としては就任後、さまざまな形でこれは求められた場合、わかった場合を含めて歓迎のご挨拶に来ていただいた方に直接出向かせていただいてやっています。そういう姿勢を持ってやっていこうと思っています。

例えばいろいろな会社さんの研修会、そういうことがこの市内で行われている場合、時間の都合が許せば、なるべくそういったところに顔を出させていただいて歓迎の言葉を述べる、こういう姿勢が非常に大事だと思っています。プラス、上京の回数が非常に多くなってきておりますけれども、こういったときにも近くに——近くという意味だけではなく、できれば時間を割いてそれらの団体の皆さんのところに御礼と、そして来年にもつながる、ぜひまたおいでくださいという話をしていきます。

これらは小学校、中学校、高校を含めた、また大学も含めた、そういう学校に対しても当然同じことだと思っていますので、私としてはそういう姿勢を持ってやっていきたい。それが首長の非常に大きなまた、顔を出すということが大きなことだと思っています。それには情報が

なければなりませんので、これは議員諸兄にもお願いしたいと思っておりますが、できるだけそういう情報をお寄せいただいて、情報があればそれに向かってまた対応してまいりたい。また、今ゼロの、来ていないところに対する営業も含めて私の姿勢としてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 総時間の残り 10 分を切っておりますので、まとめをお願いいたします。

25 番・若井達男君。

○若井達男君 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

市長からやはり前向きな今の質問に対しても、まさにおっしゃるとおり、そのとおりだと思っています。時間もまいってきておりますが、私が今まで言ってきましたスポーツ健康都市宣言がなされております。この後はひとつ健康寿命都市日本一、やはりそういったところを目指すべきであると思っております。そのためにことし 4 月から市長肝いりの教育委員会のほうには生涯スポーツ課、そして総務部のほうにおいては U & I ときめき課。市長の大好きな U & I ときめき課、そういったものが新たに設定されておりますので、これらを生かした中からたどり着くところが健康寿命都市となるように私は考えております。あわせて、スポーツ健康都市宣言は行われました。そして懸垂幕も出ました。これは季節、時期を言うものではあれはありません。やはりこれは市民に広く知らしめるために懸垂幕というのはあっていいものはやはり掲げるべきだと思いますが、どうですか。

○議 長 市長。

○市 長 売り出せ、スポーツ健康都市南魚沼

ただいまのご提案のあった健康寿命都市日本一、非常にびっと頭の中に響きましたので、検討させていただきたい。懸垂幕につきましても庁内でいろいろまた諮らせていただいて、なるほどと思うところがありますので頑張ってもらいたいと思っております。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 19 番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

「南魚沼市環境基本計画」への取組について

今回は「南魚沼市環境基本計画」への取り組みについてということで行わせていただきます。このことにつきましては、平成 26 年 3 月にやはり一般質問で取り上げさせていただきました。確か平成 26 年 4 月には、この後からまた出ますけれども、見直しをされているということでもあります。私も、先般、またこういったことで南魚沼市の環境基本計画を改めて見てみました。副題には、「南魚沼の豊かな自然と共に生き、次の世代に力強くつなぐ」ためにと記されています。ご承知のとおり平成 18 年から 1 年をかけて検討がなされ、平成 19 年に策定をされました。この環境基本計画でありますけれども、合併によって南魚沼市が誕生するとともに制定されました、南魚沼市環境基本条例に基づく、さらにその中の第 3 条の「環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるよう適切に行わなければならない」「環境の保全は、環境の保全上の支障を

未然に防止することを基本に、環境にやさしい循環を基調とする社会を構築することを目的として行わなければならない」「地球環境保全は、市、市民及び事業者がみずからの問題として捉え、全ての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない」といった基本理念を具現化して計画的な推進を図るためのものであります。

そして、先ほども申しました制定から7年後の平成26年に見直しを検討され、見直しされ、現在3年目となっています。そして、最初から言いますけれども、内容を見てみますと、この基本計画の第1章が、計画の理念ですとか位置づけ、役割、それから計画の推進の管理等からなる基本計画の基本的な事項。第2章が環境基本計画の目標と基本方針。そして、第3章が第2章で掲げられた3つの基本方針を市、市民そして事業者、それぞれがその立場の中で具体的に実践すべきことを示している行動計画からなっています。

そして、この行動計画ですけれども、例えば第3章の基本方針1の健康で安全な生活環境をつくるといった項では、自動車の排出ガス、放射性物質と大気汚染、地盤沈下対策、都市環境計画の推進など。そして、基本方針の2の豊かな自然環境と共に生きるでは、水辺や森林環境の保全、豊かな森林資源の活用やふれあいの機会の提供など。そして、基本方針3の持続と循環のまちをつくるでは、廃棄物対策、資源リサイクルの推進、エネルギーの有効活用、さらに環境教育の推進など、まさにこれからの南魚沼市にとって大切なものが整理をされ掲げられていると思っております。

それで、この数ですけれども、およそ200項目といった大変膨大なものとなっています。そんな中で行政当局としてはさまざまな施策を行う上で、環境の視点で総合計画を推進する基準となっていくと考えています。そんな観点から地盤沈下対策と一般廃棄物対策について伺いたいと思います。

まず、地盤沈下対策については、この環境基本計画の中でもさまざまな箇所でも触れられています。このたび市民の方々からも強い要望をいただいた中で南魚沼市地下水採取に関する条例を改正するとの方針を示し、市政懇談会などでも説明をしてきているようですけれども、地盤沈下に対する認識と今後の地盤沈下抑制策についてまず伺います。

同じく南魚沼市環境基本計画には、一般廃棄物についてもごみは出さない体制づくり、そのために徹底した分別収集体制の構築、ディスプレイの導入などが上げられていますけれども、現状をどのように認識しているかを伺います。

また、新ごみ処理施設の建築、建設については、いかに生ごみを減らすかが大きな課題となると考えております。そういった意味では現在リフォームの際に補助金がついているディスプレイについて、新築の際などに補助金を出す考えなど推進していく考えはないか、市長の所見を伺います。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは樋口議員のご質問に答えていきたいと思っております。

「南魚沼市環境基本計画」への取組について

大きく3つのご質問かと思っておりますので、まとめていきたいと思っております。私も議員の時代に環境委員会のほうの、議会から選出されているメンバーになったときに、項目の多さに非常にびっくりしたという記憶があります。議員おっしゃっているとおり平成26年に改訂をしました、市の環境基本計画では、地盤沈下対策について地下水に依存しない消融雪システムの構築、そして地盤沈下の継続的観測、地盤沈下問題に関する認識の共有化、この方針を掲げています。またこの計画の推進、雪の中での暮らしやすさの推進においても地盤沈下を取り上げまして、地盤沈下が市民生活にさまざまな影響を与えているという認識のもとに計画を策定したということでもあります。

この基本的な考え方については、今も今後も変わることがないと思っておりますが、地盤沈下区域における地下水の採取につきましては、地下水に依存しない生活の推進から、地下水を適正に利用して生活の保全を図る方向に方向転換をしたということでございます。現在、9月定例会に条例改正案を提案すべく作業を進めておりますが、環境基本計画につきましても条例改正にあわせてこの部分につきましては改訂をする予定でおります。方向転換をした部分です。

基本的な考えは変わらないと申し上げましたとおり、地下水に依存しない消融雪方法の追及、これに頼らない追及、そして地盤沈下の抑制は今後も行ってまいります。これまで20年以上にわたり研究、実験などを行ってまいりましたが、経済性や効率性の面から地下水にかわるなかなか有効な消融雪方法は普及ができなかったというふうに認識をしているところであります。

この間、住民の皆さん、特に規制区域の住民の皆さんの高齢化、それから、既にあるくみ上げることができた既設の井戸の劣化が大変進行してしまっていて深刻な生活不安を生じかねない状況に今、立ち入っているという認識の中から、このたびの方向転換を決意したというふうに考えているところであります。今後とも可能な限り地下水を使わない暮らしを模索はしていくという基本認識は堅持をしていきたい。そういう意味では大きく変わるところはありませんが、この部分で変わっていったということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

典型的な七公害と言われている一つであります地盤沈下であります。その進行を放置することは決して許されません。地下水を適正に利用し、地盤沈下を抑制するには、節水が最も重要だということになった。たどり着いたということだと思います。間欠運転機能付きの降雪検知器、まあスノーコンのようなものでしょうか。この普及を図る必要があるということでもあります。新規の井戸設置者に対しては、この検知器の設置をまずは義務づける。そして、これまで既にあった井戸の皆さん、所有者の皆さんに対しては、その設置費用の補助を行う形で設置を呼び掛けていくということが考えているところであります。

この間欠運転機能付きの降雪検知器は、この冬の実証実験などによりまして2割程度の節水効果があることが確認をされています。揚水量全体の削減に貢献できるものと我々は考えているということでもあります。地下水の低下をまずは遅らせ、低下した水位を早期に回復させる効果があるものというふうにも考えているところであります。これは一般の消雪用の井戸だけではなくて、特にうちの地区で大変な問題だと思っているのが、道路消雪用の井戸。これにつき

まして国また県の協力を得ながら、最新式の降雪検知器の設置も、行政もですね設置をするようにということを推進していきたいというふうに考えているところであります。さらに検知器の機能が有効に発揮されるために、地下水の利用状況を監視して、指導、勧告、これらをする体制を確立したいというふうに思います。

現在の地下水を市民の皆さんが情報共有ができるシステム、これらを構築することも非常に大切でありまして、要するに問題の共通認識を図っていきたいということが大きなテーマであります。地盤沈下をゼロにすることはできません。できませんが、住宅などへの被害が生じない範囲に抑制をして、適正かつ有効に地下水を利用していく方法を今確立しようとしているところであります。

多分、2つ目のこれは分別収集といいますか、ごみの問題ですけれども、この現状認識はどうかということでもあります。環境基本計画の中では基本方針の1つとしまして、持続と循環のまちをつくりあげ、ごみを出さない生活スタイル、そういう地域づくりに努めること。そして、徹底した分別収集体制の構築、つくりあげることによって、廃棄物発生量のその削減を図ることをこの基本計画では掲げているところです。

平成26年からはもうご存じのとおりだと思いますが、市では古着、それから古い布、古布——古着と古布ですね。そして平成27年からは不用食器類の分別の回収を始めました。さらなる分別を模索し、考えていきたいと思います。ごみの減量化、資源化はごみ処理行政において永続的な課題でありますけれども、さらなる分別というのが、言うほどになかなか簡単ではない。市民の皆さんにとっては負担を課すことというふうになります。なるべく無理がなく、そしてご協力いただけるというように段階的にレベルを上げていくという必要があるのではないかと考えているところであります。

新ごみ処理施設の建設に伴う生ごみ処理の問題であります。可能な限りの資源化、減量化、こういう施策を実施した上で全量を新可燃ごみ処理施設で焼却処分するという方針を、この処分場では考えているわけであります。生ごみ減量化の手始めとして昨年から2市1町、魚沼市、湯沢町を含めた2市1町共同で食べ残しゼロの運動をやったりとか、生ごみの多くを占めているのが宴会場の食べ残しによるごみになってしまうということでもありますので、これらに努めていったりします。

家庭用の生ごみ処理機の購入費の補助も継続して考えているところであります。今後も生ごみの削減に向けて市民意識の向上と啓発に努めていきたい。生ごみが軽減されるだけでごみの量というのはものすごく減るということでもあります。そして、その長寿命化も図れるということでもありますので、ぜひ取り組んでいきたい。私が今恥ずかし気もなく石場かちをいろいろなところで歌わせていただいているのもこの一環でありますので、ぜひ、議員の皆さんからも引き続きご協力をいただきたいと思いますというところであります。

まず、3つ目にあたると思いますが、ディスポーザーの導入。これによる現状のまず認識、それとまた新築をする際の、家を建てるときの補助金というものをどう考えているかということですが、これにつきましては国や県との協議を経まして、下水道の管路——下水道の

管ですね、管路や浄化槽への影響があるかないか、これらにつきまして実証実験を行った上で導入が可能になった。ご存じのとおりであります。

当市では県内の自治体には先駆ける形で平成 27 年にディスポーザーの導入を開始したと。同時にリフォーム補助金の活用、また、広報活動などによりまして普及を図ってきたところではありますが、ありますけれども、設置数は現在 40 機程度にとどまっているということです。設置するには工事費込みで 10 万円くらいかかるということや、下水道使用料が月 500 円上乗せをされることなどから設置に消極的な市民が多いのではないかというふうにも推測をしています。あとはまた今のある何て言うのですかね、洗う場所の——シンクですかね、そこからつなぐそのなかなか規格が難しいのだとかいう話も聞いていますけれども、なかなかその設置が進んでいないという状況です。

しかし、また設置した市民の皆さんからその利便性というのですか、その高さは非常に評価を得ているということでもありますので、PR などによりまして普及も促進すると、だんだんされるというふうに考えているところでもあります。現状では新築時の補助金制度の創設等は考えていませんが、今後国や県と協議しながらさらなる普及に向けて取り組みたいと考えています。気持ちとしてはディスポーザーの普及に、これからいろいろな政策展開をどうしてもやっていかなければならないだろうなという思いは持っているところでもあります。以上でございます。

○議 長 19 番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

それぞれお答えいただいたので 1 つずつこれからもう少しお聞きできればと思っております。地下水の対策ですけれども、やはり、地下水、地盤沈下について、きちんと取り組んでいくんだと、この姿勢が変わらないということで大変安心したところでもあります。その中で、どういう形で取り組んでいくかということがまた大変難しいことなのでしょうけれども、またお話があったように、20 数年来、多分行政としてそのことには取り組んできたはずですね。地下水に頼らないとか何とかということで、取り組んできたけれども、いまだにきちんとした成果が出ていないということで、これは本当に簡単に取り組む、取り組む、何かを見つけていくといいながらなかなかそれは大変でしょうし、そのことに職員の皆さんがね取り組むのか、あるいはどこかにきちんとした形でそういった研究機関など、やはりそういう専門的なところをお願いをしなければこれはいけないのだろうなと私は思うのですが、その辺についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

いろいろな学術的知見をお持ちの皆さんにお話をするとか、特定なそういう研究センターがあるのかはちょっと私が存じ上げないところもありますけれども、さまざまな皆さんに手伝っていただきながら市としてやっている。ただ、市がこれを「皆さんお願いします」という完全にそういう姿勢というのは、ちょっといかがなものかというように思っていて、その辺につきましてはちょっと担当の部課長のほうに答えさせたいと思います。気持ちとしては、大変

大きなテーマでありますので、市も一緒になってやっていくという姿勢に変わりはないのかなという思いはしていますが、ちょっと答弁させますのでよろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

私も1つ全部お任せできるような機関があれば大変ありがたいと思うのですが、残念ながら私もその点はまだ情報を得ておりません。いろいろな研究をされている学者さん、研究機関はありますので、そういうところから情報を得て、我々のほうから積極的にその情報をつかんでいくという活動のほうが、私は有効なのではないかなというふうに思います。長岡と南魚沼市でも全く雪の降り方が違う。ものすごくポイント的な研究が必要になってくるかと思えますので、もう少しその点は細かに研究をしていきたいというふうに思っています。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

それで、例えば今までに市役所の駐車場の融雪の電気のを入れたりとか、あるいは前市長のちょっとあれだけども、通るだけでお湯になるものがあるとかということ、いろいろそういったものを提案していただく方もいたり、研究者もいたりということなのだけれども、そこら辺が本当に有効なものなのか、あるいはどういったものなのかを、どういった判断で採択しているというか。取りつけている、その辺の基準というかそれが皆様方にそういった、言っているけれどもこれが本当に学術的に、いわゆる技術的に大丈夫かなとか。そういったものは例えば来たときに、「ああ、よさそうだ」とか言うのか、それをまた検証していただける機関があるのか。こういう話に来ているけれども、本当にこれはそういう電氣的にそんなになるの、電気が勝手に何度になるととまったりと、そういうことができるのといった検証を入れた上で、今まで採用してきたのか。その辺についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

私が全部答えられるかどうかわかりませんが、それほどにこの雪を消すと、消融雪というのは大変なテーマで、日進月歩はありながらこの地はそこに苦しめられていたゆえにいろいろな技術が提案されるとそこに飛びついていった。結果的にですよ。でも、その人たちは本当に大真面目に我々先輩はやったはずであって、決して過去の人たちを否定することはできないと思いますし、そのときの本当に切実な思いでそれをではやってみようということで初めて取り組んだのだと思います。

結果として我々が今たどり着いているのは、いろいろなことは言ってきてみたけれども、この地下水の有効利用がやはり最も経済的で利便性も多く、有効的であるということにたどり着いた結果が、今、条例改正に向かっているというふうに認識をしています。ただ、これはここで終わるということではなくて、先ほど冒頭の答弁で申し上げましたとおり、地下水は有効に利用させていただくが、当然地盤沈下は絶対には防げない。なので、これはあらゆるこれ

からの技術の革新とかも含めて、やはり我々が注視をしながら両方を合わせ持ってやっていくという姿勢は堅持していくというふうに話をさせてもらっている。その辺でご理解をいただきたいとは思いますが、これだったら大丈夫だといったら我々は誰でもやるわけで、そうではなくて、南魚沼、特にこの六日町の地域の皆さんは、全国に先駆けた新しい技術をいち早く試しながら進んできたというのが歴史だったのではないかなという思いがしています。どこかで検証してもらおうということは大事かもしれません。では、これについてもちょっと部課長のほうからの見解を述べさせてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

確かにいろいろなことを旧六日町の時代から通じてやってこられたと思います。諸先輩方の努力には本当に敬意を表しますし、我々は本当に頭が下がります。よくこれだけやってきたなと思います。ただ、それは何でこれを採択したのか、やろうと思ったのかということについては、申しわけありませんけれども、詳しい判断基準はわかりません。ただ、あの時代はとにかくこの条例でもって地盤沈下区域の井戸の新規掘削をとめたという、本当に歴史的な、あるいはよくこれができたなと思うくらいの条例規制をしたわけですね。それに対して何らかの答えを出さなければいけない。やれることは何でもやろうという時代があったのではないのか。考えられる、あるいは研究されていること、やれることはみんな1つずつやっていこうというくらいの気迫があって、行ってきたことではなかったかなというふうに私は感じております。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

本当にこれは大変なことなのだと思いますし、今、答弁にもありましたけれども、当時、本当によくこの規制をかけたなと。そこについてはかなりやはり切迫した理由もあったり、これだけ、個人のいわゆる資産ですよ、地下水。そこに規制をかける、あるいは新規には掘らないでねというようなことをする。そして、それを当時町民の皆さんだったと思いますが、理解を得てそれを条例化して進んできた。これは大変本当に重たいことなのだと思いますし、それだけやはり地盤沈下、あるいは公害ということについても、きちんと考えた上で大変な決断をそれぞれの方々がしてきたと思っています。そのことをぜひ、強く受け止め、重く受け止めた中で、もちろんその地盤沈下については抑制していく。このままでいいわけではないというお話をいただいておりますので、そういった方向で進めてもらいたいと思います。

ただ、その中で、これは初日にもありましたけれども、社会厚生委員会のその地盤沈下のといいますか、地下水の採取についてということの中で、住めなくなる土地の公害をなくすことに何の意味があるのかという答弁が、執行部側からあったというお話が出ましたけれども、ここについては私はやはりこれはちょっと違うのだろうというふうに思います。このことについて所見があったらお聞かせを願えればと思います。

○議 長 市長。

○市長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

今ほどの議員おっしゃったところ、私はちょっと聞いておりませんでしたので、ちょっと今ここで、つけ焼き刃のちょっと発言は答弁できませんので、多分それを発言したと思われる部長のほうからちょっとまずは話をさせます。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

確かに議事録に載っておりますように、そういう発言をしたわけでありまして。大変申しわけありませんでした。その言いわけになりますけれども、意図を説明させていただきたいわけですが、1つは「公害」ということについてどう思うかということをお聞かせされたわけでありまして。それは重大な公害ですと。地盤沈下というのはもう一旦起きてしまったら、取り返しのつかない公害なのですと。それはとめていかなければならない、なくさなければならぬ。これは大前提でありますし、それは行政の務めでありまして。第一の務めでありまして。

ただ、公害であるということで、ぴしゃっとそこで戸を閉められていいのかと。ここに人が住むことのほうが、あるいは優先されることではないのか。それも一緒に考えていかなければならないのではないかと、公害ということではひとつ最優先事項としてそれを取り上げられてしまうと、本当にそれでいいのでしょうかということをお考えざるを得ない。もう一つの選択肢、あるいは方向性も優先順位も考えざるを得ないのではないかと意図で申し上げたつもりなのでありますけれども、非常にまあ言葉の選び方としては、大変まずかったというふうにお思っております。

そういう意味で、公害は公害であるという認識を持ちながら、それを最大限どれだけ、抑制をしながら、しかし、市民の生活も守ると。そこでずっと暮らしていけるというまちをつくっていくと。この両立を、非常に難しい問題でありますけれども、図っていくという趣旨でございます。どうかご理解いただきたい。

○議長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

何だろかね、そういった趣旨であるということをお理解をさせていただきますし、また、ぜひこういった書き物になったときというのは、やはり自分のその思いと違って出てきてしまう。書き方です、目を通した中で自分の――やはりこの書き立てだとちょっと、えっと思ってしまうと思いますので、そういったことについても目を通していただいて、違ったら違ったら訂正をしてもらおうということをお進んでいただければ、お互いに誤解がないだろうと思っておりますので、そんな努力もまたぜひお願いをしたいと思います。

やはり私どもは今、住んでおりますけれども、この土地は自分たちの子供や孫にきちんとした形で伝えていくというその思いの中で、ぜひこういった地盤沈下についても考えていただきたいと思っておりますし、この後またそれぞれの議員のほうからもそういった質問が出てくると思っておりますが、また個々に細かい点についていろいろ出てくると思っておりますけれども、よろしくお願ひできればなと思っております。

次に、ごみといったことでお話をさせていただきますが、まず、分別について非常に確か前井口市長のときも分別することについては市民の方々に大変負担をかけるし、今こうやっているのを細かい分別にしてしまうと大変だろうし、なかなかできないのではないかというお話がありました。しかし、やはり負担といったことが、今こういった時代になっていったときに、手間の負担なのか、あるいは大きな焼却場をつくってというその経済的、お金の面での負担なのかということになると思うのですけれども、私はやはり新しい施設をつくるために、今どうやってごみを減らすかということは、大変重要なのだと思っています。

ディスプレイも含めてこういうお話をさせていただいているわけですが、そんな中で分別ということについて、やはり、焼却されるごみを減らす。食べ残しもそうでしょうし、と思います。このことについて、大変だからなのか、あるいはやはり焼却場の計画をするまでにある程度減らしていくことを計画していく。それも2市1町ですよ。私どもだけではなくて、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、魚沼市さん、湯沢町さん、それぞれと一緒にやっていかなければいけないことだと思いますので、その辺の調整。そこら辺についてまず1回お聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

先ほども答弁させていただいた中でも触れたのですけれども、その方向性というのはそのとおりだと思います。ただ、段階的にやはりレベルを上げていくということになるかと思えますし、2市1町のことにもお話が及んでいただいたので、それもそれぞれちょっと若干ちょっと違うところもありまして、そのことにつきましても、もう一度市民生活部のほうから答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

市長の答弁にもございましたけれども、とにかく減らしていくというのは、これは終わりのない戦いでありまして、いつこれでいいという段階はこないだろうと思います。新ごみの施設に関して、これがどれだけ取り組めばどれだけ減らせるという具体的な数字がつかめるわけではありませんので、今の段階では当初の基本構想の中での数字で動かざるを得ないというふうには思っております。

ただ、今、一番我々が大きな課題としておりますのは、もう魚沼市と南魚沼、湯沢との分別方法がそもそも違うわけです。処理能力がそれぞれの施設で違いますので、魚沼で今現在、南魚沼と同じような分別をしたとしても結局一緒に燃やしてしまうという、意味がないのでそれは分別しないですよということにならざるを得ないわけですが、今度は一緒になった場合はもちろん統一基準で分別をしていく。今の考えでは南魚沼市の分別方法にだんだんすり合わせていくような形になるのではないかなと思いますけれども、その階段を踏むこと自体も魚沼市にとっては非常に大きな問題になります。

一気に南魚沼も魚沼も一緒に分別を増やすとか、進めていけばいいのですけれども、市長

が申しあげました階段というのは、その点がまずあるということです。そして、それが非常に今の段階では我々にとっては一番大きな階段であるというふうに認識をしております。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

今、ごみを減らしていくことについては終わることのないということであるのですけれども、やはり、今、私どもは1つには先ほど言いました新しい焼却場ですよね。これの建設に向けて本当にどうなっていくのか。それこそ、それが今の段階のごみの量でつくっておいて、どんどん減らしていく、だんだん減らしていくという形になっていくのか。いやそれは分別がそれぞれ違うのでなかなかできないけれども、でもそれに向かって、いわゆる建設するところに向かってやっていくのか。

そのことすら多分、あまり市民の皆さんはわからない、わかっていないですよ。簡単にその分別するのは大変です、容易ではないというけれども、では分別をきちんとすることが、どういうふうに今後の焼却場をつくるか。焼却場をつくる、かけるお金がそのことにどのくらいこうして、それが我々のいろいろなお金というよりは、ほかのところに市として、行政としてサービスをかけられるお金が出てくるよかという、そこが多分わかっていない。

そのことをわかっていただくということは、非常に大変けれどもきちんとしていかなければいけないことだと思うのですが、その辺の取組ですよ。今後、市民の皆さんに対して分別——今、食べ残しゼロとかということもやっていただいていますけれども、そのほかにこういったことを伝えていくのだ。それはさっき言ったように、そういうお気持ちなり計画なりがあるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

環境の問題というのは、これから将来に向かっての大きなテーマになると思いますので、大きな目標に向かってということなのです。今、なかなか市民の皆さんに具体的に、あの話がまだないだろうという話はまさにそのとおりで、今は検討しているというところ。これから私の立場としては、今、作業のそういうセクションがあって、2市1町でも委員を出し合ってやっていますので、そういったところでだんだん具体的になってきたり、また一番のテーマとなっています立地場所の問題もありますし、さまざまそういうことにつきましては大変市民の皆さんの関心をいただいている。

今、市政懇談会やっても、この話でこの間、集中的に私もかなり責められまして、そういうことも非常に認識しているところでもあります。段階的に、わかったところ、ここまではこういうふうにやりたい、そういうことが決まってきた段階では市民の皆さんにきちんと、当然議会の皆さんもそうですけれども、そういう形で話をしていきたいと思います。今、現状話せるところまでを部長のほうから話をさせてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

確かにおっしゃるとおりでして、この新ごみ施設をつくるというのは、1つの大きなきっかけ、契機にはなるわけであります。それについてこの辺を捉えてごみの減量化についての啓発を図ると。それは取り組んでいく必要があると思います。ただ、具体的に今これこれということが言える段階ではちょっとないのですけれども、市長が申しましたとおり、先に決めなくてはいけないことのほうが大き過ぎて、そこまで取り組めないということでありますけれども、今の可燃ごみの中身を調べております。中身調べというのをしておりますけれども、分別をして資源化ができるものというのは何があるのだろうかということを調べてもいるのですが、ほとんど今、分別がかなり進んでいるわけですね。

これから資源化ができるのは紙であろうと。ことしからですけれども、シュレッターの紙です。これは事業所とかにもお願いしまして、市役所もそうなのですけれども、シュレッターの紙を今までは全部燃やしていたのですけれども、これも再資源化を図ろうということで、ことしから取組を始め……(何事か叫ぶ者あり)本庁だけですか。ということで手始めに始めたそうであります。これらいろいろなことを考えながら取組を進めてまいりますし、もう少し具体的に可燃ごみ施設の全貌が市民に伝えられるようになったときには、もう少し詳しいものを啓発として行っていきたいというふうに思っております。済みません。

○議長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

そういったことで、再資源化もいろいろ考えたりしていただいているということで。これからもしっかりとやっていただかなければならないなと思います。この間、言っているものかどうかと悩みながら言いますが、隣の議員さんとちょっとお話をしまして、その焼却場の話は、そちらではどうなっていると言ったら、いや、全然出ていないよと。南魚沼市さんが決めてくれれば何とかなるだろうと、こういったお話を実はいただきました。それは職員ではなくて議員の方です。それではやはりだめなので、ぜひ、2市1町の協議会の中でもやはりみんな考えてもらう立場も、ぜひつくってもらいながら進めてもらえればと思っています。

いわゆるこれもごみの対策ということに、それはそれで焼却場についてもですし、関連して進んでいくわけですが、ディスプレイの普及ということでの話に移りますけれども、今、市内で大体40戸、40台くらいついているというお話をいただきました。これも、ディスプレイをつけるということは、生ごみを減らすということに、非常に有効な手段であろうかと私は思っています。今、確かに補助金については、先ほど市長もおっしゃったようにシンクにつける。後づけというのは非常にこれは大変ですし、多分、つけなければつけないでそんなに皆さんが不便は考えないけれども、つけると便利だなという代物だと思っています。ですので使用者の立場の部分と、今言ったこれを使うことによって生ごみを減量できるのだということがあっての私のこの提案なのですね。ディスプレイを新築のときなどにつけるような、ここでは補助金という言い方をしていただきましたけれども、積極的に進めるようなお考え、これについてお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

もし、細かいところがあったら部課長のほうから答えてもらいますが、私としてはこれを積極的に進めたいというふうに思っています。先ほど申し上げましたが、現状では新築等への創設というのは、そういう制度の創設は考えて、今のところそうなのですけれども、これはごみ処分場がこれから進んでいく中では、絶対に避けられない大きなテーマになっていくと思います。お話を聞いていると、やはり先ほど議員がおっしゃったとおり、さまざまつけられない、まだ今、進まない理由というのは、大体見えてきたというところがあると思いますので、それを一つ一つどう捉えるかということが、これから我々のほう側が考えていく、制度に生かしていくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

私どもとしてもディスプレイについては普及を進めたいという考えでは変わりありませんけれども、今現在の問題点ですが、旧大和地域とそれから農集地域については、フリーで設置ができるというような状況になっていますが、流域下水道についてはあくまでも今新潟県との話の中で、試験導入という段階です。ですので、なかなか補助金をつけるにしても、試験導入の地区に補助金をつけるというのは非常に難しいということで、補助金を設置するのに一部の区域では補助金がある、一部の区域では補助金につけられないということでは非常に不公平がありますので、その点についてはもう少し時間をいただいて、国あるいは県のほうと話をしたいというふうに思っております。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

大変前向きに積極的なお話と申しますか、それぞれ考えていただいているのですが、国とか県、いわゆる試験的にと申すのはどういった、多分、南魚沼市というのは直接投入型のようなことなのですか、どういったところが今その問題になって申すのか、試験の対象になっているのか。ちょっとそこがわかれば教えていただければと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

この辺につきましても事業管理者のほうに答えさせますが、先ほど触れた件で、国とやはり県があるのです。県のほうは、管渠への影響を非常に懸念して申す消極的な姿勢。そして、国は、何の障害もないのでどんどん進めたい。進めるほうがいいというような積極的な姿勢。この中に今あるということが、要約すると申すということなのです。あとは事業管理者のほうから願ひします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

今ほど市長が申上げたとおりであります。私も何回か国交省のほうにも行って話をし

ましたが、国のほうは非常に積極的です。非常に生ごみ処理については有効であるというような認識があります。しかしながら、新潟県のほうでは浄化槽の区域も含めてなのですけれども、処理場への影響、あるいは下水道管への影響、こういったものがまだはっきりとしたものがないということで、データといいますか、そういったものがはっきりあって、影響がないのだということがはっきりすれば新潟県としてもその姿勢は示せるというような段階であります。以上です。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

ということはその試験としてその南魚沼市でそういったデータを取ったりということ。管渠の影響ですとかあるいはその処理場の影響というものについては、南魚沼市で試験をしたりデータを取ったりしているのかちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

この点につきましても事業管理者のほうから答弁させます。

○議 長 企業部長。

○企業 部長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

済みません。先ほど一緒に話をすればよかったのですが、あくまでも普及率の問題で、先ほど申し上げましたけれども、今現在まだ40基と。平成27年から市内全域でもって設置ができるというふうになったわけですが、平成27年度以降の2年間で10基しかまだ設置がなされておられません。あくまでも新潟県としては普及率が少なくとも20%、30%くらいまで普及した段階での処理場への影響だとか、それから下水道管への影響、こういったものがきちんと見定められないと、はっきりとしたその方向性が示せないということでもあります。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

卵が先か鶏が先かみたいな、普及させるのが先なのか、普及させるには影響がどうかかわからないから何か進みづらいつかということなのでしょうけれども、多分、いずれにしても南魚沼市の直接の投入型というのは、全国でも例がないものなのだと思います。それで、やはりそういった意味では、早く取り組んでいく。黒部とかああいうところはまた浄化槽がついてのディスポージャーだと思っていますので、その辺のこともきちんと理解した上で、県のほうはどういうふうな理解をしているかわからないですけれども、まあ、国の言っている東京都あたりは、マンションはほとんどもうディスポージャーという形の中で動いています。これはこの地域でも、少し広い屋敷を持っている方については、自分のところにコンポストですとか、堆肥にして利用したりということもできるでしょうけれども、街場のそういった土地がないお宅ですとか、あるいはこれから高齢の方が増えてくる。冬場のごみ出しについても非常にこれは軽減される。何しろごみの中のあの生ごみの重量といいますか、これがなくなれば非常に軽いものになると思いますし、あるいはいろいろなところでカラスがごみを散らばしてということが

ありますけれども、聞くところによるとデスポーザーを導入した地域というのは、カラスがいなくなるくらい、そのごみが、いわゆる餌がなくなるのでカラスがどこかへ行ってしまうということもあるそうです。そういったことも勘案しながら。進めていくのだというお話ですので、ただ、この補助金ではなくて、どういった形で進めていくか。あるいは今言ったようなことをきちんと、市民にその自主的につけていただくことを啓蒙していくのかということになりますけれども、その辺についてのちょっと所見を伺えればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

まず、具体的などころまで大変申しわけありませんが、ただ、方向性としては、今ほど議員おっしゃったような有害鳥獣的なもの、本当にそれはわかります。なので、きちんと対応してまいりたいと思っています。方向性としてはそちらに進めていきたいという思いでやっております。

○議 長 19番・樋口和人君。

○樋口和人君 「南魚沼市環境基本計画」への取組について

それぞれいろいろと聞かせていただきましたけれども、やはり環境というのは、これからどの施策が、大事だ、大事でないということではないのだと思いますけれども、先ほど冒頭市長がふるさとの返礼品でお米が大変、人気でもうということもありました。やはりこの地域の環境が、素晴らしい環境があってこそのお米、あるいはそういった物産といいますか、そういったものができてくるし、そこに周りの人たちが魅力を感じて来てくれたり、あるいはそういったものを求めてくるということです。なかなかその環境というのは目に——本当に我々の生活に密着した医療とかそういったものと違って、今ここで環境のことを手当しなかったらどうだというのがすぐには見える問題ではないのだけれども、長い間には壊れてきた。先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、壊れてしまったら取り返しがつかないといったことだと思っています。

環境基本計画の中には、この計画の根幹は市の取組なのだと。市が具体的に取り組むことによって市民、事業者がそれぞれの果たすべき役割を実践していくものだと。中心になるのは市ですよ、行政ですよということがうたわれていて、そして、そののちに市でもって、環境行動計画ですか、環境基本計画の次に南魚沼市環境行動計画ということで、市みずからの行動計画というところもつくってもらっています。本当にありがたい大切なことだなということで、ぜひいろいろな施策の中に、環境のことを職員皆さんが頭に置いた中で施策をつくっていかれる、あるいは実行していくという形を、この環境基本計画あるいは今言った環境行動計画といったことを、常に頭に置いた中で施策を行っていただくことを心からお願いをして、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時40分といたします。

[午前11時19分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○議 長 質問順位 3 番、議席番号 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。市内トレセンが大分はやっていまして、非常に喜ばしいことだと思いますし、2年前のちょうど6月ですか、意見書として井口市長にふるさと納税に特産品をとということで、この6月1日から特産品をつけたところ、今ほどの話では400件以上の467件ですか、1,000万円以上の寄附金が集まっているということです。まあ、もっと潤っていただく、この推移でいくと年間通せば大体3億円ちょっとなのかなと思うのですけれども、目標県内1と言っているわけですので、この倍をいかなければいけないと思っていまして、さらなる手法を期待するところであります。

1 障がい福祉について

一般質問に入らせていただきます。障がい福祉についてであります。平成23年8月に障害者基本法が改正され、平成24年6月に障害者総合支援法、平成25年6月に障害者差別解消法が制定されました。日本の中では千葉県や北海道をはじめとする自治体による独自の条例を制定、または制定に着手するなどの動きがあり、現在もその動きは活発になっております。

障がい者の差別解消法ということで、県内ですと新潟市がこれに取り組んでいるわけでありまして。平成28年4月に施行でありました、障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例ということで、新潟市は県内で取り組んでいるところでありましてけれども、我が市においてもやはりこの条例を制定すべきではないかと思っております。

この制定に当たりましては、新潟市は約2年間かけて17回の検討会議を行って、月1回くらいのペースですね、やってきたという経過があります。障がいもすごい幅があるものだと思います。そういう方たちが話し合いを重ねることによって、やはりいろいろなその人たちにとって、この市の何が差別なのか、どういうことが不便なのかということが出されるものだと思います。特に新潟市と違うのは、やはり雪が深いところでもありますし、そういったことが話し合われてよりよい市をつくっていける。

やはり、条例は言葉だけではなくて、時間をかけていろいろな方の意見を聞くことによって、うちの市にとっていい方向ができることだと思っています。本当に車椅子に例えば乗っている人でありますと、2センチの段差とかでも、非常に1人では登れないというところもありますし、そういうことが改善されれば非常にこの条例はそういうためにも、市内の障がいの方が何が不便かということと言えることのために、ぜひとも制定というものが必要だと私は思っていますが、市長に考えをお聞きいたします。

次でありますけれども、市内障がい者施設や車椅子マップなど当事者が考え、市内に提案するような組織を設立してはどうかということでもあります。今言ったことも踏まえまして、今、市の公共施設などでも上りづらいようなスロープ、建築基準法は満たしてはいるとは思いますが、実用性とそれはいかなものかなという部分もあります。例えば車椅子の人が行ける飲食店やそういう入りやすい施設などを、そういう方たちからいろいろな場所に行ってもらって、マップをつくっていただければ、市内の方の車椅子の方もわかりますし、市外から来

たときにそういうマップを出せば、非常に有効に活用できるのではないかなと私は思っています。その点、そういう団体をつくって、いろいろまたこれから公共事業があるわけですが、そういう部分にも提言をいただくとかをしていけば、二度手間——1回つくったものをまたよくしようと思って二度手間の予算ということはかなり値段も上がるわけですし、その前に、やはり提案型でしていただくような形を取れば、非常に優しいものだと思います。障がい者に優しいということは、お年寄りから子供まで使いやすい施設となるわけなので、そういう部分についてもこういうような組織をつくることは、市にとって非常に大事、メリットもあると思いますが、市長の所見を伺います。

3番目です。障がい児に対する支援。個人スキルを伸ばす施策を早く考えるべきではないかということでもあります。今回の所信表明で、市長も述べておられますけれども、ことしからゆきぐに大和病院で約4回の相談支援というものがあります。はまぐみの先生が来てくださって相談を受ける。治療ではない相談を受ける場所がありますので、そういう場所の提供は非常にありがたいと思います。

また、市民病院では月1回の、これは再診も可能、再診、また来ていただくことも可能な治療を兼ねたような外来等々もやっております。今現在障がいを抱えるお子様というのは増えてきている状態であり、子供のころに障がいをいかに解消してやるか、スキルを伸ばしてやるかによって、大人になっての個人の力というものはすごく伸びるものだと思います。支援学校に行っている、やはり18歳、高等部を卒業しますと、就労という問題に、障がいをお持ちの子供の保護者の方は、そういうことに悩んでもいます。当然、卒業してからのほうが3倍、4倍という長い人生を送るわけですし、そういったときに、小さいころからのやはり取組があれば、間違いなく個人のスキルが伸びる。控除をもらう、助成をもらう立場よりも、一般就労をして税金を払う側になりたい、ならせてあげたいというのは、多分、本人もそうでしょうし、身内の方もそういうふうな考えだと思っています。いかに、これは日本全体的に本当に遅れていますけれども、我が市においてそういった場所は、身体の障がいであればいいリハビリ施設はできていますので、東京のお医者さんも来て見ていったときに、すごい施設だと言われていました。リハビリの先生もかなりいますので、もっともっと活用ができる、そういう幅広い——リハビリの人にもいますけれども、障がいに特化した人もいますので、そういう方をいかに取り入れていくかということが重要ではないかなと思っています。

あと、生まれた場所により、長岡や新潟であるとやはり施設が多いので、非常にそういう施設がある、先生がいる、人もいるわけですしいい環境にあるわけですが、我が市においてはまたいろいろなそういうところに通わなければいけない人たちもいるわけですし、生まれた所の格差、そういう医療の問題があっては、なかなかいけないのではないかと私は思っています。

そういった面で市、県、国がやはりこういう交通費の助成やそういうことは、しっかり行ってでもそういうことをやるべきだと、最低でもお金の問題が絡むことはクリアしなければいけない問題だと思っています。まずはこの南魚沼市にどれだけの人材、そして施設ができるかと

ということが一番重要なものだと思っておりますので、その辺を市長はどう考えるか所見を伺います。以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは、塩谷議員のご質問に答えていきたいと思っております。

1 障がい福祉について

障がい福祉のことで3つございました。最初の障害者差別解消法、正式名はちょっと長いので省略いたしますが、この法律につきましては今、議員がおっしゃったとおりであります。まず、お話のとおり県内での条例の制定につきましては、新潟市の新潟市障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例、これのみというふうに伺っています。新潟県、県としてもまだ制定はしていないという状況であります。新潟市の条例では、不利益な取り扱いの例や合理的配慮の不提供、提供していない、この例が示されておりまして、法律と同様に罰則規定はないものの、悪質な事業者等へは市長による勧告や社名の公表などの取り扱いが定められている。そこまでの条例が制定されているということでもあります。

南魚沼市として、市役所における障がい者差別解消の推進のため、南魚沼市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を今年度制定しまして周知を行ったところであります。

今後の話ですが、その相談、対応事例について情報を収集して、障がい者に対するよりよい対応が図られるよう進めてまいります。まずは法律で定める対応を着実に実施することから始めていきたいと考えているところであります。議員のおっしゃいました障がい者の皆さんに集まっていただいて、その検討、話し合いを進める中で、新潟市がとったようなそういう方向を経た上でのやはり条例へ向けてというような動きになってくるだろう。しかし、まずは法律で定める対応を着実に実施することから始めさせてもらうということでもあります。市民の皆様にもウェブサイトや市報等を通じまして、この法律の周知とそして不当な差別の取り扱い、合理的配慮の不提供の禁止について啓発を進めていきたいという思いであります。

2つ目の質問のほうであります。簡単に言うと福祉マップ、障がい者にかかわる施設や車椅子マップのことでありますけれども、これは過去を見ますと平成11年に旧六日町、平成11年でありました。そして、旧塩沢町については平成15年において作成をしたものというふうに聞いております。当時の福祉マップはボランティアの団体の方々、そして障がい者の団体の会員などの皆さんで構成した福祉マップ実行委員会、これが調査範囲を決定して施設の点検など、そのまちの姿を知る取組を行って、その結果をマップにあらわしたものだというふうに思います。

今年度、当市としては障がい者団体の方々等からのヒアリングを実施して、まずは現状を把握し、課題の整理を行いたいというふうに考えています。その上で施設の調査方法や組織体制などを検討していきたい。福祉マップの作成、発行を当事者と一緒に進めることによりまして障がい者の自立とみんなで作る共生社会、この実現への活動につながるように体制を整備し

てまいりたいと思います。

先ほど若井議員とのやり取りの中で若干触れましたが、大変自分には強く、深く思いをはせたことがありました。車椅子のラグビーの皆さんがいらっしゃったこと。そしてもう1つ、先般実は塩谷議員からその通報といいますか申し入れがありまして、私も現場を見させていただいて、すぐに対応をさせていただいた事例がありました。これは自分の中での気づきでもありました。塩沢の勤労者体育館の入り口の部分ですね。多分、その段差の部分に簡易に段差を埋めたという形ですけれども、車椅子の皆さんにとって一番は、やはり自力で上がろうとする。手を借りずに自分でそこを行けるということが一番なわけでありまして、そういう思いが強いわけです。この方々が誰ひとりとして——その体育館でスポーツ、あれはボッチャというのですか、それをやろうとしたときに、行政として良かれと思ってやったことでしたが、その部分を誰ひとり上がることができなかったという指摘があって、これにつきましては急きょ対応をさせていただきまして、直させていただいたということでもあります。

これにやはり自分としては強い、深い思いがありました。この中で先ほど議員がおっしゃった再度のマップの作り直しの話等々、当然、今も申し上げたとおりでやろうと思っている。この中でどうしても我々が勘案しなければいけないのは、知恵を働かせなければいけないのは、我々の目の視点でこれをつくってしまっただけではいけないということでありました。やはり、実際に車椅子を利用される皆さん、例えば目の見えない方というのものもあるかもしれませんし、こういった皆さんから直接参加をしていただく中で、やはりきちんと作りあげる必要があると思います。

今、我々が福祉のトイレとかでやっている部分もありますけれども、これらについても実はいろいろな機会を通じて話を伺うことが多くなりまして、良くてやってもらっていることなのだけれども、実際は使い勝手が悪いという直接の声とか、ありまして、やはり今後はまずは、今後つくるものにつきましては、きちんとそういう障がい者の団体の皆さんと一緒に取り組んでもらうようお願いをして、一緒になって取り組む。また、今あるもので使い勝手が悪いものがたくさんあります。先ほどの勤労者の体育館もそうでありましたけれども、そういったことも含めてもう一度作り直す。そして、一度にそれを直すことはできないかもしれませんが、段階的に分けて、優先度の高いものから予算付けをしていくということも含めて、やはり今後は考えるべきだと。まさにそういう気づきでもありましたので、取り組ませてもらいたいなという思いであります。

これがひいては先ほど若井議員とのやり取りの中で言っていました、例えばこの地におけるスポーツの誘致につきましても、障がい者の皆さんにとって優しいまちづくりはすなわちスポーツをやる障がい者の皆さんにもそうでありまして、健常者の皆さんにもそれは全て光が当たる、同様の部分だと思っていますので、これらについて我が市が共生を目指すということを大きく旗を掲げたわけでありまして、懸命にこれに向かって取り組んでまいりたいという思いがしているところであります。

3番目の障がいをお持ちのお子さんに対する支援、また個人スキルを伸ばす施策の問題であ

ります。出生後の早い段階で、生まれてすぐの早い段階で障がい把握された生来性の障がい——生まれ持ったという意味だと思いますが、生来性の高い障がい、そして、医療依存度の高い障がい児の皆さんにつきましては、魚沼基幹病院との連携や市内訪問看護ステーションなどでの小児ケアの受け入れが進んできました。

乳幼児健診などで障がい——疑いも含む部分もありますけれども——が把握された場合には、保健所の療育相談や医療機関の診断を経て、入園前は新潟市の、先ほど議員も触れられていましたが、はまぐみ小児療育センター、または長岡市の長岡療育園へ通院し、訓練を受けるケースが多くありました。現在は市民病院で先ほどもお話がありましたように、言語訓練、そして理学療法、作業療法の受け入れが進みまして、保護者の通院負担が大分軽減はされてきたというのが今の実態かと思えます。

保育園につきましては、障がい児枠の入園募集を、通常募集を行う11月ごろから今は7月に早めて、そして、対象児童を事前に把握することで早期の加配職員、職員の加配につきましても配慮するというふうに変えております。入園後にはユニバーサルデザイン事業と連携をしまして、保育園の職員と市内関係部署の専門職の皆さんが連携支援をして、対象児が過ごしやすい園づくりに努めているということでもあります。それらの支援チームが保育園等を訪問しまして、保育士に助言を行うとともに療育支援と就学先への継続支援を行っています。

一方、子育て支援センター、ここでは遊びの教室を開催しまして、発達支援が必要な子供、そして保護者を対象にしまして専門機関と連携した遊びを通じての発達を促しています。医療面からのサポートとしては、市民病院では先ほどお話をいただきました市民病院小児発達外来、保健課で小児と生徒の発達相談を実施しまして、発達に心配がある児童・生徒に対し専門医から指導助言を行っていただいております。

経済的な支援のことに触れますと、特別児童扶養手当や障害児福祉手当のほかに、育成医療や重度心身障害者医療費助成事業等での医療費助成を行っているところであります。

障がい児を受け入れたのちの話であります、その子のスキルを伸ばすために保健課、総合支援学校、医療機関、児童相談所、児童福祉施設の専門職員などの関係機関が連携をしまして、長岡療育園や長岡ろう学校これらも含みますが、専門員などの関係機関が連携して、一人一人への指導方法や保護者とのかかわり方を相談するなどの対応を現在行っているということでもあります。南魚沼市ではこれらの事業を通して障がいの早期発見、早期療育へつなげ、継続的な支援につなげてまいりたいと思っております。私から1回目の答弁としましては以上でございます。

○議 長 ここで質問の途中ではありますが、昼食ため休憩といたします。再開は午後1時20分といたします。

[午前11時59分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時20分]

○議 長 塩谷寿雄君の質問を続行いたします。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 傍聴の皆様ありがとうございます。前井口市長も傍聴に来ているということで、かなりこの障がい福祉にも前市長とも一般質問でやったわけでありましたが、林市長に再質問を行います。

1 障がい福祉について

1 番目の障害者差別解消法、新潟市でとられている条例の話をしたわけでありましてけれども、このたび、今、市長の答弁にもありましたけれども、強い共生社会をつくるというのが、やはり南魚沼市での大事なテーマだと思っております。やはりこの条例をつくる手前が大事だと先ほども質問したわけです。議論を繰り返すということが、ということでありまして、差別の事例の分析を行い、何が差別と感じられるのか、どのように生きづらいと感じているのか。そういうことの共通認識を持つことによって、我が市のそういう障がいの福祉の壁というものがどんどんなくなってくるのだろうというふうに思っています。今ほど職員の言われたことはわかるのですけれども、こういうことを議論が必要な場をやはりつくっていくべきだと思うのですけれども、その場をつくる人を集めてそういう議論をするということに対して、市長のお考えを聞きたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい福祉について

まさしく先ほどからお話をさせていただいているとおりで、まずは障がい……失礼しました。といっても本当の意味のバリアは当然あるわけですが、まずは心の壁というふうに言われていると思います。まず心の壁を外すには、やはり我々、我々といいますか健常者側からの思いではなくて、本当にこの条例をつくるにしても、その本旨はやはりどういったことが障がいになっている。例えばそういうことだと思いますので、それはどうしてもそれを感じている側だというふうに思います。なので、その方々に入っていくのは当然なことでありますし、それをどのようにやっていくかということこれからよく組み立てていきたいというふうに思っています。その組み立てについてもその障がい者の皆さんから入っていく中で、最初の段階からどういうふうに形づくるのが一番いいのかということ相談するときも、その方々との対話をもとにやっていくということがどうしても必要だと思います。

今、市内では先ほど言ったいろいろなテーマがありますが、この中で私の前任者でありました井口前市長の時代から始めていただいて、大変思いを持って進めていただいた共生社会をこの南魚沼に実現していくという中で、一番の大きな事業であったと思われる支援学校が非常に日本中からも認められた。特に、新潟日報で春から連載をされていました「イマジン」、共生社会をどうつくっていくのかというのが大きなテーマになっている特集をされているという新聞連載記事があります。この中でこの14日からイマジンに南魚沼市の支援学校が大々的に取り上げられて連載をされるということで、非常に喜ばしいことだと思っております。

これら先ほど言った、パラリンピックにつながるいろいろな、我々がこれから施策として展開する中でつながるだろうと思われている原点となった、この地域におけるそのスペシャルオ

リンピックスの取組とかさまざまな形で、各段にこの地域の障がい者に対する思いというのは、非常に高揚感が高まっているというふうに思っています。これらの波にも当然乗りながら、当然、しごく当然なことである共生社会を目指していくその道筋をつけていきたいと思っていますので、条例が先にあることはもう十分想定をしながら、その中で段階的に組み立ててやっていきたい。その中には障がい者の皆さんとともにやっていくという視点で取り組みたいと思っております。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 障がい福祉について

本当に支援学校ができたことにより、市内キャンパスということ、前へ、前へということ、すごく認知度も上がっていますし、今のイマジンの話もそうですけれども、非常にいいことであるというふうに思っています。やはりこの条例を前提においた中で議論を——本当に幅が広い障がいです。身体もあれば聴覚、視覚、さまざまな障がいがあるわけですけれども、そういうことを考えた上でいろいろな方を交えた上で、やはりこの議論はしていくべきだと思っています。それを期待してこの1番は終わります。

2番であります。車椅子マップ、塩沢町時代では作成があったということでもありますけれども、やはりこの市内の先ほど言われました勤労者体育館の話もありますけれども、車椅子に乗っている方でも自分たちでやはり何とかしたい。人の手を借りたいというより自分でやりたいという思いがやはり強い方が多いと思うので、本当にその2センチの障害というのは、1人で上れるか。それを見ていた人が、そのときはたまたま押してその場は上げてくださったようで、市長がすぐ対応していただいたということによかったなと思います。けれども、それは1例に過ぎないものだと思っていまして、市内にはやはりさまざまに使いづらい施設、例えば例を申し上げますと、前井口市長のときにも言いましたけれども、議場には傍聴に上がるリフトもありませんし、車椅子でそのまま上がれません。そういったところで傍聴はしてみたいけれども、やはりちょっと気を遣うのですよね。そういうようなことをこの議場にもし入れられるのであれば、議運での話になりますけれども、そうやって入れてきたりしていただいたりもいいかと。

これは例でありますけれども、まださまざまな施設で改修等々、また考え等々を変えていかなければいけないところもありますので、こういう団体といいますかをつくって、いろいろなことに提言をいただくということは、非常に市にとってもメリットがあると思いますけれども、ちょっと1番と重複っぽくはなるのですが、どのようなお考えがあるか再度お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい福祉について

最初の答弁でも申し上げたとおり、先ほど2回目の前段の答弁でも言ったとおりなのですが、やはり障がい者の皆さんの目、また自分たちの感覚をもってさまざま直していく必要があると思います。市で言っても、公の施設がまずあると思いますし、その後には民間の皆さんの施設、それから、さまざまに公という意味の幅広い広義の意味では道、まちの中、いろい

ろあると思うのですけれども、それらに対してつぶさにどこが本当にそういう障害に思っておられるかということ把握する必要があると思います。それらのことを全部やはり洗い出して、そしてその中で全部一度にやることはできないかもしれませんが、基本的に——新しくつくるのは別ですよ。別ですけれども、その中で今ある中でもことここが優先、優先順位だ。その順位づけをしていただく、そういうことに力を貸していただくこれらを、それこそその皆さんの力を借りてやっていくという必要が必ずあると思います。

1回目の質問であった二度手間を防ぐということもありました。なので新しくつくるものについてもそういう視点をもって取り入れてやっていこうということかというふうに思います。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 障がい福祉について

何事も物事をやるには大小にかかわらず予算が必要になってきます。多分、マップをつくるというふうになれば、それほど高額な予算ではないのですけれども、予算もかかってきます。こういうことをなるべく早く私はやったほうが良いというふうに思っていますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい福祉について

今の議員の質問で、私が最近でうれしかったことは、市民の中から、ある事情があつて寄付をされる方がいらっしゃいます。この方のその大変高額なものですから、これを受けるに当たりまして、実際にどういうことに使ってもらいたいのでしょうかということ、率直に実は話をお聞きしました。福祉の目的で使ってもらいたい、その内容については全部任せるというそういうありがたいお言葉をいただきました。できればこれに伴いまして、今まで手をつけられなかった——本当は市役所の庁内でも検討はしましたけれども、今ほど議員がおっしゃったようになかなか予算の問題で手をつけられなかった、大変大きな施設の中の福祉の関係のトイレとか、そういったことに対して、これは真っ先に手をつけていこう。それはあとは使い道の、ほかのものも使えるかもしれませんので、さまざまな形でやっていきたい。それも含めて、例えば今回やっているふるさと納税の返礼品で得られる市の財源についても、やはり一番第一義は、私は福祉の関係とか医療とか、これまでもう大きなテーマになっていますが、なかなかしあげられなかった部分についてやはり光を当てていくべきだというふうに思っていますので、そういうような段階で進んでいきたいと思っています。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 障がい福祉について

わかりました。ぜひ、期待をして、やはり市内でも使えるマップにもなるだろうし、市外から来た障がいのある方も、そういういいマップがあれば使いやすい。また、店とかにも入りやすいと思いますので、発信していただきたいと思います。期待して2番は終わります。

3番に移ります。本当に子供の障がい児からのこととあります。当然、人材、医者、看護師またそういうリハビリの種類も多くの方がいるわけですが、まず、人材ということが先

に来るのだらうなど。そこにはまた予算もかかってくるわけですし、でも、やはりやることによつて、今ほども昼休みに井口元市長も言っていましたけれども、やはり18歳、支援学校を終わってからの一般就労ということが目的にあるわけですし、いかに子供のうちにそのスキルを上げるか。本当にでもこの地域にはない障がいの方は、長岡や新潟に通っている方もいるわけですし、それを全てクリアするというのは難しい問題だとは思いますが、やはり考えとしては市内の子供たちは市で守るような形を取らなければいけないと私は思っております。

本当であれば国や県がそういう格差を埋めるべきだとは思いますが、市内はやはり市長、この市民は市で守るべきだと私は思っています、市のそういった施設、またリハビリを行うところをフル活用して、やはりそういう大人になったときに一般就労ができる子供になっていくために、子供のうちからのそういうふうな支援は拡充するべきだと私は思っていますけれども、その点をもう1回、よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい福祉について

ちょっと2番目の質問で言い足りないところを、若干補足させていただきます。議員がおっしゃったマップの問題。ほかからいらっしゃる、外側から市外からいらっしゃる皆さんへのアピールという話は、そのとおりだと思っております、まさにそういう外からいらっしゃる、例えばこれは将来的にはインバウンドも含めたそういうこと全てが、別に福祉行政だけでない、観光行政だけでないという横のつながりが生まれてくるのだと思います。

この中でどうしてもやっていきたい。まずは公からという話をしましたが、市内のさまざまな、例えば飲食店さんやいろいろな施設、スキー場とかもあるでしょうか、これらの中でさまざまなところでこういうことに立ち向かう場合には、それをスピードアップさせるために、今後の話でまだ恐縮ですが、例えばそういうものに光を当てるために、進んでいただくと、市がどういう手当ができるのか、これからの施策展開の中ではそういうことまで考えなければいけないのではないかなという思いがあります。

2つ目のその今の本題のほうに移りますが、まずはそういう子供のうち、生まれて直後からの話になると思いますが、そういったことにきちんと目を見張りつつ、将来にわたって大変にならない手前のところで、もしも若干でも治っていけるのであれば、そういうことに心を砕いていくというのは、当然これからも続けていきたいという思いがあります。就労の問題で言いますと、自分の中では多分就任以来話をさせていただいていることですが、まだ夢の話かもしれませんが、できれば他に頼るということではなくて、最初にやるべきはまずみずから、隗より始めるといふ中では、この市役所がまず変わっていく必要があると思います。

その中で1つ目は、以前、札幌の市役所の話をしたことを皆さん覚えているかと思いますが、例えば1階部分の、今、総合の窓口ができ上がって、非常に市民の皆さんから喜んでいただいている。この先にあるのは共生社会の実現を、玄関でもあらわしていけるだろうと私は思っている、1階部分の就労。そういう障がいのある皆さんが学校を卒業した後の就労の場としての、例えばそこにカフェをつくって、市民の皆さんと一緒にあってそこでそういう仕事に取り組ん

でいる、そういう姿を見ていただいたり、その人たちもそこでの喜びを感じていただけるとか、そういうことをぜひやっていきたいという思いがあります。法律で決められておりますが、なかなかちょっと進んでいないですね。やってはいるのですけれども、そういう職員としての採用の問題、これらはちょっと違うところではいろいろまだまだ考えなければいけないところがあるのですけれども、これらのことも積極的にやはり進めていく。これらを見た市内の民間の皆さんが、やはり意識をもっと高めていってくれる。こういうことがいい循環になろうかと思っておりますので、それを目指してやっていきたいなという思いであります。まずはみずからが変わっていくということが大事かなという思いです。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 障がい福祉について

本当に市から今やるというような話があってよかったと思いますけれども、いろいろな福祉のこと、障がい福祉のことになりますと、県またぎ、市またぎでいろいろなまた補助の仕方が違ったり、非常にそういう部分で難しい部分があって、保護者としてはお子さんも抱えながらいろいろ行政とのやり取りもあって大変なところもあります。本当にやはりよくなることで保護者、家族、本人もよくなるわけですので、縦割り行政ではなく、福祉、子育て、教育という部門で、しっかり横の連携も強めた中で、南魚沼市としてしっかり子供のうちからスキルを上げられるような施設拡充などをしていってほしい。そう願って3番目の質問を終わります。

2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

大きい2番に移らせていただきます。市のPRや市民の幸福度向上に対する取組についてとことでありますけれども、(1)の川開き等のイベント、例えば海だったら海開きとかいってやはりメディアに取り上げられる部分が多いと思うのです。うちの市内ですと魚野川、登川等々ありますが、川開きとか、例えば田植えだったら田植え解禁開きとかよくわからないですけれども、稲刈り、コシヒカリが解禁ですよとかというような、何かそういうものでメディアをこちらから何ていうのですかね、金を使わなくてもどんどん宣伝していただけるような取組が、市内にもいろいろあると思います。今、ぱんぱんと3つほど言わせてもらいましたけれども、そういったことで何かこう何とか開きみたいなのはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

2つ目の大きな質問で、川開きとかという何々開きという形で、世の中にアピールをしろということだと思えます。ちょっと想定していたのと違っていまして、若干話をさせていただきたいと思いますが、まあ、今、4大大会と言われるマラソン大会があったり、その中で皮切りになるのが八海山スキー場で行われるあのマラソン大会であったり、例えばそこを市内のマラソン——何ていうのですかね、そういう開きに位置づけるとか、そういうことを多分想定されている。

これは自分としてもこれに予算を使ってどうのこうのということではありませんし、逆に言えばそういう外からの目、そしてアピールを通じて人をこちらに呼び込むという施策ですので、

ちょっと考えていきたいという思いがいたします。

川などは特に、アユの解禁とかもあつたりしますし、いろいろやり方があるのだろうなという思いがしておりますので、これはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

今言ったように多分、市内にはもっと、今、考えられるよりも皆さんの知恵を絞れば、どんどん上がってくるものだと思いますので、ぜひそれを収集して、どんどん訴えて予算がかからず市をPRして行って外貨を稼いでいただきたいと思います。1 番については終わります。

2 番です。市民の記念日とか表彰状をプレゼントするようなことで市民の幸福度を、ということでもありますけれども、多分、賞状とかを 25 年ではあまりしませんけれども、でも銀婚式とか子供がじゃあ 4 番目が生まれたらとか、それも多分、今いろいろどういことが、どうい記念日をつくったらいいか。でも、これは賞状だけでかなりうれしいものがあるのかなとも思いますので、検討いただけるような事項なのかどうなのか。私はそういうことをやれば、ああ、市に住んでいてよかったな、とかと思うかもしれませんし、ちょっとしたことでうれしいなという気持ちが芽生えるものだと思いますけれども、市長の考えをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

これは実は前の、前市長のときから始められていたそうなのですが、なつてこういうのがあるのかと実は恥ずかしながらわかつたのが、結婚の届けに、婚姻の届けに来た方に、南魚沼市はお二人を応援していますというあれも、非常に私はすごく差し上げるときうれしいのですね。来ていただいた方も市長室に入つていただいて、お渡しをしているということです。希望者にですね。希望者ということでもいいと思うのです。

もう 1 つ、今それを題材に、就任後すぐにこれを検討できないかということでもちょっと話を始めたのが、子供さんが生まれた場合の出生届とかですね。それはもう十分やつてもいいのではないかなという思いがあるのです。ただ、そのほかですとあまりちょっと、どんなものがあるかなと自分では考えていたのですけれども、今、言われている例えば銀婚式とか金婚式とかそういったこともいいと思いますし、米寿はあるわけですね。あるのであれですけれども、例えばいわゆる古希の祝いとか、還暦はまだ皆さんがもらいたがるかどうかちょっとわかりませんけれども、そういうことも含めて。例えばどうしてもやりたいのは、我々は出生率を上げたいというのがあるわけなので、子供さんが生まれたときというのは今の婚姻届と同じようにやつてもいいような気がする。あとのものについては、例えばこういうお祝いをしてくれないかというようなものを提案いただいて、我々がそれに沿えることは沿つていくという、そういうソフトなというか、もうちょっとこうフランクな、そういうやり方も考えられるのではないかなと。我々が考えている以上に記念日というのは自分がつくるものですから、私のように結婚記念日を忘れてる人間もいますし、いろいろありますのでわかりませんが、そういう思いでちょっと柔軟に考えてもいいのかなという思いがありますので、ちょっと参考にさ

せていただきたいと思います。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

今、市長が言われたことは、いいと思います。柔軟に考えるということがやはり聞いていてよかったなという答弁だったので、ぜひ、そういうように耳を傾けることが、やはり市長としても決断も大事ですけれども、耳を傾けるということもいいと思いますので、ぜひ、そういったことをまたU&Iときめき課になりますかわかりませんが、いろいろまた担当で考えていてほしいと思います。2 番目終わります。

3 番目です。商工会や商店街単位などでのサービスを、市主導で設けてはどうかということでもありますけれども、合併して10 数年がたっているわけですし、多分、市内での移動というのも行われているとは思いますが、例えばですよ、塩沢だったら「しおざわ」から「し」だから4 の日とか、六日町だったら6 の日とか、大和だったら8 なので8 の日とかというような、例えば本気井で今パンフをつくって、そこに来てくださったのを出しているわけですが、料飲店組合やそういうサービス業、スーパー等々で、個人的の民間でやっているところも当然ありますけれども、市がそういった本気井をつくったようなパンフくらいの募集をかけて、最初は主導をしてはどうかというようなアイデアです。そうやることによって人のこう、塩沢から、では今度はたまには大和に行ってみようとか、電車でしたらそれほど時間もかからないですし、お金もかかりませんので、そういうような形での市内の循環をするような日を決めて、活性化をしてはどうかというように思います。そういうような考えで市が行政をとってはどうかというふうに思うのですけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

ありがとうございます。6 と4 と8、そういう考えでもいいと思いますし、いろいろなアイデアが出てきていいと思うのですけれども、やはり基本的な考えとしては、私は行政が主導で上からこういうのをやれというスタイルは、あまり今目指すべきスタイルではないと思っていて、できれば自発的にやはりその皆さんから出てきてほしい。

ただ、横断的な市内全体の中で、それぞれはやはり個ですから、個のかたまりになっているので、それらを全体的にこういったのをどうかなということを行政から呼び掛けるということは、やはり姿勢として間違っていないと思うのですけれども、これらについては担当の部と課がありますので、今みたいな考え方を持っているかどうかも含めてちょっと答弁をさせたいと思います。

私としてはこういう考え方があってもいいなという思いは当然あります。できれば今ちょっと感じているのは、例えば大和でやるお祭りについてなかなか市報とかいろいろな手段はあるかもしれませんが、塩沢のほうの人たちがそれほど知っているか。例えば塩沢の軽トラ市を全市的にわかっているかとか、やはりそれは今、自分で市長になって見ながら、ちょっとアピールが弱いところもあるのかなという思いがあって、これまでに限らないいろいろなアピ

ールの仕方があるのかなというのを感じている。特別なサービスデーというのはちょっとまた、ここでは一旦収めさせていただいて、担当の部課からちょっと答えさせたいと思います。よろしくをお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

市全体の流れ、基本的なスタンスは、今、市長が申し上げたとおりでございます。地域の皆さんが主体で発案していくもの、それを市のほうが伸ばすために支援していくようなスタンスになるのではないかなと思っております。いい例としましては、今、「ナナシのマルシェ」というのがございますし、あと軽トラ市も全市に広がってまいりました。

これら一連の部分につきましては商工観光課と当時も意見交換をしながら、常にどこかでやっているような形をつくれると市内全域の広がりもあるなということ、私どもの想定としましては、例えば塩沢の軽トラ市には塩沢の地域の方が出るのはなくて、よその地域の方が出ていくと。大和の方、六日町の方が出ていく。塩沢の地域の方はそこのお店をそのままやっていたらと、来ていただいた皆さんがそこでお金も落としてくれる、場も広がるかなというイメージで連携というのをまず考えていたようなところでございます。

いずれにしても、地域の皆さんがアイデアを出し、我々と情報交換をしながら、それぞれの役割を分担しながら進めていくのが、一番効果的になるかなと思っております。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

本当にいろいろなことが広まれば一番いいわけであって、ただ、やはり料飲店組合とか商工会というのが合併していませんので、結構やはり縦割りの部分があるのかなというふうに思っています。その民間でのアイデアというのは出るとは思うのですけれども、やはりそこが今、束ねられるとすれば——束ねられるという言い方もおかしいですけれども、やはり市が、そういう声が出てきたときに何かではできるのかというようなことの検討もいただきたいですし、市内やはり動く——今、市長が言われたように、塩沢でやっていることを大和の皆さんが知っているとか、大和でやっていることをとすると、やはりいまいちわかっていないのかもしれない。

でも、今の軽トラ市の話ですと、広く募集はかけているとは思いますが、なかなかその軽トラ市というだけあって軽トラでやるとかいろいろのそういう部分で、最初は参加していただいたけれどもというような形もある。何か民間的なアイデアとかが成功する事例というのはいっぱいあるのですけれども、今回、さっきも冒頭で申し上げましたトレセンもそうですし、ふるさと納税の特産品もそうです。大分手腕が発揮できてきていると思いますので、ぜひ、市が頭をとれというわけではないですけれども、まとめ役となって、民間がわかってくれば、もう手放していいわけですよ。でも、最初の段階は、やはり私は行政のほうで声掛け等々をやってみるのもいいものではないかなというふうに思っていますけれども、その辺をもう1

回お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

先ほど部長のほうで答弁してもらった内容は、おわかりだと思います。そうではなくて私が言っているのはやはりその全部がなかなかやはり個でかたまっていて、横断的に考えるところというのは、なかなかあるようで、例えば観光協会なのか、例えば飲食店の皆さんがやるとするとそこはちょっと違う組織になってしまったりとか、いろいろある。それはやはり自分が市長になってみて、市内でこれほどいろいろなことが今、行われているのかということを実感するわけです。議員のとき以上に今は、いろいろなところに出ますので、そういうことも考えるとかやはり議員がおっしゃっているような、ちょっと全体的にももの考えてこんなのかなというの、それはやはりお互いの信頼関係も含めながらやっていくことですので、ちょっとここでは頭に入れさせていただいて、今後いろいろ考えていきたい。

その中でやはり今まだ不足しているのは、私は動画の発信だということに、今、自分の気持ちに至っているの、それらも含めて今、市民カメラマンという制度を新しくつくらせていただいて、実は登録制になっています。この中にも登録してくれた方がいらっしゃいますけれども、非常にいい写真を撮ってくださっている皆さん、これは動画も含めてこれからやはりいろいろ考えていかなければならないなと思います。

これらの発信力にたけているかどうかで、今、発信力がある市になるかどうかという、何とかその辺のあい路があるのかなという気がしていますので、一生懸命取り組んでいきたいと思えます。そういう視点を持って皆さんとも接して、アイデアを述べたり、また聞き取ってこんなことはどうだということやっていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議 長 総時間の残り 10 分を切りましたので、まとめをお願いいたします。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

前段の話にもなるのですがけれども、やはりそういうような方を呼んで議論する場というか、じゃあ、市もちょっとこういうような予算を付けたいのだけれども、皆さんどういふような形でこの市内の活性化が図られるかねとか、それは飲食に限らずいろいろな商工会もありますし、そういう場をやはり提供することによって、予算のいい使い方、自分たちでも考える議論の場ができるわけです。個人というわけではなく、塩沢、六日町、大和も市内一緒ですので、そういうやられている方が集まって、そういう場をつくるというのはやはりいいことではないかというふうに思いますが、最後その点を 1 点お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。

○市 長 2 市のPRや市民の幸福度向上に対する取組について

やはり、今の議論の 2 人のそちらとこちらから言っている中にはあらわれていない言葉なのですが、一番は、商工会。これは合併はなかなか難しいということは十分わかっているのですが、例えば商工会の統一した組織はないということとか、そういうことにも全部及んで

いく話だなという気がしているのです。それをやはり補完するという意味では、行政、市役所がその任務をやはりつかまなければいけないというところを、今、議論をしていてそういうふうに思っていますので、その辺のところもよく考えながらやっていきたい。

予算、特に若い商工業者の皆さんとか、飲食店業いろいろあるのですけれども、その皆さんとの対話を、私も重視をしていますし、これまでそういうふうに関心を砕いて皆さんとお会いするときに話をしてきたつもりです。それらを具体的にやっていくのが、ちょっと遅れていますが、来年度の予算を編成をするときにやはりそれは事業化という形で見える化になるわけなので、そういったときに向かってやはり準備をしていく必要があるのだなという思いはしていますので、そういう答弁にさせていただきたいと思います。

○議 長 ここで、先ほど議席番号 25 番・若井達男君に対し保留をしておいた答弁について、産業振興部長から発言を求められておりますのでこれを許します。

産業振興部長。

○産業振興部長 午前中、若井議員からリフト券の補助についてのご質問をいただきましたが、答弁が不十分でございましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、今現在市民の皆さんに向けての補助はやってございません。やっておりますのが小中高生及び教員、保護者の方々への補助をやってございます。平成 28 年度の実績といたしまして総数で 1,534 人となっております。額につきましては小中高生が 1 万円、高校生及び教員の方々が 1 万 5,000 円、保護者の方が 3 万円となっております。以上です。

○議 長 質問順位 4 番、議席番号 5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 傍聴者の皆様、ありがとうございます。発言を許されましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1 地域消防力の強化について

大項目 1 点目は、地域消防力の強化についてです。昨年 12 月 22 日、12 月定例会最終日の閉会后、林市長より、本日、糸魚川市市街地において大規模火災が発生しており、南魚沼市から消防援助出動をしたと報告がありました。それから約 3 か月後、私が所属しております南魚みらいクラブで 3 月に糸魚川の大火災の跡地の視察に行っていました。糸魚川地域振興局長さんから現地で説明をしていただきました。火災当日は火の粉などというものではなく、20 センチくらいの火の玉が飛び交っていたそうです。亡くなられた方がいらっしゃらなかったことが不幸中の幸いでしたが、もし、我が市で起きたらと思うと大変恐ろしい限りです。

そこで 1 点目、今回の糸魚川大火については、本来は人の力で防ぐことができるはずの火災が、強風により延焼が拡大し、近年まれに見る大火となりました。発生以降、安倍総理や政府調査団など多くの方々の現地視察等を通じて深刻な被害状況を理解し、自然災害として被災者生活再建支援法が適用されるなど、大規模災害と同様の支援が受けられるようになりました。今回の大火における延焼拡大の主な原因として、強風が長時間続いたことに加え、木造住宅等が密集する市街地での火災の発生であったこと等が指摘されています。本市においても同様の事態は十分に起こり得るものと考えますが、市長の所見を伺います。

2点目、消防団員数はコミュニティ意識の希薄化や人口減、高齢化等により長期的に減少傾向が続いている市町村が多いと言われております。地域の防災力の低下が懸念されているところではありますが、市長の所見を伺うとともに、消防団員数の確保のためにどのように取り組んでいるのか伺います。

3点目、消防職員数や消防車両等は、市町村の人口等に基づいて決められておりますが、糸魚川市のような大規模な火災が発生した場合には対応が困難になることが想定されます。既に隣接自治体等との間で消防の広域連携体制がとられていると思っておりますが、現在の取り組み状況を伺うとともに今回の火災を踏まえ、広域連携体制のさらなる強化を含め、今後の対応の考えについても伺います。

4点目、消防水利の確保についてです。本市の消防水利の整備達成率はどのくらいか。また、他の市町村と比べて上回っているのか。河川水なども活用すれば通常の火災には対応できると思いますが、しかし、今回の糸魚川大火では、飛び火により同時多数箇所延焼が起これ一時的に消防水利が不足する事態が生じたと伺っております。さらに本市のように豪雪地域の場合は冬期間における水利不足が深刻と考えます。そこで、豪雪地ならではの特性を生かし、消雪井戸を消防水利に活用する取り組みなどを考えるべきと思いますが、所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩川議員のご質問に答えたいと思います。

1 地域消防力の強化について

地域消防力の強化であります。まず1つ目のご質問であります。ご指摘のとおりでありまして、このたびの糸魚川の大火、糸魚川駅西だったかな……。済みません、糸魚川大火です。大火は他人事ではなく、本市においても十分起これ得ると、これは大変な危機感を持って受け止めています。市内の住宅は多くが当然同様に木造住宅でありまして、六日町、塩沢そして浦佐などの市街地には建物が密集している。そして、道路も狭い部分が非常に多くあります。気象条件によっては、当地域ではフェーン現象もあるでしょうし、大変な季節風が吹く、同様の状況だと思っております。これは糸魚川と同様の惨事となる可能性があります。

議員も先ほどお話をいただいた昨年12月、この議場にいるときでありましたが、私も就任後間もない時期でありました。これは大変戦慄といいますか、自分にとっては恐怖の思いでそのことを見守っておりました。糸魚川のほうにも視察をさせていただきました。糸魚川市米田市長さんとは、もう何度もお会いをさせてもらっています。同じ立場ですので。そして、県庁においても、そして国に行っているいろいろな会議がありますが、そういったときにも全部、後ろに糸魚川市の名前が入った防災服を着て飛び回っておられた。昔見た長島国会議員の姿と全く同じでありました。そういう状態で飛び回っている姿を見まして、有事の際には私もこういうことになるのだという思いがしまして、見つめておりました。

明治41年、調べましたところこの六日町も大変な大火があつて、まちがほとんど焼けてしま

ったということがあったそうでもあります。歴史書には詳しく書かれていますが、今回の大火を教訓としまして、当市においてもどのような対応、対策が必要かを考えていかなければならないと思います。

まずはこの7月2日、来月2日に行われます総合防災訓練におきまして、市街地大規模火災に対応した訓練を想定して訓練を行いたいと考えています。これは実は糸魚川大火があった直後、私からも市の、当市の防災担当そして消防長にお願いをさせていただいて、これはどうしてもそれを想定してやろう。例えばそれが昼間行う訓練ですけれども、夜あるということを想定しながら、夜、起きているということを想定する。そして、大変な季節風等が吹いていて、それがずっと延焼し続けている。そして、大きな飛び火が起きてしまった。そういうことが発生してきている。そして、同時に避難所、これは夜間でもありますのでどういうことができるか。それら全てを想定しながらやるという形では、初の取り組みになると思いますが、やりたい。この中では最初はよくご存じだと思いますけれども、水出しをやります。体育館に向かってよく訓練ではじきますが、それをやっている途中で飛び火が起きてしまったと。なので、第二次的に今度は違うところからも水を出すというような形の想定をぜひやろうということで、取り組ませていただきたいと思います。

今回の糸魚川大火において、コンクリートミキサー車が活用されたということを見ることがいらっしやると思います。このことを受けまして、実は魚沼地区生コンクリート協同組合、生コン組合の皆さんから、大変うれしい申し出がありまして、大規模火災時におけます水の供給、消防水利のですね、供給や災害時の資機材の提供など、災害応援のお申し出をいただきました。これを実は私どものところにいただいたものですから、定住自立圏の仲間でもあります魚沼市さん、湯沢町さんとも含めてお話しがけをさせていただきまして、この6月30日に定住自立圏構成市町、今言いました2市1町で生コン協同組合の皆さんと協定を締結させていただく予定であります。

この協定に基づきまして、前段申し上げました7月2日の我が市の防災訓練におきまして、実際にそのミキサー車に水を入れていただいて出動していただく。これを先ほど言った飛び火、こういったことを想定される場所の水利の使い方として、協働で参画していただいて、先ほど言った想定訓練を行うということです。これは県内初に多分なるのではないかなと私は思っているのですが、そういうことでは報道機関の皆さん等にも周知をさせていただいて、この提起をしていきたい。

このコンクリートミキサー車の話は、決して火災だけではなくて、実は今、市内を回りますと水が非常に不便である地区があります。例えば塩沢地区の雲洞、ここは水の状況が悪くて、非常に火事の際に大きなものにしてしまいました。こういったこと、冬期間、それがあつたらどうするのかとか、さまざまあります。例えば森林火災においてはどうだとか、こういったときにも私は非常に力になる、そういう協定になるだろうと思っていまして、大変ありがたく、またこれを有効に使っていくことが非常に大事だと思っているところであります。

2つ目の消防団員の確保のための問題。これにつきましては、大変苦慮しているのが実情だ

と思います。市消防団が発足しました平成 19 年、2,416 人。平成 19 年には 2,416 人だった団員の実数は、今年度 2,281 人、この 10 年余りで 135 人が減少しているという状況です。ただ、この状況は全国的なものでありまして、どの自治体でも団員確保には苦慮している。我々のほうは多分それでもいいほうだと思っているところでもあります。

団員確保の取り組みは、消防団各部、各部の勧誘に大きくこれは頼っているというところの状況であります。これらの消防、市では、これらに対しまして消防団応援の店、こういうものをつくりまして、ご存じだと思いますが、そういう消防団員に対する優遇をしていただくような加盟店の拡充、そして協力事業所の認定などを求めながら、これは消防団として出動することをやはり是として応援していただく、そういう企業の皆さん、雇い主の皆さんということです。これらと連携をしまして、今後も団員の確保に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

3 番目の問題であります。広域連携の関係の話。消防職員や消防車両などは、消防力の整備指針に基づいて確保、整備を進めていますが、今回の糸魚川大火のようなこういう事態になれば当然消防力が不足をする。これは当然のことです。現在南魚沼市における広域的な連携体制をちょっと述べますので、お聞きいただきたいと思います。まず 1 つ目、隣接消防本部、これは魚沼、十日町、利根沼田——群馬側です——との相互連携があります。これは湯沢は当然あります。

そして、2 番目としまして中越地域の 10 消防本部。中越地区に 10 あります。10 消防本部管内の中部消防応援協定というのがまずあります。これは消防団も含まれているということです。

3 つ目です。県内市町村、一部事務組合の新潟県広域消防相互応援協定、こういうのがあります。

4 つ目です。これは消防組織表に基づく緊急消防援助隊の 4 段階の組み立てというふうになっています。その応援体制があります。

今回の糸魚川の大火で言いますと、新潟県広域消防相互応援協定に基づく県内の 17 の消防本部と、糸魚川と隣接をしている富山県、これは新川地域消防本部、そして、長野県の北アルプス広域消防本部から全部で消防車両 38 台、延べ活動人員 329 人が応援として活動しているということでありました。

この大火を踏まえまして、県の消防長会というのがありまして、ここでは直後から相互応援協定などの見直し検討作業に入りまして、幾つかの暫定運用を決めて、さらに協定内容の見直しを進めているというふうに報告を受けております。国で言いますと、糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会、長い名前ですけども、これが設置をされて検討結果を受けて、全国の自治体に木造建築密集地など火災危険地域の指定、こういう指定、そして対応計画の策定、計画に基づく訓練の実施、これを求めることとしている。我々の訓練も先駆けているものですけども、そういうラインにあるのかなという思いであります。

今後の広域連携の強化策としましては、消防力の強化とあわせまして初期消火の迅速化、気

象条件等を考慮した柔軟な消火戦術、予防広報・啓発などソフト面に力を入れて火事を出さない、素早く消し止めることを重点に対応していきたいと考えているという状況であります。

4つ目のところであります。消防の水利の問題であります。平成28年度における南魚沼市の消防水利の基準がありまして、これによる充足率を言いますと、67%、67.0%になっております。県内19ある消防本部、19消防本部中15位ということであります。県の平均は83.9%、隣接する例えば魚沼市消防では84.7%、十日町地域消防では93.3%となっています。

充足率は平成24年に、実は計算方式が変更された。我々だけがただ悪いというふうに思わないでいただきたいという思いがあります。これから説明します。計算方式が24年に変更されてきて、当市のそれまでの充足率79.4%、これが変更された結果45.9%へ大きく下がってしまったことがまず原因であります。これは消火栓などの水利の場所を基準として、半径100メートルから120メートルの同心円内でどれだけ建物をカバーできているかをカウントする方式だったそうなのですが、これを市内を1辺が140メートルから170メートルのメッシュ、網状で、メッシュで区画して、基準適合水利が存在するかをカウントする方式に、この平成24年に変わったと、そのことから起きております。それまでの旧方式の考え方で整備を進めてきたということもありまして、このような結果になっているということですが、その後、新方式に対応した整備を市としては進めてきているということでもあります。

消火栓ですけれども、水道本管の口径によって基準をクリアできる数が制限されますし、防火水槽はなかなか適切な用地が確保できないなどの——やはり難しいです。なかなかそう簡単に進まない。そういう課題もありますが、今後も引き続き整備を進めてまいります。

冬期間の水利確保、これにつきましては議員ご指摘のとおり、今、非常に深刻な問題となっていると思います。ミキサー車の話もそういうことを触れました。積雪が続くと雪囲いのある消火栓も除雪が必要となります。管理をお願いしている地元消防団なども手がなかなか回らないという状況になっているとも聞いています。残念ながら根本的な解決策は現状ではなかなか見出すことができません。が、少しでも水利確保に努めてまいりたい、そういう思いであります。私からは今のところ以上でございます。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 地域消防力の強化について

市の取り組み等々を聞かせていただきました。まず、1点目のその大規模火災が発生したときにどういう動きをするかというところを考えていただいているというところで、7月2日に防災訓練で大規模火災の消防演習をするということで大変いいことだと思います。5月30日、それこそ糸魚川市は糸魚川地区の生コンクリート協同組合さんと協定を結んだということでニュースになっておりました。それに合わせて南魚沼市でも締結を進めているということでもあります。それは非常にありがたいことだと思っております。その市や消防団員の動きもさることながら、大規模火災が発生したときに、一般の市民の方がどういう動きをすればいいとか、その辺もしっかり啓蒙していかなければいけないと思います。大規模火災が発生した場合、避難所もその火災に巻き込まれている場合があります。その辺をどう周知していくかお考えをお

聞かせください。

○議長 市長。

○市長 1 地域消防力の強化について

本当に生コンクリート協同組合の皆さんには、本当に水を全部満載してきていただいておりますので、大変有効な訓練になるだろうし、そうさせてもらいたいというふうに思っています。今、議員が指摘された、本当にあらゆることを想定していく。これは防災、火災だけに限らず地震のときもそうですし、議場からは本当に原発の事故があったときという話も、以前ここでもいろいろの話が出ました。本当に防災というのが非常に大きな、市のこれからの大きなテーマになっているということを本当に思っていますが、具体的には防災の担当がおりますので、今現在の部分をつまびらかにさせていただいて、またご指摘いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 長 総務課長。

○総務課長 1 地域消防力の強化について

指定の避難所につきましては春の行政区長会におきまして、各行政区長さんに一覧表を提示しまして、そういった避難所の提示をしております。今ご質問の火災における場合についてのその周知方法、例えばその避難所が火災に巻き込まれたとき、これは一般のほかの災害のときも同じなのですが、ラジオあるいは登録のメール。そして火災は、ほかの災害と違しまして風向きによっての方向なども察知できるということもありますので、広報車による広報、あるいは消防団の車両による広報、あるいは誘導です。そういったことによって避難所が、普通の指定の避難所がだめだと、避難できませんよというような周知した中で、別の避難所への誘導ということで考えております。以上です。

○議長 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 地域消防力の強化について

行政区長さんのところ——地元の方々のほうが、自分の地元がどんな感じで避難できるかというのはご存じだと思いますので、その区で皆さんお集まりになったときにそういう話を徹底していければと思います。生コンクリートさんですね、火災だけでなく災害のときも手伝って助けていただけるということで、先ほどお話がありました森林火災等々、火を消したいときに水がないことほど切ないことは多分ないと思いますので、その辺また連携を密にして行っていただければと思います。

それでは、2番目に移らせていただきます。消防団員の数、以前から伺っているところによると県内でも充足率は結構上のほうだという話を聞かせていただいております。自分が消防団員だったときに、勧誘が結構非常に大変でして、お家の方がまずうちの子はいいやと親御さんが断られる方もいらっしゃる。その辺、これからまた若い人たちに地元に戻ってきていただくという政策を今進めているところで、できれば皆さん戻ってきていただいたときには、消防団員にぜひ地域の人間、人たちを知るためにも消防団に進んで参加していただければいい話もあわせてしていただければありがたいと思います。

若い子たちも人を入れないと自分の上がれないということで、一生懸命回ってみているよう
であります。以前、消防団の人員が少なくなってきた上もありますけれども、統合とかその再
編がされたと思います。近くにまた若い人たちが帰ってきたら、お互いに声を掛け合って、ぜ
ひ、地元の消防の体制に協力をいただけるような仕組みを、市も行政としても考えていてい
ただければありがたいと思います。それについて1点じゃあ、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域消防力の強化について

私も実は消防団を長くやっております、勧誘も含めて、消防団の意義とかも含めて、いろ
いろ考えていた一人なので、特別な思いが実はあります。今、女性の消防の皆さんも生まれて
きたり、さまざまにしています。先ほど言った事業者のほうで協力をいただくところとか、飲
食店でいろいろなサービスに協力をいただくとかいろいろありますが、特に先ほどから申し上げ
ている、これから防災、別に火事だけではなくてさまざまな災害が想定されるわけでありま
して、これらのことは私の立場からもこれから市民の皆さんにいろいろな話をしていくふうにな
ると思いますし、していくつもりです。その中では消防団の活躍ぶりや、その存在意義、そ
して、その仕事の任務の尊さとか、そういうことをきちんと常に伝えながらやっていこうとい
うふうに思っていますし、頑張ってもらいたいなという思いであります。

今、消防団でなくて例えば青年団活動というもの、浦佐の多聞さんとかは別ですけども、
青年団という組織はなかなか社会的には希薄になってきている中で、本当に背筋のぴんとした、
地域を守ろうというそういう理想、そういう理念のあるそういう団体というのは、この消防団
がなくなると私は何となく日本の背骨がなくなるのではないかなという思いがしておりますの
で、そういう視点からも皆さんのお力を借りて頑張っていきたいと思っています。

もう1つは、ちょっとこれは私の思いの部分と、実は消防の関係者の中からも声があるところ
もあるのですけれども、消防団です。やはり定数といいますか、数がちょっと高過ぎるの
ではないかという声も出ていることも、これは実際は否めない事実です。それを満たさないがた
めに勧誘もなかなか厳しい。今、なかなか消防団も合併が成っていますので、果たして、この
辺のところにもまた数の問題のところも検討する余地があるのではないかなと。これは大変申し
わけないですが私の今の思いでありますので、言葉がひとり歩きしないようお願いしたいと
思いますが、そういう思いもありますので、なかなかこれは大変なことだというふうに思っ
ています。実態に合わせてそういうふうに変えていくことも、今の現状としては考えなければな
らないのではないかなという思いが私はしています。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 地域消防力の強化について

今ほどお話もありました女性消防団員さんも、非常に人数もたくさん入っていただきまして
増えてきております。それで、予防消防のほうで勢力を注いでいただいているところでありま
す。消防演習の会場とかで女性の消防団員さんが皆さん元気よく走り回っていると、ああ南魚
沼市もまだ活力があるなと思いますので、また、自分も地域に戻ったら若い子たちに声をかけ

続けていきたいと思えます。

それでは4点目に移らせていただきます。消防の水利の確保ですけれども、消火栓はやはりその水道に直結しているということで、非常に何か使うのが悪い、申しわけないような感じもしたりしているところもあるみたいで、なるべく消火栓はいじるなど。開け閉め間違えると水道が破れると、水道管が破れるかもしれないというような、どきどきすることを先輩から言われたこともありました。

先ほどのその防火水槽ですけれども、土地があまり確保できないということです。以前、消防署に関係されていた方がおっしゃっていたのですけれども、やはり防火水槽はもうちょっと増やしていったほうがいいというような話を聞いたことがあります。地元の消防団員も頑張っていて除雪はしてくれているのですけれども、防火水槽が結構埋まっているところがありまして、給水管をつなぐ口がちょっと隠れて見えないとか、一応看板は立っているみたいなのですけれども、その看板すら埋まって見えないことが豪雪のときはありました。

その辺を市でも、もう少し土地の活用等々考えていただいて、もう少しその箇所が増え、ちょっと難しいような話をされていましてけれども、増やしていければと思います。それから、冬季この川の河川水を消防のその水利に使えたらという話をされております。その辺、通常火災とかには対応できると思うのですけれども、今回の糸魚川の大火のような大規模なことになると、非常に水利の確保が大変になると思われますけれども、その辺、もう1回よろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域消防力の強化について

消火栓、本当に火事的时候にはきちんと開けてもらわなければならない。それは遠慮なくというふうに思いますが。これにつきましては担当のほうからいろいろな計画等もあると思ひますし、実際のところをちょっとお伝えしたいと思ひますので、担当課からお願ひします。消防長。

○議 長 消防長。

○消 防 長 1 地域消防力の強化について

水道管につきましては、今市長が申し上げましたように、有事のときに消火栓を使わなくていつ使うのだということになりますので、十分躊躇なく使っていただきたいというふうに思ひしておりますし、それはまた消防団のほうの会議の中で徹底したいと思ひしております。ただ、閉めるときにちょっと気をつけていただかないと、ちょっと水道本管への影響があるように聞ひしております。あと、防火水槽につきましては、私どもも増やしたいという思ひがあるのですけれども、昔設置しました防火水槽がほとんど民地に協力をいただいて設置したものがかなりあります。それが当然民地なわけですので、地権者の方のご都合によって撤去してほしいという場合には、市は撤去しなければなりません。毎年それが数か所必ず出てきておりまして、今年度も数か所それを予定しています。ですので、せっかく設置しても、その民地の方のご意向によっては撤去しなければならないということですので、用地がやはりある程度、公共用地であ

れば一番問題ないですけれども、恒久的に使えるような用地というのが大前提になってきますので、それをにらみながらいいところを探して整備を進めたいというふうに考えています。

あと川の水利ですけれども、確かに結構川もいっぱいあって、私どものほうも利用できるものはみんな利用していきたいというふうに考えております。ただ、冬期間どうしても雪がかぶって見えなかったり、それを利用するまでにちょっとある程度除雪しなければならないというようなところもありますので、特に水利が不足するような地域については、その水利利用の消雪という部分は、消火栓の見回りにプラスアルファしてちょっと考えていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 1 地域消防力の強化について

毎月1日と15日、消防団員の方々が啓蒙というか見回りをされております。消火栓のその器具等々も点検したりしていただいております。その回の中で冬期間どういうふうに水利を確保するかということも気をつけて見ていただければありがたいと思います。4番目についてもこれで終わります。

2 生活保護の不正受給について

それでは大項目の2点目に移らせていただきます。生活保護の不正受給について伺います。生活保護については、ひとり暮らしの高齢者や病気で働けずにいる方など、本当に困っておられる方には早急に支給されるべきと考えますが、収入や財産があるにもかかわらず、それを隠し、受給している方や年金をかけずに働いてきて、年を取ったら生活保護を申請する方など、正直者が報われないような状況も多くあると聞きます。

今後は高齢化が進み、本来生活保護を受けなければならない方々の増加が見込まれる中、このような不正受給により生活保護費が膨らむことで、受け取る金額が少なくなることが懸念されています。正直者が報われる社会になるためにも、今後は生活保護受給者の自立のための支援と不正受給をチェックする体制を強化する必要があると考えますが、市長の所見を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活保護の不正受給について

ちょっと登壇させていただきます。済みません、大変失礼しました。

2つ目の質問であります。生活保護の不正受給の問題。戦後、終戦直後に制定されたそうですけれども、旧生活保護法には、能力があるにもかかわらず勤労の意思のない者、勤労を怠る者、その他生計の維持に努めない者、また、素行不良な者を保護から排除するという欠格条項があったそうですけれども、しかし、現在の生活保護法はこの欠格条項を否定している。保護請求権を全ての国民に無差別平等で認めているということでもあります。これは社会的な基準から外れている者を指導して自立できるようにすることこそが事業の目的、任務であって、これらの者を制度対象外とすることは憲法前文及び憲法第25条の理念にそぐわないという考えによるものだと言われています。現在の生活保護制度は、現状が経済的に困窮しているかどうかという事実のみに着目をして、それまでの経過とか生き方の良し悪しは問わないことになってい

ます。

収入や財産があるにもかかわらずそれを隠している者についてはまさに不正受給ということでありまして、厳正な対応が必要であることはご指摘のとおりであります。生活保護を申請した場合は本人からの申し出のみに頼らず、金融機関、保険会社、官公庁などへ広く調査して、その方の親族への扶養義務照会や警察への暴力団該当、これらの調査、家庭訪問をしての実施調査など詳細な調査を行っているということでもあります。また、保護受給開始後は定期的な家庭訪問、これを受け入れること、そして収入の申告義務というのが課せられまして、定期的に課税情報との照合を実施するなどしまして不正受給の防止については力を入れているということでもあります。

年金が少額な人、また無年金の人が生活保護申請をするケースが全国的にも増えています。うちの市も例外ではないということでもあります。原因はさまざまに考えられていますけれども、無差別平等の原理という、前段申し上げていましたその原理によりまして、生活保護の要否判断では考慮をしていないということでもあります。

昨今ですが、正しい制度理解に基づかない偏った情報によりまして、生活保護を受けることが悪いこと、また、恥ずかしいことのような風潮が高まっているのではないかとこのことを我々は危惧をしているところがあります。最も恐れるべきは先ほど議員もおっしゃったとおりなのですけれども、こういった風潮によって本当に保護を必要とする人が相談に来ることすらためらうようになってしまうこと。これが一番我々が危惧しているところでもあります。

議員のご指摘のとおりであります。制度の信頼性を維持していくためには不正受給を防止して、可能な人には仕事をしてもらうための支援が重要であります。その役割の中心はケースワーカーでありまして、保護受給者の相談をじっくりとまずは聞いていただいて、丁寧に対応することで信頼関係をまずは構築する。それぞれの環境や能力に合わせた一番大事なこの自立、自立への支援を行っていくということだと思えます。結果として不正受給が防がれるように今後も市として努力をしてまいりたいということでございます。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 生活保護の不正受給について

いずれ自立をしていただければということでもあります。ひとり暮らしの高齢者の方や病気で働けずにいられる方はなかなか自立というのが難しくなってくるのだらうとは思いますが、あとは定期的な家庭訪問等事情を伺ったりして、信頼関係を築いていくうちに、その方の最終的には良心に訴えるしかないみたいな感じだと思うのです。市としてもそこまでチェックをしているということであればあれなのですからけれども、結局年金をかけなくてももらえるという、その法律のもとではそういう決まりになっているみたいですが、真面目にやってきた方が極力ばかを見ないような制度にしていかなければいけないとは思いますが。

もともとひとり暮らしの方、高齢者の方等々の収入がどんどん減ってきてやむなく生活保護を受けるに至る方が多いと思えますけれども、今現在市でその自立に向けてどういう支援、先ほどケースワーカーの方がお話を伺ってということがありますけれども、ほかにどんなことが

あるか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 生活保護の不正受給について

前段のほうですね、全国的にも高齢者のみの世帯が増えている状況でありまして、つまり年金がない、まずは少ない人が保護を申請しているというふうにはこれそのとおり推測することができます。単身世帯なら国民年金満額でも保護は該当するとかいろいろありますけれども、ちょっとそのことにつきましては、詳しく担当している部課のほうから答えさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 生活保護の不正受給について

現在当市のほうで4月の段階ですが、人数的には183名、世帯数で155世帯が保護の対象になっております。その中で高齢者世帯が81世帯と一番多い状況にあります。そのほか障がい等の関係で就労できないという世帯がほとんどで、その他として就労を勧められる、就労をしてもらって保護から離れていっていただきたいという世帯等が30世帯ほどおります。その方々には当然就労をするために指導をしての支援をしておりますが、ケースワーカーの対応に加えまして当然ハローワークのほうへ行っていただいて、自分の適性な仕事に就いていただくようにケースワーカーを通じて面談を通して指導をしているという状況にあります。以上です。

○議 長 5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 2 生活保護の不正受給について

これからますますこういった方が、生活保護を受給しなければいけない、本当に困っている方が増えていくと思います。その上で厳正なる審査と、あと先ほどおっしゃっておりますこの30世帯の方の自立が見込めるということでもあります。そういった方にちゃんとした道をつけてあげられるような行政の動きを期待して質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は2時55分といたします。

[午後2時34分]

○議 長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

[午後2時55分]

○議 長 質問順位5番、議席番号2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 どうも傍聴の皆さん、ご苦労さまです。発言通告に従いまして一般質問を行います。

1 稲作経営に対する市の対応について

ほとんどの農家が田植えも終わり、一段落といったところだと思いますが、大きな不安を抱えながらの米作りになっていると思います。そうした米作りに関しての1点目の質問です。

3月定例会でも質問した、来年から国が減反政策を廃止することに対する市の対応です。3月定例会での答弁は、県と協議中とのことでした。今回の質問通告を出して以降、6月9日ですが、県が市町村別の生産量の提示を行いました。南魚沼市は昨年目標数量から自家消費と

縁故米を除いて今年産より 13.9%減の 1 万 6,613 トンとなっています。魚沼産コシヒカリを自由につくりたいというのが農家の願いですが、それはあくまで価格補償、所得補償があつてのことです。政府が米の需給安定に対する責任を放棄し、市場任せにしているもとでの減反廃止は、米の生産や流通を完全な市場原理の世界に追いやることとなり、生産者米価の暴落に常におびえながらの稲作経営にならざるを得ません。今回、県が生産目標の参考値を示したわけで、市としてどのように対応していくのか伺います。

次、2 点目ですが、減反廃止にあわせて米の直接支払交付金、今 10 アール当たり 7,500 円ですが、これも来年度から廃止をされる予定です。平成 22 年に始まった農業者戸別所得補償制度で米の生産数量目標を達成した販売農家に対して 10 アール当たり 1 万 5,000 円の支払いだったものが、平成 25 年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については平成 26 年度産から 10 アール当たり 7,500 円の交付金へと引き下げられ、今年度まで継続してきています。

これは不十分であれ米価の下落が続くもとでは、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきたものです。この交付金の廃止は農家にとって減反廃止と合わせてダブルパンチです。こうした状況を少しでも改善するために、日本共産党議員団として今度の議会に議員発議で戸別所得補償制度の復活を求める意見書採択を目指しますが、市長として直接支払いの復活を国に求めていく考えはないか伺います。

3 点目、もう 1 点米の問題ですが、市長の所信でも農地の集積を進め、生産性の向上に取り組んでいくとありますが、農地の集積と規模拡大だけでは決して明るい未来はないと考えます。食料自給率の向上や国土の環境の保全など農業の持つ多面的役割は、一部の大規模経営や法人だけで担うことはできません。兼業、高齢者世帯を含む多くの農家が農村に定住し、営農を続けてこそ可能になります。農業を続けたい人は全て担い手と位置づけ、中小農家も含めて農地の利用、土地改良、機械施設の維持更新などに必要な支援を行い、現に農業に従事している農家を可能な限り多く維持できるようにすることが必要ではないでしょうか。

また、若者の新規就農への支援や、定年退職者への就農支援なども必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。市長は若者の移住定住を政策の柱に掲げていますが、このこととのかかわりで考えても農地の集積によって田んぼを全て貸してしまって、少しばかりの畑しか残っていない、こういった農家に帰ってくるというのは動機づけとしては非常に弱くなってしまっているのではないのでしょうか。

私事ですが、私は次男坊です。兄が先に家を出たために農家の跡を継がなければとの思いもあつて、この地に残り農業を続けていますが、農家でなかったらここに残っていたかどうかはわかりません。もっとも今は、跡継ぎという言葉も死語となっているような気もしますが、自分で耕作する土地が存在することは重要なことだと考えます。そうした点からも多様な経営形態の農家が生き残れるような支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか。市長の所見を伺います。以上 3 点、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、中沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

1 稲作経営に対する市の対応について

この平成30年度に廃止される減反政策に対する市の対応であります。ご承知のとおりであります。平成30年産以降の生産調整につきましては、行政による生産数量目標の配分が廃止されるのが既に決定しております。生産者等の主体的な経営判断による需要に応じた米生産の推進、これへと国の方針が転換されたものであります。歴史的転換と思います。

当市におきましては、地域間調整を活用して主食用米の需要を満たすとともに、加工用米や酒米などの生産に取り組むなど、関係者のこれまでの努力により需要に応じた米生産を私は既に実施をしてきたと思っております。今後も信頼される高品質、良食味な南魚沼産コシヒカリの生産を継続して、しっかりと販売につなげていくという基本姿勢は変わりません。現在、新潟県での平成30年以降の米政策に関する検討会議が行われておりますが、この結果を待たず南魚沼市としての対応策、新しい需給調整のあり方について関係団体と検討を今、行っているところであります。

国による全国的な抑制が働かなくなれば、ほかの産地の私は状況によってはだと思っております。米価全体に影響が出る可能性はないとは言えません。収入保険制度や非主食用米への誘導など、国の施策の動向も勘案をしながら農家所得の確保が図られるように、この地域にあった方針を早期に決めたいと考えています。

実はおとといかの朝刊をごらんになったと思っておりますが、県のほうで考えている数字が出ました。あの辺も受けて皆さんがどういうふうにもた思われるかということもありますけれども、以上のようなことを考えているところであります。

2つ目の米の直接支払制度の復活を国に求めていく考えはないのかということでもありますけれども、この制度の廃止につきましては先ほど申し上げました、生産調整の見直し、これなど一括して平成25年に決定をしているものです。さらに米の直接支払交付金、これは10アール当たり、1反歩当たり7,500円は、生産数量目標の達成が交付要件となっておりますので、生産数量目標が示されなくなるこの平成30年産以降は、この制度の廃止もやむを得ないと私は考えております。

3つ目のご質問のところですが、多様な経営形態の農家が生き残れるように、そういう支援が必要かと思う。私もそのとおりだと思って、今、市もそうやって、やっているというふうに考えております。南魚沼市内にはさまざまな営農環境の農業形態ができてきています。もうご存じのとおりであります。ハード面から見ると、平場で条件のよい地域では農地の集積——農地を集めていく集積ですね、そして、規模拡大による低コスト化が可能であります。しかし、私も農業に青年期から従事してきた一人として思ってきたことですが、私も平場ではありませんでした。傾斜地で例えば田んぼ、圃場も小さく条件が不利な地域では、中山間地地域直接支払制度の活用はもとよりですが、標高差を利用したコシヒカリの時期分散栽培——時期を標高によって分けていく栽培など、より特色のある米作りや営農条件を改善する基盤整備事業の導入などが必要だというふうに考えています。一方でソフト面としては、担

い手、後継者不足に対応するための集落営農への取り組み、また法人化、この支援などを進めていかななくてはならないと思います。

ほかの作物につきましても、例えばスイカ、シイタケといった園芸作物は、作業分散や複合経営の取り組みとして、農業者の皆さんの努力と関係機関の協力で非常に定着をしてきていると私は思います。さらに、6次産業化などの多角経営への支援も必要であるというふうに考えています。議員がおっしゃるように多様な営農環境の中で、多様な農業経営体が生き残れなくては南魚沼市の農業の発展は望めないというふうにも当然考えております。多分一致した考えだと思いますが、これからも関係機関と協力しながら、ハード、またソフト、それらの事業とも国、県の補助制度等も可能な限り活用させていただいて必要な施策を続けてまいりたいと思います。

先ほど議員の農業でここに帰ってくるという話。私もその一人だったというふうに思います。ただ、現実問題として小さい面積での、我々の、私を含めて、議員の時代も含めて、もうそういう時代は、私はその考え方は今は成り立たないだろうと、前半の話の中でもくみ取っていたきたいと思います。

私は、農家に職を求めて、継ぐと思って帰ってくる、その農家に帰ってくるのではなくて、今の時代は農業に帰ってくると思っています。この農業をどうやって高めていくか。これは単に我々のころは下を向いて稼げば食っていけるのだと兄と言われた時代でありましたが、今はそうではなくてもっと上の、例えばIT農業の、農業ITも含めてさまざまなことにチャレンジしている当地であります。そういういろいろな農業といってもひとくくりではない、さまざまなことがあるわけで、そういったことを本市としても高めながらいろいろな形態の支援もしながら、先ほど前段申し上げとおり、そういうことをやりながらここに帰ってこられる環境をつくっていくことこそ、求められる姿だと私は思っております。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 稲作経営に対する市の対応について

では、再質問をさせていただきます。1点目の減反廃止ですが、3月も協議をしているという話で、今回もまだ協議をしているということで、3月のときもなるべく早く、もう来年からの話なのでという話をしたように思います。今回、県が南魚沼市はこれくらいだよと。これは自家消費と縁故米を除いたあなたのところの目安はこれだけですよと、要するに売り渡しですよ、を出してきているわけなので、その辺を個別の農家に示すようなことをする考えがあるのかどうか。その辺は今、答えられますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 稲作経営に対する市の対応について

これがその新聞記事だったですね……（「そうです、それです」と叫ぶ者あり）私どもとしてはもう最初から言っていますが、県のほうでいろいろな会議に出ていますけれども、これが全国中で起きた場合には値下がりというのですか、値崩れの問題等があるかもしれませんが、当地のこの南魚沼市の問題としては、希望する全ての面積にやはり作付をして、全てを売り切っ

ていく、そういう力があるというふうに思っていて、こういう姿勢は変えていないつもりなのですが、具体的なところは農林の関係の部局から答えさせたいと思います。そういう気持ちでやっていますし、決して強制力というのが働かない形で県も示しています。我々も強制されるのであればそれは、多分反対だということだと思っておりますので、よろしく願います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 稲作経営に対する市の対応について

それでは、ご質問の具体的な検討についてお答えをいたします。3月にもご質問をいただきましたけれども、私ども県の会議と並行いたしまして、この市内で今後どのようにしていくか、検討会議を立ち上げてございます。具体的には私ども、それから両J A、それから振興局の事務方を構成員といたしまして作業部会をつくって検討してございます。その部会の検討内容が恐らく今月末くらいには出したいなというふうに考えてございます。

その後、今度検討会議ということを計画しておりまして、メンバーはほとんど変わりませんが、今度は各組織のそれぞれの担当部署の責任者、市であれば私と課長が出るような会議を開催いたしまして、そこで方針案を決定したいと考えています。

最終的には再生協議会の正副会長会議を開きまして、そこでご説明を申し上げて決定をいただくというような段取りで、なるべく早くしたいと考えておりますが、できれば夏、8月くらいまでには決定をしたいというふうに考えてございます。ただ、具体的に今までどおり各農家さんに、今まで配分でしたけれども、それぞれの数値をお示しするかどうかも含めて、今、検討中の状況です。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 稲作経営に対する市の対応について

わかりました。8月くらいにならないと正式な方針が出ないということですが、市長のお話では、基本的にはつくりたいだけつくって結構ですよ、というような感じになるみたいな話ですが、そういう方向で受け止めていいのかなというふうに感じました。

次の戸別所得補償の問題ですが、これは確かに市長がおっしゃるように、減反の目標がなくなったから、その目標どおりに達成した人に直接支払いをしていたわけで、そういう点では廃止になるというのも理屈は確かにあっているといえあっているのです。ただ、本当に米価が下がる中では大変助かってきた制度ではあるわけですね。

そういう点では新潟県がことしから新規事業ということで、モデル事業として集落営農組織などに10アール当たり1万5,000円を支給すると。報道によりますと3県を対象に3年間継続して、経営発展の効果を検証した上で、国に対して仕組みの創設を提案していくというような報道があります。米山知事が大規模農業を支援するだけでは中小規模が中心の中山間地農業が立ち行かなくなると。まずは中山間地域でも暮らせる農業をつくりたい、こういう意欲から実現したものだと言われております。

経営効果が確認できたところで国に制度の創設を提案するという事になっておりますので、

3年実証した上での提案ということですので、大分、先になるとは思いますが、ぜひ、この魚沼産コシヒカリのブランドを持つ南魚沼市が、制度復活の声を上げるというのは本当に大事なことだと思いますので、最後になりますがお考えはどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 稲作経営に対する市の対応について

先ほども聞かれた直接支払制度については、国に求めていく考えはないか。これはやむを得ないということなのですけれども、今おっしゃっている制度の、例えば状況を見ないとわからないと思うのです。必ず下がると言われていますが、そこはわかりますか。聞いてはいけませんね。誰も言えないと思うのです。上がってほしいと思って我々はいろいろな仕事をしています。わかりませんが、状況を見て、やはりそれによっては、この直接支払制度はだめだけれども、なくなるのだろうけれども、やはりそういう意味で必要なものは我々も声を上げていかなければならないという思いはありますので、よろしくお願ひしたいと思います。もし、足りないところがあったら部課長のほうから答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 稲作経営に対する市の対応について

基本的な考え方は、今ほど市長が申し上げたとおりでございます。10 アール当たりの7,500円につきましては、廃止もやむを得ないと考えてございますけれども、いわゆる欧米型の違った形の所得補償の制度、あるいは違った形の補助の制度、何かのようなものも今後は必要なのではないかというふうに考えてございます。

今ほどお話がありました県がやっています、いわゆる公的サポートモデル事業といわれる事業でございますけれども、3団体決定してこれから効果を見るというようなことでございますので、その結果がどうなるのか。もし、必要であれば国にそういう補助事業の要望もしていかななくてはいけないというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 稲作経営に対する市の対応について

わかりました。それこそ市長が言われたように、先ことは本当に下がるかどうかもわからないわけで、ただそういうことになったときには、やはり国の支援がないと立ち行かなくなる。特にさまざまな形態で、今、本当に事業としてやられている規模の大きい形態がどんどん増えているわけで、そういう点では価格が下がった場合は本当に大打撃を受けるわけです。ぜひ、そういう事態になったときには速やかに国に要請をしていくということをお願いしたいと思います。

あと、3点目ですが、確かに今、先ほども言ったように個人経営というようなのはもう時代に合わなくなっているというような、そういう簡単に言えば市長のお話もあったわけですが、そういう中でもやはり続けたい人、やっていきたい人、そういう人が続けていけるような制度が、支援していくということも必要ではないかと思ひます。それがやはり農家の数を減らさない——減らさないというのは無理かもしれませんが、なるべく維持していくという

ことが、本当にこの人口減少に対応する上でもやはり私は重要なことではないかと思えます。これは答弁は結構ですので、ぜひそういうことで取り組んでいただきたいというふうに思います。

2 住宅リフォーム事業補助金の拡充について

それでは、大項目の2点目に移らせていただきます。私の2点目は、住宅リフォーム助成事業の拡充ということであります。住宅リフォーム助成事業は大変好評で、市長の所信でも触れられていますが、申請を締め切った時点の金額では予算の2倍を超えています。これも補正予算で対応していただけるということで、皆さん大変喜んでいただいています。

今、建築関連の皆さんからは仕事がなく大変だという声を聞きますので、確認申請の件数を調べていただきましたところ、平成27年度は200件でした。平成28年度は165件と、率にして82.5%に減っています。特に平成28年の1月から5月の申請件数は、91件あるのですね。ところが、ことしの平成29年の1月から5月については、合計で52件ということで、去年に比べるとわずか57%ということで、かなり減っているわけです。これは住宅の新築、増築がかなり減っていることを示しているわけですが、こうした点からも住宅リフォーム事業が仕事起こしに非常に役立っているということを示すものだと思います。

そこでですが、このリフォーム助成事業を魚沼市並みに拡充できないかということですが。魚沼市は昨年から当市と同じ一般の対象者に対しては、20%、10万円が限度ですが、そのほかに高齢者世帯、子育て世帯を加えて、この人たちには補助率が20%で補助の限度額が20万円というのを設けてあります。一般の倍になっていますし、また、空き家活用も新たに設けられて、これは当市がやっているU&Iターン促進住宅改修工事支援補助金——ちょっとこういうのがこの4月からあるのは行政報告で見たのですが——それとほぼ同じ内容なのですが、これも魚沼市はリフォーム事業のほうで対応をしています。

このことしの実績ですが、当初予算が3,000万円に対して補助額が5,550万円と予算を大幅に上回る申請があったそうです。こちらも補正予算で全額対応しているというふうに聞いています。さらに、魚沼市は2回目が見える制度になっているのです。以前、満額使っても再度使えるという制度に、まあ2回ですけれども、そういう制度になっていますので、ぜひ、南魚沼市でも来年度予算では、魚沼市並みの制度への実施と予算のアップができないかというのが要望でして、ぜひ、その点、市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 住宅リフォーム事業補助金の拡充について

2つ目のご質問の住宅リフォーム事業の補助金の拡充の問題です。南魚沼市の住宅リフォーム事業は、これはもう何回もここで述べておりますけれども、これをしゃべらないと始まりませんので申しわけない。平成22年に中小工業者に対する緊急経済対策として事業を創設して、そして、当初の目的は達成されたものと認識は、そのときの目的は達成したと。近年では議員がおっしゃるとおりなのですけれども、住環境の向上と特に地域経済の活性化、仕事がないとかそういうことを含めた活性化を目的に実施をしており、市民や商工業者から大変なご好評を

いただいているというふうに認識をして、それでこの制度を続けております。

今年度は、おっしゃるとおりなのですけれども、当初予算額 2,000 万円に対しまして申請受付件数で 505 件、補助予算金額は予想を大きく上回る 4,012 万円の申請がありました。このことから、この 6 月定例会の初日に補正予算をご承認いただきまして、なお不足する額においては予備費を充用し、早期に補助金交付を行うべく準備を今、進めているところであります。なお申請の工事総額は 5 億 8,332 万円、5 億 8,332 万円でありまして、経済波及効果は 14.5 倍というふうに評価をしているところであります。

議員がおっしゃっていましたが魚沼市のリフォーム事業、これについてちょっと説明をしたいと思えます。魚沼市さんは平成 26 年度に募集を行ったところ、最初は当初予算額を大きく下回る事業であったというふうに聞いています。一度事業を終了しましたが、再開の要望と国による空き家対策への関心の高まり、こういったものがその後出てきまして、平成 28 年度に再開したと聞いています。なお、再開してから通算 2 回までの申請を可能としたと。おっしゃるとおりなのです、高齢者世帯や子育て世帯及び市内外からの空き家への転居、こういったものの世帯要件によりまして、補助限度額に違いを持たせて交付要綱となっていると。先ほどおっしゃったとおりです。

南魚沼市の実施状況については、持ち家、持ち家居住世帯総数が——うちは全部の数で言うと 1 万 9,800 戸くらいあるのですけれども、この中で持ち家が 1 万 4,220 戸。これは調査に基づいています。に対しまして、平成 28 年度までに住宅リフォーム事業を実施した方々は、5,650 戸です。事業実施率としては 39.7%、まあ 40%となっていて、申請受付件数は年々減少してきていますけれども、およそ 6 割の方が制度をまだ使っていないという状況になろうかとは思いますが。市民に対する公平性という観点、これも重要なことでありまして、これからも 2 回目の申請は現時点では考えていないという状況であります。

しかし、平成 26 年度から補助限度額 10 万円、これはディスプレイ設置を含む場合は 12 万円にしているのですけれども、これに満たない場合には限度額まで再度の申請を可能とする。2 回目満額使えるということではないですね。そういう申請を可能とする要綱改正を行ってございまして、今年度はそれに該当する人は 90 件の再申請があったということでありまして。

世帯要件につきましては、空き家対策では今年度から皆さんご存じのとおり空き家バンクを創設をしまして、今後の需要に期待しているところであります。高齢者世帯や子育て世帯の支援拡充につきましては、財政状況が許せば検討したいところであります。これは本当にそう思っておりますが、しかし、昨年 12 月定例会でそれこそ中沢議員からのご質問にお答えしたとおり、この事業における特定財源は、社会資本整備総合交付金の事業要件が非常に厳しくなりまして、この平成 28 年度、昨年度からは財源が見込めない中で事業を実施していることから、魚沼市並みの制度への拡充ということは、今のところ考えておりません。

今後につきましては、事業継続について市民の皆さんからの要求、ニーズや、市の財政状況を見極める中で地域経済の情勢なども考慮して、適切に判断をしていきたいと考えています。このままの形で続けていくのはなかなか厳しい。しかし、そういう需要があるということはわ

かっているもので、これからいろいろまた考えてまいりたいということでございます。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 住宅リフォーム事業補助金の拡充について

話はよくわかりましたが、当初経済対策ということで始まったということなのですが、先ほど建築確認の申請件数を話しましたが、本当に建築関連の皆さんから景気が悪くて大変だという話をお聞きしますので、ぜひ、拡充する方向で今後も検討していただきたいと思います。当市は決して有効求人倍率がどうだとかという話がありますけれども、私も景気が良いというふうには思っていないので、ぜひその辺、対応をお願いしたいと思います。答弁はいいです。

3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

では、大項目の3点目です。次に南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用についてであります。3月議会の一般質問で中小業者振興基本条例の際にも触れましたが、登録しているのに全く仕事がこないという声を私は耳にします。財政課で調べていただきましたら、現在の登録業者は23件だそうです。昨年度の実績は、発注の工事件数で61件、金額は1,273万4,000円だというふうにお聞きをしています。登録業者の数からすると発注件数はそこそこかなというふうには思いますが、それでも登録は3年ごとに更新なのですよね。

それで、3年間全く声がかからなかったと。見積もりをしてくれという声すらなかったという方もおりました。そういう点ではかなり発注に偏りがあるのではないかとこのように思いますし、ミスマッチというかそういう仕事が全くなかったということもあり得るのかなとは思いますが、登録しても仕事はこないと、そこで登録もやめたと。3年間何も声がかからなければ次の更新をしようというふうにはなかなかならないと思うのです。そういった悪循環で現在のような登録件数になったのではないかとこのように思います。

その発注件数と工事金額から言いますと、工事の平均単価は大体20万円くらいになるわけです。そういう点では市長はこの、登録件数もそうですし、発注件数、金額、その辺をどう思われるかちょっとお伺いをしたいと思います。

3月議会で中小企業振興条例を制定したばかりでありますし、先ほどの住宅リフォームのところでも触れましたが、特に建築関連は決して景気がいいとは言えないわけですし、そこで提案ですが、今この登録制度で発注できる上限は代金で50万円なのですね。これをぜひ100万円、倍に引き上げて、登録業者に優先的に発注するように徹底していく考えはないか。この制度に登録して仕事が来て助かったと言えるような制度に発展させてほしいと願っていますが、市長の見解はいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

3つ目のご質問の小規模修繕等希望者登録制度の活用ということですが、当南魚沼市では原則として市の入札参加資格登録業者に入札または見積もりを依頼して、その結果により受注業者を決定し、契約などを締結して修繕などこれらを発注しております。議員言われる今回の南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度、これは当市に入札参加資格登録をしていないために入札

や見積もりに参加できない市内の小規模な事業者の皆さんに対し、小規模な修繕などを見積もり参加の門戸を開く。ちょっと上から目線的な言い方で申しわけありませんけれども、門戸を開き受注機会を拡大すること、これを目的としている。ご存じのとおりであります。

対象となる契約は、先ほどおっしゃったとおり内容が平易——簡単なものという意味ですね。平易でかつ履行の確保が容易であって、契約金額が50万円以下のものとしています。このために内容が非常に複雑で特殊な修繕や近隣の業者でないと現場や周辺状況の把握、調整が難しい場合には、この制度の対象とならないのがなかなか現状だということでもあります。

業種や地域によって見積もり依頼の機会が限られる場合というのがありますが、対象となる修繕などがあったときは積極的にこの制度を活用していくよう、修繕などの担当部署に再度制度の活用を促してまいります、といいますか、実は今しています。これは今の市政懇談会の席で、非常に激しく市長に要望がありまして、これにつきましては大変そのとおりだと思えるところもありました。その後、次の日から私のほうも認識をまた新たにしまして、庁内全部に声かけをさせていただいているということでもあります。でも、なかなか今ほど前段申し上げました状況があるということでもあります。

2つ目の、工事金額の上限を50万円から100万円に上げろということではありますが、この制度はあくまでも先ほど言った、内容が平易でかつ履行の確保が容易で、その小修繕に限るということでありまして、入札参加資格の登録事業者との公平性というの、登録されている人としない人の公平性も考慮して、50万円を上限としているというのがおわかりいただけると思うのです。

特に建設工事では工事規模が大きくなるに従いまして、施工だけでなく工程管理とか施工の管理、安全管理等の重要性が非常に高くなる——今よく言われるいろいろなそういう細々したことがあります、その重要性が高くなる。こうした管理が適正に実施されていないと、工事の遅延とか、例えば第三者を巻き込むような事故、あつてはなりませんがこういう発生の恐れがあるために、国や県の建設業許可を受けた入札参加資格登録業者でないと対応を任せることが難しいというのが実情だということでもあります。

他の業種の場合でもなかなかその内容が平易でない場合には、この制度にかかわらずそれぞれ専門的な事業者へ依頼をする場合というのが多くあるわけでありまして、なかなか今、問題になっているこの制度の皆さんに行き渡らないという点があります。南魚沼市の発注では品質管理も大変重要なことでもありますので、より大きな規模の業務を受注したいと考える事業者へは、従来からですけれども、入札参加資格申請の提出、登録、これを勧めているということでもあります。この制度の趣旨としてなかなか議員がおっしゃるような上限金額を引き上げるということは難しく、またちょっと適切と言えないのではないかというような判断が、今現在市の判断となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

想像したような答弁でありましたが、100万円という金額は今の例えば建築関連とかですと、

ほんのちょっとした工事でもじき 100 万円くらいにはなりますよね。そういうこともあって、特別な資格がなくてもそれくらいの工事は、例えば工程表がどうのこうのというような工事になれば何千万円、何億円ということになると思うのですが、ほんのちょっとした修繕工事でも 100 万円近くになることはいくらでもあると思うので、その辺、しつこいようで済みませんが、何とか再考できませんでしょうかね。

○議 長 市長。

○市 長 3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

思いはわかりますが、財政課長から答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

額の再考ということでございます。確かに先ほどの事例で申し上げました、特に現場、いわゆる具体的にイメージできるのは道路工事とかの現場ですと、どうしてもその直接の安全管理ですとかそういうことが大きな問題になりますので、なかなか大きいものをお任せするということができないことが、外の現場ですと多く言えるかと思えます。

今、議員のほうから言われました建築等の関係ですと、小さな修繕等もあるかと思えます。建築の関係といいましても設備の関係ですとか、配管ですとか、いろいろなものが絡みますけれども、やはりそれぞれの施設を管理している者からしますと、現場の状況、そもそものその施設の状況をやはりよく把握している業者の方が一番通じているという部分もございまして、なかなかそれぞれの今の登録された業者の方にいかないのも実際でございますので、そこら辺はまたご理解いただきたいと思えます。

また、額の大小につきましては、それぞれその工種工種で業法に基づく登録制度と、それを申請していただいて、登録している方にランクをつけまして、市のほうで平らに発注しているという事実がございますので、ぜひ、大きなほうに参加したい方はそういったところもまたご理解いただきまして、参加いただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議 長 2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 3 南魚沼市小規模修繕等希望者登録制度の活用について

無理なようですが、先ほど市長も述べていましたが、市政懇談会で要望があって徹底をしているという話ですので、今後件数等が増えることを期待して、答弁は結構ですのでこれで終わります。

○議 長 質問に入ります前に、佐藤剛君から資料配付の願いが出ておりますので、お手元に配付してありますのでお願いをいたします。

質問順位 6 番、議席番号 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 傍聴者の皆さん、ありがとうございます。では、発言を許されましたので通告に従いまして、今回は久しぶりに大項目で 2 点質問をさせていただきます。

1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

まず、立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを、であります。

つい先日でありましたけれども、2016年の全国の出生数が初めて100万人を割りまして、合計特殊出生率も2年ぶりに低下した一方で、死亡数が戦後最大であったと。したがって、人口の自然減は過去最大だったという報道がありました。

南魚沼市もとうとう人口が5万8,000人を割りましたが、この人口による影響は、私が言うまでもないことでありますけれども、労働力、供給力の低下による産業経済の影響、そしてまた高齢化を伴って社会保障への影響、地域においては生活関連サービスの低下にもつながるなど、あらゆる面で影響するために、この高齢化を含む人口減少対策は、国を挙げて喫緊で最大の課題として各省庁それぞれ施策を進めております。

そういう中で国は都市機能の観点から、人口減少問題を捉えまして、平成26年に都市再生特別措置法を改正いたしました。人口減少、高齢化の中でコンパクトな都市を実現して健康で安心、快適な生活環境が維持できるまちづくりのために、市町村で立地適正化計画を策定することを可能にしたわけであります。この法整備後、この3月末現在で国交省のホームページによりますと、全国で348都市、新潟県下では15の市と町が、この立地適正化計画に具体的に取り組んでいるということになっております。

そのうち、新潟市、長岡市、魚沼市も含めまして県内では8市がこの計画を既に作成し、公表しているようであります。そのうちの見附市はこの間新聞にも出ていましたけれども、この制度を活用しながらコンパクトシティの取り組みで、国交省の第1回コンパクトシティ大賞を受賞しましたというような記事が新聞にも出ていました。では、南魚沼市はといいますと、国交省のホームページでは県下で取り組んでいる15の自治体には入っているのですが、第二次総合計画、そして同時期に示された都市計画マスタープランにその方向性が示されているものの、具体的には今段階着手はしていないようであります。

そこで、市も人口減少問題、特に山間地の高齢化、そして同時に中心市街地でも空洞化が進んでいるようでありまして、そういう問題、課題が出ているわけであります。また、うまく展開できれば地域活性化にも大きくつながる動きも逆にまたある中で、どうまちづくりを進めるか重要な時期であります。したがってこの時期、この段階で立地適正化計画を策定しながら緩やかに居住誘導、都市機能の誘導をして、将来も住みやすい持続するまちづくりに向けていく必要が、私はあると考えますので、そういう観点で次の3点を質問いたします。

具体的な質問の1点目でありますが、地下水採取条例改正にあわせて立地適正化計画による六日町市街地のまちづくりを進める考えはないかということであります。六日町駅前を中心とした市街地の活性化につきましては、今までも多くの議員が取り上げてきました。今現在、一時期ほどの空き店舗が目立っているというわけではありませんし、一応日常生活を送る環境は整っているようにも思うわけであります。したがって、特に今やらなければならないことはない、そう考えそうではありますが、駅前から少し外れた通りや周辺の今後も懸念されることにあわせまして、今、現実問題として地盤沈下によるところといいますか、正確にはそれに伴った地下水くみ上げの規制も大きいと見られる中心部の空洞化の問題も出てきております。そのために地盤沈下はとまったわけではないけれども、このままでは地盤というよりも地域が沈下

するという懸念もされることから、地下水採取条例を改正して、井戸掘りの規制を緩和する方向で動いているわけであります。

ただ、規制を緩和しても沈下がとまっているわけではありませぬので、先ほども話がありましたけれども節水ということはこの地域はどの地域よりも必要であります。そのためには、今進めている用途地域の見直しも含めて、居住誘導もある程度必要でしょうし、そういう地域的条件があっても南魚沼市の中心市街地としてふさわしい地域でなければならないわけでありませぬ。そのためにどういふ都市機能がこの地域に必要なのか。将来の姿を描きながら立地適正化計画を策定し、具体的に考える時期だと思ひますが、どうでしょう、が1問目であります。

次に②としまして、都市機能の集積で大和地域に進めているプロジェクトの相乗効果を、ということでありませぬ。地域資源を生かして今、進めている大型プロジェクトを成功に導く手段としての立地適正化計画という観点からお伺いをいたします。大和地区の浦佐駅周辺は、県下どこにも例を見ないほど大型プロジェクトが今、複数進められています。このことに市民は大きな期待と、大きな可能性を感じていられるわけでありませぬが、サテライトオフィスは、今お試しでありますのでこれは別にしても、なかなか期待どおりには今、スムーズに進んでいないのが現状であります。

しかし、これは昨年12月議会でも一般質問しましたように、うまく動き出せばミスマッチでない若者が求める新たな良質な雇用につながる可能性が非常に大きいわけでありませぬし、そのことでいつも市長が言っておられる地元の企業もまた、いい意味での刺激と活性化になり、若者の帰ってくるための就業の選択肢にもつながるといふふうにお思ひます。

また、この地域の農地はほとんどが農振の網がかかっております。農地の保全化からはこれは重要なことでありませぬけれども、土地利用の面からは厄介であります。しかし、何より都市機能集積の核となる可能性の大きい新幹線浦佐駅や、既存の医療機関、近くには国際大学、北里学園など既に資源としてそろっている地域でもあります。そういう資源があるから、これらにプラスする形で今後の地域包括ケアのための医療、介護施設の誘導とか教育施設の誘導とか、一番問題になっている商業施設の誘導など、計画が立てやすいわけでありませぬ。また、計画化して進めることによる国の支援や、金融、税制支援もあるわけですので、民間活力も参入しやすく、今、進めているプロジェクトの成功にもつながるとお思ひます。そういう点からこの地域においても立地適正化計画の策定の必要性を感じていませぬが、どうでしょうかといふのが2番目であります。

今まで都市機能を誘導するといふようなことを言っていますけれども、中心地の一極集中ということではないわけでありませぬね。国は人口減少の中でコンパクトな中心的な拠点の必要性和、そこと周辺の生活拠点とを結ぶネットワークで結び、補完するまちづくりを進めているもので、そのための緩やかな誘導であります。そういう意味で都市拠点と地域拠点、集落拠点を結ぶ公共交通網は非常に重要になります。

そこで、3番目でありませぬけれども、立地適正化計画にあわせた公共交通手段の見直しをということでお聞きをしたいと思ひます。今、市民バスが細かに運行しております。正確なデー

夕は持ち合わせていませんが、今現在の利用状況は必ずしも良好ではないというふうに思っています。それは使い勝手という面もあると思いますが、公共交通が都市部ほど整備されていない地方では、ほとんどの家に車がありまして、まだ運転可能な高齢者も多いわけでありますから、南魚沼市も含めて地方では今時点ではそういう実態になるものと思われま

しかし、あと10年先を見れば、今運転できる高齢者も運転免許証の返納、または運転ができなくなり、公共交通が都会ほど整っていない地方ほど、このままでは日常の足確保は今以上に、または地方ほど大きな問題になるはずであります。こういう中では山間部も含めて日常生活に大きな影響があります。現状でも見直しを望む声も出ているわけであり、この際この問題も立地適正化計画の中でその考え方に沿った見直しが必要でないかと思っておりますので、あわせて考え方をお伺いいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。事前に制度の概要等は理解して質問しているつもりですので、質問事項に沿った簡潔な答弁をお願いいたします。答弁によっては質問席で再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは佐藤議員のご質問に答えさせていただきます。

1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

制度のことは、ということですが、若干だけ触れながら、ちょっとではあります。このマスタープランの部分、これが一番の大きなものだと思いますが。当市はその平成28年3月、昨年3月に都市計画マスタープランを策定いたしまして、都市計画の基本となる考えを示しています。その中で六日町市街地は、市の中心拠点として商業、行政、文化、教育などの都市機能が集約したにぎわいのある中心市街地の形成を図る区域として位置づけられているということです。これが大前提。

合併以降、都市再生特別支援法に基づく都市再生整備計画を定めて、塩沢地区や兼続地区としてそれぞれ事業を実施しまして、まちづくりに努めてまいりました。その後の改正された改正都市再生特別措置法によりまして、初めて、議員が今お話になっている趣旨の、コンパクトなまちづくり、それと公共交通によるネットワークの連携を定めたものが、立地適正化計画であります。この計画に都市機能として誘導すべき施設などを定めることによって、この都市再生特別支援法に関する支援措置を受けることができるということから、いろいろな議論がなっているということです。

しかし、六日町市街地では、誘導施設とここで位置づけられている誘導施設である南魚沼市図書館とか南魚沼市民病院これらの整備が進んでおりまして、公共施設では例えば市役所の建てかえとか、市民交流センターとか、これらの都市施設の建設、民間においては商業施設等の具体的な計画や予定、これがなければ取り組む必要性は低いと我々は考えているというところでありまして。今後、都市機能として誘導すべきそういう施設とか、民間都市開発事業のそれらの計画が生じた段階で、立地適正化計画の策定を検討すべきというふうに考えているところで

あります。

また、六日町の中心市街地においては、地下水採取の規制が緩和されることによって空洞化、この進んでまいりました現象に一定の歯止めがかかって、用途区域の指定による土地利用の誘導が進むことをまずは期待している。大きな思いとしては、まずはこの地区における、佐藤議員からもいろいろなことを提案いただいています、この地区における最重要課題である、このまちづくりの基礎となるこの地下水の採取の規制の緩和の条例に立ち向かわせていただきたいという思い。そして、同時に商工会の皆様からは市長宛にまちづくりの検討をどうか進めてくれという提言と、また要望が上がっておりますことも十分存じ上げている中で、この点につきましては対応してまいらなければならないと思いますが、今のこの立地適正化計画によるそういう中での位置づけとしては、今ほど申し上げたとおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

都市機能の集積で大和地域に進めているプロジェクトとの相乗効果を目指せということだと思ひますが、大和地域では都市計画マスタープランにおきまして、魚沼基幹病院、そしてC C R C構想、グローバルI Tパークなどのプロジェクトを進め、国際大学などと連携を図りながら活発な交流を目指す地域に位置づけられているという状況であります。

さらに魚沼基幹病院の周辺については、居住、滞在、医療福祉、商業等の機能を有するメディカルタウンを整備し、既存の医療福祉機能の支援・強化を図る地域としてこれには定められております。

現在は大和地域における都市機能誘導施設である魚沼基幹病院がまずは開院をして、その周辺に商業施設等の開発が今現在進んでいる。都市計画マスタープランに示した将来像は、この地域においては他に先駆ける形で私は形になりつつあるというふうには考えています。今後でありますけれども、新たな都市機能誘導施設の建設、民間事業者による商業施設等の具体的な取り組みが予定をされた、そういう段階で立地適正化計画の策定を検討すべきと考えております。まさに進む速度が速まるのかも、これから速まっていくのかもしれない。

3番目の、この計画にあわせました公共交通手段の見直しをとということであります。このプランにあるコンパクトシティプラスネットワークという考え方は、先ほど申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、立地適正化計画において基本となる考え方であります。現在の市民バスについては、公共交通空白地帯の解消をまず目的としていて、交通手段を持たない方の日常の買物、または通院の足として、それまでの福祉バスや病院バスを継承する形で再編をしたと、ご存じのとおりであります。

平成27年4月からは、地域公共交通協議会の承認を得た路線バスとして、民間運行事業者が運行しています。そして、再編時の路線の検討や設定につきましては、このネットワークの考え方に基づいて、各行政区と行政施設、医療機関、駅などの交通拠点への接続を行ってまいりました。現状のバス運行においては、いわゆるP D C Aサイクルによる見直しを常に行いながら、より良い運行を目指して事業を行っている、この姿勢は変えておりません。現行のままでいいということは我々も認識しなくて、さまざまにまた見直しを図りつつやっているとこと

あります。

市民バスの運行は、再編から今2か年が経過した状況でありまして、中期的視点から検証を行い、さらなる見直しをしていく必要があるというふうにも考えておりますので、改善を重ねて市民にとって利用しやすいバス運行を目指して努力してまいりたいという状況であります。今の時点の答弁とさせていただきます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

答弁をいただきましたが、ちょっとそうかな、というところなので、時間もないところですが、今回2問ですのであまり時間はありませんが、1つ、2つくらいずつ再質問をさせていただきたいと思います。議長の許可を得てお配りした資料をちょっと見ていただきたいと思いますので、その左側の一番下のほうに平成20年、平成29年の8年、9年の間の南魚沼市の人口が減っている状況を上げさせていただきました。私の調査時点では4,765人減っているわけですが、そのうち六日町が2,195人で、全体の46%です。これは減少率ではないではないかという声もありますけれども、私は率よりもどれくらい減ったかというところをちょっと見たかったものですから、今、人数で六日町はこれだけ減っているのだぞということで示しました。時間がなくてそれ以上詳細な分析ができませんでしたので、地盤沈下区域がどうなのかというところまでは調査していないということです。

ただ、今、市長も言いましたように、空洞化は実際起きているわけですから、その対策は必要なわけでありまして。そこで、今話がありました井戸掘削の規制緩和ということになるわけです。それはそうなので、地盤沈下が収まっていない中で規制緩和に踏み切るわけですから、地域の要望とはいっても、それなりに将来のまちビジョンを持って、そういう判断、決断、対応に踏み切られるのが本来のことだというふうに私は思います。あとは知らないがとにかく緩和だ、ということではないと思いますけれども、それでは持続する行政運営、まちづくりには適正ではない、適当ではないというふうに思います。

こういう地域的な問題を抱えていても、10年、20年後はこうありたい。そのためにこういうまちづくりを進めるというところが、私は必要だというふうに思うのです。その具体的な市政の提案として立地適正化計画ということでなければならぬと思いますけれども、この点、もう一度答弁をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

個人的にはですね——行政の長でありますので、個人的な話ばかりをここでできませんので差し控えますが、自分の思いとしてはいろいろな将来この地域がこうあるべきだという思い、地下水の問題も含めたり、これからの人口減も含めたり、雪の問題、これが収まることはありませんでしょうから、そういう中でいろいろな思いをしていますが、今の時点ではこういう答弁をさせていただきます。

そして、やはり先ほど申し上げましたとおり、そういう課題が例えば民間、行政を含めて出

てきた場合に、六日町の中でこういう立地適正化計画をきちんと作りあげるものだというふうに思っていますので、そういう答弁でお願いをしたいと思います。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

私が言いたいところは、立地適正化計画をどう進めていくかというところですので、この点ばかりにこだわっていただけませんので、②のところでもその必要性をもうちょっとお話をしてみたいというふうに思います。また、資料をごらんください。今度は裏面のほうです。大和商工会が行った基幹病院スタッフの買物調査です。550 配付しまして 417 回収で、回収率はここに書いてあります 75%ということです。その報告書の一部を載せさせてもらいました。もちろん商工会に許可を得ていますが、報告書の中には企業名が載っていましたので、企業 A とか B とか、そういうふうにもちょっと変えさせてもらいましたけれども、そういうことであります。

私はこの結果を見て大変な衝撃を受けました。南魚沼市は総合戦略を策定しながら、人の流れを、経済循環をと進めていますけれども、基幹病院という資源を得て大きな人の流れができましたが、人が集まっても経済が回っていないという実態がこの表であからさまになっています。8 品目の分類で買物動向の調査をしていますけれども、日用品、外食、生鮮食品、8 品目の合計のそれだけは載せました。どれも地元での消費活動は極めて少なく、お隣の魚沼市ですよ。これは数字はパーセントではなくて、下に書いてありますポイントですので、ちょっと誤解のないように見ていただきたいのですけれども。

さらにショックなのは、右の下のほうの回答者の居住の意向ですよ。ここに住みたい、ほかに移りたいが半分以上、どちらとも言えないを含めれば 8 割以上がそういう回答なのです。この実態を何とかしなければならぬと私は思うのです。これでは本当に地方創生なんてほど遠いのに私は感じてしまいます。この表、事務局には先週の半ばごろに出しておいたのですが、これを見て市長はどうか感じているか、まずそのところをちょっとお伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

数字を具体的に見たのは、ちょっと今示されたとおり。この認識はずっとありました。これがあるからこそですね、魚沼側にとということもあったり、買物がですね。これはもうずっと言われていることで、ならばこそ皆さんにもお認めいただきましたあそこの大和天王町周辺のまは一番のもとから直していかなければならないという意味で、その排水の事業に歩み出すということも含めて、あそこの土地利用が促進されるように、今、手を打ち始めている。

今の、現状はそういうことでこれは致しかねないと思いますが、将来にわたってこれを改善して、このままで終わった、困ったでいるわけではありませんので、その辺はやはりよく認識をして、そういう認識は同じだと思いますけれども、そういうふうに思って、今、事業を進めている。この中で先ほどの立地適正化計画、これによってどうかという、ちょっと離れているかもしれませんが、我々としては今のこの数字に上がっている例えば買物のこういうもので、

例えばほかに住みたいと思われているような状況というのは、多分あるのだろうと
思っている中で、さまざまに手を打たせていただいているということなので、ご理解を
いただきたいと思
います。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

この地域につきまして、いろいろ整備を進めていくというふうな答弁がありましたけれども、
この調査は基幹病院の関係でありますので。だけれども、今、進めているプロジェクトも同じ
ことだと思えます。同じことどころか、人の流れもできない。そして、事業自体もうまくいか
ないということも想定もされてしまう。今のままであればですよ。というのは、この地域は農
振地域の網がかかっています、農振除外というのが非常に難しいことは十分経験しているわ
けであります。

そういう中で何とか整備を進めるということですが、ではどうするかということでは
よ。この立地適正化計画を持ってしても農振除外というのは、多分私は難しいと思
います。ただ、立地適正化計画を策定することによって、先ほど市長も答弁がありましたけれども、都
市再構築戦略事業、昔の旧まちづくり交付金ですか、その国の支援も可能になるわけであり
ますし、金融、税制支援も受けられます。こういう状態にして都市機能を誘導する。まずは商
業施設だと思えるのですけれども、それに伴って 25 年、2025 年からの地域包括ケアに備えての介
護、医療介護施設、そういうところかもしれませんけれども、そこでさらに人の流れをつくら
せて経済活動、経済循環が生まれ、相乗効果が出てくると。そこにそうやって事業所が手を挙げ
るのでよ。

そして、具体的に手を挙げれば、今一番問題になっている農振除外も具体性が出てくれば、
その突破口になることも考えられる。そういう意味からもこの立地適正化計画というのは今進
めなければならない。ここだけの問題ではない。この立地適正化計画というのはこの市内全域
の計画ですから。ここもこういう問題がある、六日町もああいう問題があるというところ
なので、ぜひこれは、そうは回答のようには言わないで、ぜひ積極的に進めてもらいたいと思
いますので、もう一度お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

最初の答弁が違っていたというふうに申し上げるわけにもいきません。このとおりな
のですけれども、十分検討させていただきたいと思っております。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを

時間もないところですが、もう 1 点だけ付け加えさせていただきます。この都市機能
誘導というのは、今、問題になっています、進めている浦佐駅の多目的活用の促進にも私はつ
ながると思うのです。今、高校生の勉強の場所とか、漫画図書館というので市長にお骨折
りいただき、JR の本社のほうの接触の段階までできているというようなことをお聞き
しました。

政治的なことがありますので、詳しい話は私も聞きませんが、私の思いだけ述べさせてもらいますと、浦佐駅に魚沼市とか只見地方の市町村と一緒にあって観光拠点をつくったり、C R C 構想の中にはフィットネスクラブみたいなのも多分構想としてはあるのです。それを用地を取得してではなくて、あの駅の中にできれば非常に立地はいいですし、そしてまた先ほどの国の支援も受けられるかもしれない。そうすると市の財政的持ち出しではなくて、そういう事業も可能になるというところも出てくるわけですので、ぜひこのところは検討するということですので、進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりました。そのバス、公共交通のほうにちょっと移りますけれども、市民バス、1点だけお聞きをいたします。市民バスの見直しを考えると、私はもう結論から言いますが、路線バスとタクシー会社への民業圧迫ということに突き当たってしまいます。民業圧迫ということでは困るわけでありまして、その現状の考え方からすると、なると市民が満足する、そしてまた使い勝手のいい、そういう市民バスの運行というのは、私は難しい。そこら辺を全部取っ払って、じゃあ、どういう形であれば、その3者、4者がともにいいのかというところを、私は考えていかなければならないと思いますけれども、そこら辺の考え方は今あるのかというところだけお聞きをしたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりを伺いはわかりましたし、先ほど答弁をしたところを、もう1回繰り返しますね。この平成27年4月からは、地域公共交通協議会の承認を得た路線バスとして、民間運行事業者が運営しています。再編時の路線の検討や設定につきましては、このネットワークの考え方に基づいて、その後も話をしたとおりさまざまな皆さんと協議して進めていく。これに当たっておりますので、今時点ではこういう考え方で協力、協調の中でやっていこうということでもありますので、お願いしたい。将来、将来についてはここで私がまだ述べるべきところではありませんので、気持ちは十分にそういう考えだなど、そういう考えもあるなどということはお聞きしておきたいと思えます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 立地適正化計画による人と都市機能の誘導で、持続可能なまちづくりをでは、市民バスの見直しにつきましては、あとで24番議員も質問しますので、そちらのほうに委ねたいと思えます。

2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

2問ありますので、2問目のほうに移らせていただきますが、人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要だという部分であります。この問題も人口減少問題でありまして、今ほどの立地適正化計画とも関連するところもあるわけですが、以前から人口減少、そして高齢化が進み、集落が維持できない状況になることが懸念されたり、指摘されたりしているわけですが、私はその資料づくりをしながら、本当にそろそろこれが現実になりつつあるかなというような感じを受けました。

この問題も平成 27 年 9 月議会で井口市長に当時質問をしたのですけれども、それとほとんど同じなのですが、内容的には山間集落では予想以上に高齢化が進みまして、集落も小規模化が進んでいるというのが明らかになりました。議長の許可を得てお配りした資料をもう一度ごらんいただきたいと思っておりますけれども、平成 20 年、29 年の集落別人口高齢化率を比較いたしました。右の表は細か過ぎますが、資料をつくるための基礎データですので、それを説明用にまとめました左のほうの部分をごらんいただきたいと思うのです。

平成 29 年には南魚沼市の高齢化率は 30.5%ということで、とうとう 30%を超えました。これは人口ビジョンでも早い遅いは別にしまして予測していることではありますが、問題は集落ごとの高齢化率と人口減少です。平成 20 年時点では 65 歳以上の高齢化率が 40%のところは、まいこ園を除いて辻又 1 集落だけだったのですけれども、それが平成 29 年では、ここに 10 しか並べてありませんけれども、40%以上が 33 集落あります。最高は 70.6%、65 歳が 70%です。59.1%、55.6%、50%台が 2 集落あります。

まあ、高齢化率が高くても人口が多ければ何とかなるという考え方もありますが、そういう集落はこの表のとおり比較的小規模集落ですし、その下の表をごらんいただきたいと思うのですけれども、高齢化率の高い集落では高齢者ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の割合もまた高い状況であります。小規模集落とはいえ、最高は 75%が高齢者だけの世帯、次いで 57%、40%ですから、数字上のことでありますし、集落の立地の状況にもよるでしょうし、集落内に入ってみれば多分、集落維持が自分たちの集落だけでできているところももちろんあるでしょう。人口も少なくなつて、その上、高齢化が進んで、高齢化が進んで、高齢者だけの世帯が多くなつている中で、1 集落だけで集落維持、生活維持が難しくなつている、またはなつてくるといふようなことが当然予想されるわけです。

だがしかし、であります。だがしかしであります、まだ 1 集落だけで難しくても、一定地域で助け合いや支え合いができれば、集落として頑張れる集落も私は多いというふうに思うのです。

それで、第 1 問目ですけれども、人口減少、高齢化が進む中で、共助による住みよい地域づくりを進める必要性はないかということであります。当たり前のことだという答弁を期待いたしますが、この段階では具体的手法ではなくて、そういう考え方があるかないかだけで結構ですので、簡潔なお答えで認識をお尋ねしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

あるかないかと言えば、あります、とお答えするだけになるのですけれども、まずは住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、誰もの願いだと思いますので、そのために自助、共助、互助といえますか、それと公助が基本となると思います。住民一人一人が、豊かな生活を……

○議 長 質問中ですが、携帯電話は外でお願いいたします。済みませんでした。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

住民一人一人が豊かな生活を守るために努力する自助が必要だと思います。でも、なかなか今難しくなっているということはおっしゃるとおりであります。行政サービス等の公助ということになるかと思いますが、さまざまありますが、簡単に言えば当然なことだと私は思っております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

人口の減少はとめられるとも思っていますが、将来消滅するかもしれない集落に今から移転してくださいとか、隣の集落と一緒にしてくださいと言っても、先祖伝来の土地をそう簡単に離れることはできないわけでありまして、精一杯そこで生きていただいて、生活してもらって、そのために行政が支援する。それでもだめなら地域住民がどこかに移るなり集落統合するなり、みずから決めていくことになるのだらうと私は思います。そういう考え方がなければ、私は地方創生などというのはない。みんな一極集中でいいのだというふうに思うわけでありまして、認識、終わりということでしたので、次に進めさせていただきます。

次に、じゃあ、その具体的な手法としてちょっと上げさせていただきますと、地域コミュニティ事業に支え合い事業枠を新設して、各地域に必要な独自の支え合い事業を支援する考え方はないかということで上げさせていただきました。これも平成27年に会派で研修して、伊賀市の住民自治協議会の例を挙げながら質問をしたことであります。それは地域で必要とする支え合いという部分を自発的に計画して、それを市が地域の必要によって事業運営の支援をするという内容であります。そのことを質問したわけでありましてけれども、当時の答弁では、地域コミュニティ事業の提案事業で何でもできると。そっちのほうで考えてくれということでありました。そしてまた制度ありきでは、きちんとした支え合いというのは生まれないと思うというような答弁でありました。まあまあ、それもそうだし、実態を把握することがまず第一だというような、そういうような答弁で終わったというふうな思いをしております。

その後、先ほど言いましたように、集落の状況は本当にさらに深刻になっていきます。今回この議会の初日にも、社会厚生委員会の管外調査の報告にもありました。2025年に向けて具体的にしてくる地域包括ケアシステムにおいては、地域の支え合いがなければ成り立たないほど、そういう面から支え合いというのは重要であります。こういう共助の精神は、今後本当にますます私は大事に、欠かせないものになってくると思いますけれども、しかし、なかなか自発的には生まれてこない。生まれてきても継続はしない、そして育たない。そこで、地域コミュニティ事業が目指す趣旨からしても、こういう支え合いの精神はまさにこの地域コミュニティ事業の目指すところと一致しているわけでありまして、これを別枠として考えて進めるお考えはないか聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

地域でできることはまず地域で実施をするという理念のもとに、地域コミュニティの活性化事業が進められていることでもあります。現在、各地域で独自の取り組みが行われていることは

議員も含めて皆ご存じのとおりであります。この交付金、いわゆるその地域コミュニティに対する交付金の使い道につきましては、各地域の事情とか状況に合わせて協議会の裁量で執行できるようにしていると。この方法は今後も継続してまいりたいと思っておりますし、今、議員がご提案いただいているそれらについては、提案事業の中で支え合い事業に活用することができるというふうに私は考えています。

別枠でという話がありました。その別枠がいいのかどうか、先ほど議員がちょっと長くいろいろ説明されていた、いろいろな考え方があるので、その辺もそうだなという話をしていましたけれども、それに当たると思うのです。なので、それが特性として別枠ということになると、公平性もありますので全部例えばそれをつけていくということになりますが、そうではなくて、この先ほど配られた資料にもある、例えば高齢者一人の世帯の率が高いところとか、高齢化率が高いところとか、それぞれ地域によってもこれは全部一律ではないと思うのですね。

なので、全体の枠の中でそれぞれの地域の特性に合わせて組んでいくというのが一番いいでしょうし、これから進むだろう道筋になっていくと思っておりますので、モデルケース的にやはりちょっと違う考え方の中でモデル事業として取り組んでもらおうとか、いろいろなことを考えていかなければならない時期にきているのかなということは今、話を伺っていて、特に強く認識しているところであります。

基本的にやりたいのは、それぞれの自主性を持ってやってもらいたいということがありますが、ただ、恐らくこういう方向に行くでしょう。そして、できれば、前市長からそうだったのですが、当時もっと多分この交付金については、大きな枠組みにしたいと。金額的に大きなものにしたいということがご本人もおありだったと思っておりますが、なかなか進んでこなかったところがありますけれども、私もこのコミュニティ事業につきましては、減らすどころかこれからは、ここの部分の拡充こそが、さまざま単にコミュニティ事業と今までのくくりだけではない、新しいこういうテーマ性を持ったところが出てまいりますので、それらについてコミュニティでやっていただくということが今考えられる最も何ていいますか、近道かなという思いがしておりますので、それをもって答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

提案事業の中でということでありまして、まあ、地域づくり協議会の全体枠の中でということですが、市長も前の市長が言うようにそれを増やしたい気持ちはおありであるようですけれども、今、大体、1 協議会 500 万円くらいですね。市長はそれを 1,000 万円くらいにしたいということでありまして、12 協議会ありますので、それはなかなか今の財政事情で難しいと私は思うのですよ。

ということであれば、その中で本当に地域の支え合い事業としてやる気があって、それが必要としているのであれば、そこを抽出して、そこを特別に私は支援していかないと、なかなか今のところから広がらないし、市長が望んでいるようなことも、全体的に増やすというのも私は無理だと思うのですけれども、そういう観点での個別的な取り組みというのはいないか、もう

一度お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

「支え合い」と言葉で言えば簡単なのですが、前からの議論の中でそういうのが出ていて、私も議席のほうで議員の時代聞いていて、わかりづらいなといつも思って聞いていました。どういう具体的なことがあるのかということについて、やはりまだこれからいろいろ出てくると思うのです。そういう中でどういう考えがあるかというふうに矢継ぎ早に言われても、私も全部ここで今答えることはできません。これから出てくると思います。

これからこれらの数字が高い地域については、さまざまな問題が出てくるのだろう。その一つ一つをちゃんとよく、吟味という言葉が合うかどうかわかりませんが、よく精査をして、こういったモデル的な事業が取り組めるのかとか、そういう型をやはり——型といいますかそういうことは行政のほうでつくりあげて、地域にお願いしていくという段階が、必ずくるだろうなというふうに思っていますので、それをもって答弁にさせていただきたいと思います。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

時間もなくなってきましたので、次に移りたいと思いますけれども、移住・定住の協力隊等への支援の関係であります。市長は、辻又の市政懇談会に行っておわかりだと思いますけれども、そこは若い移住者がいまして、地域おこし協力隊もいまして、若い人がいると本当にほかのところよりも活発な、若い意見が出ますよね。2、3年前に比べると信じられないような活気が私はありました。そういう人たち、移住をしてくる人たちは自分の思いで来るのですけれども、なかなか現実問題、住居探しから仕事探しから、そういうのは思いのままにはいかない。そういう面での支援というのは考えていないのか。そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

移住者、特に辻又にも私も市政懇談会のときに行って、そういう意識を持ちましたが、なかなかあの地区のいろいろな問題もあるのだなということも実は感じ取っていました。移住者向けの支援策については、平成28年度から補助事業を活用しまして、市内に賃貸住宅を契約し居住する場合の家賃及び初期費用を補助するU・Iターン促進住宅支援事業補助金制度を始めました。先ほどいろいろなやり取りの中であった事業です。中沢議員のときだったでしょうか。

この4月には空き家バンク制度を開始、合わせてU・Iターン者や市内在住の若者世帯及び子育て世帯が居住するために取得した中古住宅の改修に対する費用を補助するU&I促進事業住宅改修工事支援補助金——ちょっと長いですね——制度を始めたところでもあります。制度としてはまだ十分とは、考えていませんけれども、限られた予算の中で効果的な支援制度を検討していきたいと思います。

本題に入りますが、地域おこし協力隊につきましては、全国で6割程度の方が任期満了後も

同じ地域に定住をしているというふうには伺っています。移住、定住施策としても非常に効果的だとも考えております。逆に見ると、4割の方が定住できないということにもなるのだと思います。定住につなげていくためにですけれども、隊員が仕事や結婚などの地域の暮らしを思い描くことができ、それを実現できる支援体制が必要だと思っておりますが、任期終了後の将来についてやはり隊員本人の意向を聞きながら、その隊員の方、そして地域、行政が一緒になって考える必要があるというふうに思います。

この支援策としては国の制度として、就労に必要な免許の取得や、それから業を起す起業の準備にかかる経費的な支援これらがあるほかに、うちの南魚沼市ではこの隊員の皆さんに副業を認めているのです。なので、協力隊の活動と並行しながら、自分のその後のまた就労とか、それから就農、それから起業、業を起す起業に向けた助走というものができるという仕組みを当市ではとっている、ということの中で、当然定住や起業についてはせっかくここに来ていただいた皆さんでありますので、必要に応じてできる限りの支援をしていきたいというふうに考えているところであります。現地の皆さんのいろいろな考え方もいろいろまたあるのかなとも思っておりますが、以上とさせていただきます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

これが最後になるかもしれませんが。先ほど住宅リフォームの関係で市内在住の方へのリフォーム拡充がありました。通告にも文言として住宅リフォームの関係を書いておきましたので、ここにちょっと触れたいと思うのですけれども。定住、移住に関連しまして、以前、長岡市の移住者向けの空き家リフォーム助成、それを例にして井口市長に質問したことがありまして、住宅リフォームの適用範囲の拡大をお願いした質問をしたのです。市長はわりとやる気のあるような感じで私は受け止めたのですけれども、移住者の空き家リフォームを林市長はどう考えておりますか。その移住者への住宅リフォームの適用拡大について、空き家ですね。考えをお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

就任後いろいろなところで、多分、ここでもいろいろな話をしてくれていると思うのです。そういう前向きな考え方をしています。ただ、今できるかどうかを精査したりとかやっていたかなければなりませんし、財源をどこに求めるとかいろいろあると思いますが、基本的にそういう考えです。ただ、私は移住者だけと考えていなくて、前から言っているとおり、この地域における、例えば家を継ぐという言い方は最近もう合わないかもしれませんが、そうではない例えば昔風に言えば次男の皆さんとか三男の皆さんとかそういう方々の空き家へ、自分の生まれ在所地域ではない、違う場所も含めて空き家にどんどん入っていただくということも、地域の先ほど言った高齢化率とかいろいろなもの全部に直結している問題なので、そういうことを目指していきたいということは、もう十分、前からもう申し上げているとおりでありますので、今回もそういう答弁であります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 人口減少、高齢化が進んだ集落、地域を維持する支援が必要

いろいろ細かいところに及んでありがとうございます。人口減少、高齢化、これはなかなか歯止めはかけられない。難しいわけでありませけれども、私たちはこの地で生きていかなければならないわけでありませるので、知恵を出し合ったり、支え合ったりしながら市内どこでも健康で安心、快適な環境の中で生活ができるように、若い市長にそのまちづくりを期待しまして質問を終わりたいと思います。

○議 長 本日の会議時間は質問順位7番までとしたいので、あらかじめ延長いたします。

質問順位7番、議席番号10番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 お疲れさまです。きょう最後の一般質問になります。桑原です。よろしくお願いいいたします。

南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置をとということで質問させていただきます。平成の大合併により各自治体が持っていた複数の公立医療機関を合併後も運営するケースが見られましたが、徐々に合理化されてきています。公立病院の運営は難しく、その70%以上が赤字経営と言われており、自治体の財政負担となっているのが現実のようです。

我が市においても同様であり、一般会計からの繰り入れは決して小さいものとは言えません。一般会計からの繰り入れは、病院経営を支えるものであり、市民生活を守る上で必要な予算ではありますが、本来ならば子供たちの教育や経済産業の発展に使われるべきものであると考えております。

地域医療を守るということは非常に大切な責務ではありますが、今後の人口動向から見ても現状のまま公立の医療機関を運営していくということは、厳しいと言わざるを得ません。高まる市民ニーズと高齢化社会に対応し、病院経営を継続させていくには、周到な経営計画が必要です。今回は先日晒された公立病院改革プランに基づき、市民ニーズに応えた病院経営のあり方を議論したいと思います。なお、我が市は複数の公的な医療機関を運営しておりますが、ここでは市民病院に絞り質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、公立病院は赤字病院が多いが、民間の病院経営との違いをどのように認識しているのか。

2、このまま高齢化が進めば整形外科のニーズが高まるという予測が成り立つが、収益を上げる体制についてどう考えているのか。

3、少子化対策や市民ニーズの観点で、産婦人科と小児科の併設が望ましい。経費は相当額見込まれるが、不採算地区病院の運営の責務として、産婦人科の設置を行うべきではないか。

4、経費抑制よりも人材確保を優先するという方針であるが、看護師等の奨学金制度を現状の学生のニーズに合う形にすべきではないか。

5、市民病院の将来像として指定管理者制度の活用は検討しているのか。以上になります。

以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは桑原議員の質問に答えていきたいと思えます。

南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

まず、最初の赤字経営が多いが、民間病院との違いをどのように認識しているかということです。公立病院、全体の公立病院のことを言っているのだと思います。厚労省の調査では全国の病院全体に占める民間病院は8割強となっているそうですが、中小規模の病院が多く、その多くが都市部に集中しているのが特徴であると言われていています。地域の医療需要に応えまして、安心・安全な医療を提供するという意味では大きな違いはないというふうに考えておりますが、採算性が低い小児や僻地医療などを手掛ける民間病院は非常に少なく、一般論ですね、少なく、医療の地域格差が生じる一つの要因となっています。特に当市のような中山間地域では全国そうではありますが、医師をはじめとする医療従事者の確保の困難さから必要とする医療体制の提供には苦慮してきたところでもあります。

公立病院の責務として常勤医師の確保ができない診療科であっても市民の安心・安全な医療を支えるという観点から、市民が必要とする診療体制の構築はこれは不可欠だということでもあります。医療再編後の医療機関の役割分担を考慮しながら、採算性の問題から民間病院が担うことができない部分についても、非常勤医師による診療なども模索をしながら公立病院で対応する必要があると考えています。この点がもう、公立病院と民間の病院との違いは、まさにここにあるというように思っています。つまりは営業として成り立つかどうかということなのだろうというふうに思います。公立はそれだけでは進むことができないというところが、大きなテーマだと思います。しかし、経営を忘れてもいけないということでありまして、その努力の中に当然進めていかなければならないという思いであります。

2つ目のご質問ですけれども、整形外科のニーズが高まるという予測、これが成り立っているのどう考えるかということですが、高齢化社会の進展、高齢化社会が進むにつれて整形外科のニーズが高まるというのは、一般論でももちろんであると思います。当地としてはそれに加えて、高齢化の問題だけではなく、季節的な需要とも言われているスキー、それからスノーボード、これらの傷害事故等があるわけでありまして、それもまた一緒に加えた問題かなと思います。

さらに、内科、泌尿器科、耳鼻科、眼科、皮膚科等いわゆるそれらの多くの診療科においても医療需要は高まるものと考えています。高齢化という問題でいきますと、決して整形だけではないということでもあります。この医療需要に応じてかつ、収益性を高めるにはこれはもうずっと言っていることですが、常勤医師の確保が非常に重要であるということでもあります。現在、病院事業管理者、院長を先頭にしまして、関連大学病院との連携の強化や医師同士のつながりなどを含めまして、それに頼るところも大きくて、全力で医師確保に努めていますが、地方の多くが、私どもだけではないのですけれども、医師不足があり、難しい、厳しい状況に

あるということであります。

しかし、8月から皮膚科の常勤体制が実現する見込みとなったということが入ってまいりまして、成果も着実にあらわれてきているということも、ぜひ、皆さんからわかっていただきたい。今後も引き続き当地域の医療ニーズに対応すべく、粘り強く医師確保の取り組みを進め、収益性向上に向けた取り組み進めてまいりたいと思います。

先般も自治医大病院の百村先生、センター長であります。大変な方でありませけれども、その方がこちらに見えられたときにも、私もちょっと、この地内でありませけれども、表敬訪問をさせていただいて、後日また埼玉のほうに私も出かけることにしています。これら派遣していただく大学の先生の、あと病院等には市長みずからがまずは出かせさせていただいてきちんとお願いをする。またこちらに来ていただいたそういうトップの先生方だけではなくて、病院長さんとかだけではなくて、いろいろな医師の皆さんについてもできればさまざまに懇親等も深めさせていただいて、気持ちの通い合った、そういう地域であるということを確認いただくという、演出といった言葉が悪いのですけれども、そういう間柄をつくっていききたいということで、病院の先生方にはいつも会うたびにそんな話をさせていただいて、心をこれから砕くよということをおのほうに伝えていただいております。

これらの中、そして特にそのときに話があるのが、お医者さんも人。当然でありますけれども人なので、モチベーションというのが非常に大事だという中で、市民全体、これは議員の皆さんも含まれると思っておりますけれども、皆さんからもぜひ一緒にさせていただいて、市を挙げてその市民病院を支えていくという、そういうことが非常に大事だというふうに思っています。私みずからはその先頭に立ちたいという思いで今の発言をさせていただきました。そういう姿勢でやっていきたいという思いであります。

3つ目の問題であります。産婦人科と小児科の併設。望ましいということですが、時間を選べないという出産の現場、そして非常に過重な労働環境に加え、訴訟リスクの高さなども非常に影響してしまう産婦人科と小児科の医師は、全国的に減少している。これはもうご存じのとおりであります。ご指摘のとおり公立病院の責務として産婦人科と小児科の併設は、実現すべき課題の1つであります。医師確保と集約が大きな課題となっていることもご理解をいただけたらと思います。

これまで病院完結型の医療体制で実現できなかったこれらのさまざまな課題の解決のために、今まさに魚沼地域の医療再編が進み、医療機関の機能と役割を分担をするというこの地域全体で一つの病院という、これを目指す取り組みを進めている、進めてきたというところでありませ。その1つが、安心をして子供を生み、育むことのできる医療体制の確立だと。この中に小児科、産婦人科の問題があると思っております。

基幹病院は新生児集中治療管理室、NICUを完備して、身体機能の未熟な低出生対象児、簡単に言えば2,500グラム未満の新生児、大変危険に冒されるという新生児の方、または先天性の病気などで集中治療を必要としている新生児の対応なども含めて、非常に高度な産婦人科・小児科の専門医療を24時間態勢で提供しています。これはこの魚沼地区にとって医療再編

の大きな成果だと私は思いますし、恐らく多くの皆さんがそう感じておられると思います。このことをしっかりと直視をせずに、今の現状の問題をさらして考えるときに、議員ご指摘の産婦人科と小児科の併設が望ましい、これ以上の状況は、今現在考える部分では私はないだろうと断言できると思っています。この辺についてはご理解をお願いしたいと思いますし、各段にこの地域のそういう状況が個々の身近になくなったかもしれませんけれども、そういう指摘はあるかもしれませんが、各段によくなっている。こういうことを市民の皆様にも、議員をはじめ、私も含め、ちゃんと伝えていくということが非常に大事だと私は声を大にして言いたいところもありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

4つ目のご質問であります。経費抑制よりも人的確保を優先するという方針。これはこういう言葉で言ったのかもしれませんが、経費の抑制も十分大事なことでありまして、これは両方が両輪の輪であります。そういうふうと考えていただきたいと思いますが、しかし、人材確保が優先されなければ運営、経営自体もなかなか成り立たないという点からこういう話になったのだと思いますのでお願いしたいと思います。

当院の、修学資金貸与者は、現在18名。今年度の対象者はこのうちの8名でありまして、毎年修学資金貸与者との交流等を行っておりますが、特に今のところ改善要望というのは聞き及んでいないという報告であります。有能な人材の確保を図るため修学資金は1つの手段として重要であります。しかし、病院内の就業環境の整備、スタッフの育成体制、多職種の連携体制、病院の目指す医療提供の方針や理念とか病院の魅力、病院力、ちょっといっぱい並べましたが、そのものが最も重要であるというようにこれは考えているところであります。医療再編後は看護師等の人材確保の改善傾向にあり、一層の改善を図るべく職員募集担当者による継続的な取り組みを進めております。修学資金制度につきましては、今後もニーズに沿った制度となるよう検討を進めてまいりたいというふう考えているところであります。

5番目、大きなテーマであります。市民病院の将来像、指定管理の活用を検討しているかということでもあります。経営形態を見直す選択肢としては、ご指摘の指定管理者制度というものがあるでしょうし、そして、地方独立行政法人化、民間譲渡とか、いろいろな考え方があるのだと思います。全国ではその地域の実情によりまして経営形態の変更によって成功しているという事例も、これは当然聞き及んでいるところであります。

一方でそういうようなところに切りかえていって、医師の離反——医師が離れてしまうということですね——こういうことを招いて、病院を休止するというそういう最悪の事態も出ているという事例もあるということでもあります。

経営形態の変更によるメリット、デメリット、それは当然それぞれあるわけではありますが、一番重要なことは医師をきちんと確保して、市民へのこれは責任でありますので、医師をきちんと確保して、必要な医療を継続して提供することが可能かどうかという視点に立たなければならないと思います。

現南魚沼市の市立病院群につきましては、病院事業管理者を中心に両方の院長先生方、そして副院長先生方、並びに常勤の医師の皆さんが一丸となって、医療体制の充実と地域医療の推

進に向けて取り組んでおります。このために現在は指定管理者制度への活用は、現状では考えていないという答弁にさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議 長 10 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。1 個 1 個質問していきます。1 番の公立病院は赤字経営が多いが、民間の病院運営との違いをどのように認識しているかというところで、私も答弁を聞いていて、まあそういうことだろうなというふうには思っていたのですが、例えば民間の病院であれば建設費にかける部分というのは、ベッド数かける 2,000 万円以内に抑えるとかという、こういう何かマニュアルがあるらしいのです。それが総工費となってプラス医療機器というのが全ての建設にかけるお金で、そうすると市民病院でちょっと割高だったのかなという思いはあるのですが。

そういった部分でその資本の部分でちょっと投資過多になって収益を悪化させているような要因、そういったところに気づいているところがあれば、ちょっとお聞きしたいのと、また公立病院改革プランでその周辺の医療機関との役割分担を明確化しなさいということをお求められているのですが、さっきの答弁にもあったのですが、役割分担の明確化というのを具体的にはどういうふうに考えているのか。また、民間病院同様の効率性を求められるというところがあったのですが、その民間病院同様の効率性に反している部分が特にあればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

まずは建設が高過ぎたかどうかという話は、もうご存じのとおりだと思いますけれども、今の 2020 年に向かうさまざまな工事のものでは、どこがやっても高くなっていくと思いますし、もう一つは一番は、当市民病院の先生方の意向が、やはりいろいろ影響したのだと思います。より良い医療を目指したい、そういう気持ちに、これは議会も含めて同意もして高くなっていったということでもあります。それについての議論は今ここで差し控えますが、そういうことだったのだらうと思います。

あとちょっと質問の内容がちょっといろいろ多岐にわたっていますので、できれば本当は事業管理者がいるべきなのでありますが、大変申しわけありませんけれども、担当の部長に答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

役割分担という点でございますけれども、今この魚沼地域におきましては、地域で 1 つの病院ということで、基幹病院を高度急性期を頂点にしまして、あとクリニック、開業医の皆さんのかかりつけ医療、それと中間で 2 次救急も含めて、2 次医療、1.5 次医療を担っていますうちの病院、市民病院、それから当市でいえば、ゆきぐに大和病院が高齢者を中心とした慢性期医療、それから在宅復帰を目指した医療ということで、今、進めています。

どうしても医療資源といいますか、特にドクターを中心に医療資源が不足をしておりますので、そこは今までのそれぞれの病院が病院完結型ということで今まで進んできたわけですが、これは大変状況からして無理がございますので、そういう意味では紹介、逆紹介という連携を深めながら、今言ったそれらの病院なり、あと開業医さん、クリニックで連携をしていくということでございます。

ただ、まだなかなかそういう意味では基幹病院に初診で——基幹病院にしかない診療科、これはもう当然基幹病院に初診に行くということになるわけですが、そうでないところについてもきちんとした分担ができていくということになれば、ただ、再編当初から比べるとそういう意味では、うおぬま通信等も含めて、地域の皆様に少しずつその辺は浸透していつてきているのかなという気はしております。

それから民間との効率性ということでございますけれども、先ほど市長のほうから答弁がございましたように、公立病院の場合、採算性のいい医療だけを推進していくというわけにはこれはまいません。ですから、重ねての答弁になってしまいますけれども、常勤の先生がいないところについても、多少経費がかかっても何とかいろいろなところに関係をつくりながら、診療科を開設して市民の要望に応じていく。また、救急医療等も含めてそこで診て、例えば基幹病院に輸送が必要かどうかの判断等も含めて、必要な医療機器は全部そろえる必要もございますので、そういった対応等も含めて、これは民間とは違って効率だけを求められないという部分が公立病院の責務としてございますので、そこはしっかりと支えていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 10 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

改革プランを読ませていただいて、そのとおりの答弁だったので、その方針でいくのかなという思いがあります。やはり、どうしても今回の質問は市民病院に限ってということだったので、やはり大和病院も絡めながらの計画になっているのだなということが、改めてわかったところであります。

それでは2番目の質問に入りますが、高齢化が進めば当然、足や膝を痛める方が多いので、整形外科のニーズが高まるとか、都会と比べて地方は公共交通機関の整備が乏しいので、自動車を使う分、糖尿病の患者が多いという傾向が地域の特色によって、必要とされる診療科目があると思うのです。先ほどの答弁だとまんべんなくいろいろな科目が必要だと。特に冬場のスキーは対策をとるべきだろうとは思っておりますけれども、特にこの部分で収益を上げるのだというような特色のある病院という考えはありますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

この部分で収益を上げるというところまで、ちょっと私も考えが至っておりませんでした、議員のおっしゃっている特に心配されている整形外科のニーズ、これにつきましては大変議員の中にも、このことに心を砕いている方がいらっしやいまして、本当に大変ありがたいことで

あります。昭和大学さん等のまた新たな派遣とか、そういうことにも全部つながっておりまして、これに甘えるというだけではなく、私どもも当然市側も、行政側もさまざまな形で先生方との関係をつくりながらこの部分を伸ばしていきたいという思いはしています。これが特徴あるやり方というかどうかはわかりませんが、この辺の需要は非常に高まるだろうなというのは、特に先ほどの季節的なものも含めて大変高いものがあると思っていますので、心を砕いてまいりたいと思っています。

○議 長 10番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

はい、今の答弁で納得をしました。次に3番目に入ります。産科と小児科の併設を望む声というのは非常に大きいと私は思っているのですけれども、以前も同じような質問を井口市長の時代にすることがあります。このときとほぼ同じような答弁で、さらに突っ込んだ答弁もありました。ただし、私としては基幹病院は基幹病院でありますし、この地域の採算、地区病院の責務として、また市民病院の責務として、また人口を増やして地域を活性化しようという理念があれば、多少の経費度外視をしてでも市民のニーズに応えていくような病院にするべきではないかと思うのですけれども、この部分はもう1回答弁いただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

これは本当に欲しい、望まれるということは十分わかりますが、現状では難しいと私は思います。そしてもし、先ほど前の議員の質問では、人口が減っていく、非常に厳しい話が出ていた質問でしたけれども、そうわかるのですが、ぜひ人口が増えていって、増える傾向がどんどん生まれて、これらの需要が本当の意味でもっと本当に常設しなければならないということになれば本当にうれしいと思いますが、現状は私は難しいと思います。

○議 長 10番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

市長もそういう認識を持っていただいているということで、私も納得いたしました。日本産科婦人科学会というところがあって調査をした結果、産科を持っていると標榜している病院と、有床診療所は全国に5,997あるのですけれども、実際にお産をしているところは2,932しかない。50%に満たないという現実があります。本当に日本は少子化はよくないと言いながら、出産できる施設がやはり足りないというふうに私は思います。いろいろなリスクとか考えた上での慎重な答弁、私も納得をしています。ぜひ、出産に関しては救急車も使いませんし、南魚沼市というのは非常に広い面積を持っていますので、いずれこういった部分も考えていけるような財政になればいいなと思っています。この部分はこれで終わります。

4番目ですが、医師の確保というのは非常に頑張っていらっしゃって、私も宮永先生からいろいろご指導をいただいています。納得をしている部分です。本当に頑張っておられるなと思います。ただ、医師の不足というのがいろいろな自治体の病院の経営を圧迫しているところなのですけれども、よく調べてみますと、医師というのは西高東低の配置になっていまして。これ

はまぎれもなく明治維新の勝者、西国の諸藩が国立大学の医学部を自分たちのところにつくったと。関東はその国立をつくれませんでしたので、富裕層の子供を集めて私学をつくったと。私学、富裕層の子供たちというのはやはり開業していく傾向にあって、慢性的な東日本に医師が不足するという構図になっていると本に書いてあったのですけれども、本当に医師がいろいろなところでネックになってきているなと思っています。

ここで、看護師の確保ということに絞って質問したいと思うのですけれども、先ほど私が壇上で言った、改革プランでは経費抑制よりも人材確保というのは、ちょっと言葉のあれだということでは理解できました。ただ、これをどのように具体的に人材確保をするのかというところなのですけれども、やはり医師も看護師も同じで資格を得るのに投資した資金を有利な条件で回収できなければ、なかなかここに向かっていく人というのはいらっしやらないと思います。

さっき答弁の中でも前向きにその条件に合わせて変えていこうかなというような、検討しようかなという答弁もあったのですけれども、今、18名の方が利用されていて、特に要望がないという、言葉がちょっと気になったのですね。実際利用されている方はこの条件に合った人しか多分来ないと思うのです。だから、いろいろ条件を緩和した中で周知をしていくという方法が、ぜひ必要ではないかなと。

現状のその学生のニーズに合わせた奨学金というのはどれくらいがいいのかというのは、具体的な例というのはないのですけれども、月々の貸与金額も8万円とか10万円に上げるとか、返済期間も長く10年、15年というふうに延長すれば、もっと目指していく学生さんが増えるのではないかなという気がしています。地元で就職できる環境を整えるということからは、林市政の重要な施策にもなるとは思います、この点について答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

ご意見は承りました。具体的などころについては病院の現場で、その声を聞いている部署の部長に答弁させますのでよろしくをお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

うちの修学資金でございますけれども、条件の緩和というお話でございますが、条件のほうはほとんどございません。市内に限定しているわけでも、県内に限定しているわけでもございませんし、学校等もどこの学校と指定校があるわけでもございません。基本的にはうちの病院への就職を前提に修学資金を借りていただくと。貸与期間と同様の年数を勤務いただければ、全額免除となると。返済は免除するということですので、これ以上基本的には条件を緩和するところはないのかなと思っています。

看護師、スタッフの確保でございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたように、その資金、例えば額の多寡をどうするのかというのも、全くゼロではないと思いますけれども、実は近隣の例えばこの魚沼内の病院についても修学資金を借りて卒業をして、ではどうするかというと、結局その病院に行かずに、全額返済をして別の病院に行くという例もかなり見受け

られます。おかげさまで市民病院の場合は、まだそういった事例は発生をしていませんで、希望された方が全員うちの病院に就職をしていただいているという状況にあります。内容的には、例えば毎年その修学資金を利用していただいている学生さんを病院に招いてスタッフとの交流をやったり、それから、中の研修体制を整備したり、病院の理念も含めてよくわかっていただくと。そういう中で基本的には病院の修学資金も借りていただく、利用していただくことも含めて、基本はやはりその病院に卒業したら入って働きたいというふうに、もうその病院の魅力だというふうに考えています。

ですから、修学資金も先ほど言いましたように、地域だとかそういったものは全く限定はしていませんけれども、うちの病院の魅力、うちの病院に、基幹病院が近くにあってもうちに来たいと。うちのような地域医療がやってみたい、そういう学生さんを基本的にはそういう方から来ていただく。選ばれるにふさわしい病院になるように努力するということが、最終的にスタッフの確保につながっていくというふうに考えています。以上です。

○議 長 10 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

病院の魅力を高めて学生、スタッフを確保するという、その理念というのは非常にいいかと思えます。この質問が次の5番の質問に関連をしていくわけですが、市民病院の将来像ということで市長から明確な答弁をいただきました。教育や福祉におけるサービスというのは、非営利企業によって生産されることが望ましいというのが、どうしても公共財の提供を営利を目的とした民間企業に任せると、過少供給に陥るといふ仮説がどうしてもあるものですから、やはりこの南魚沼市では、教育や福祉と同様にこのサービスは公立でやっていくと、そういう意思を確認したわけです。

そういったところ、病院の魅力を高めて学生を確保して、地域のためにしようというところをはっきりここでわかりましたので、5番の質問はこれで終わりにしたいと思います。

ただ最後に一言申し上げたいのは、やはり公立でやっていくという理念は非常にいいのですが、やはり一時借入ですとか一般会計の繰り入れ、この辺は縮小していくべきであろうと思えます。なぜならば、先ほども演壇で申し上げましたが、やはり一般会計の一般財源というのは、そのほかの教育であるとか建設、産業、これらを全て発展させるために使われるべきでございます。せっかく公立病院をつくってもそっちに回るといふことになると、人件費に回ってしまうと、経済を発展させるための予算が人件費に回ってしまうと、こういうことではやはりマイナスであると思えますので、しっかりとした病院経営をして、市の発展につなげていただきたいと思えますが、この辺、最後、市長に答弁をいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市民病院の黒字化と産婦人科の設置を

まさしくおっしゃるとおりだと思います。そういう経営を、やはり非常に我々も重視を今後していきたいと思えますし、それなくして市民の皆さんからの一般会計からの補填というのは、多分、理屈と申しますか、理解が得られないというふうに思えますので、あわせもって公立病

院としての責務を果たしつつ、そして、同時に経営の改善等も含めたきちんとした一本立ちを含めて、それに近づける形で取り組んでいく、これが重要だと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

なお、次の本会議は明日6月13日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後5時05分〕